

平成 24 年度

岐阜市包括外部監査報告書

岐阜市包括外部監査人

桑 原 雅 行

目 次

第1章 総論	1
第1 包括外部監査の概要	1
1 外部監査の種類	1
2 選定した特定の事件	1
3 事件を選定した理由	1
4 外部監査の方法	3
5 外部監査の期間	4
6 外部監査人	4
7 利害関係	5
第2 用語の説明	5
第2章 指摘及び意見の一覧表	5
第3章 外部監査の指摘及び意見	12
第1 公有財産等の管理方法について	12
1 公有財産等の管理方法の変更を必要とする時代背景	12
2 今後の公有財産等の管理方法について	14
3 管理対象とすべき公有財産等の範囲	15
4 岐阜市が公表している公有財産等の情報	15
5 現在の公有財産等の管理体制の問題点	21
6 連結範囲の管理の重要性と現在の管理体制との不一致	23
7 公有財産等の管理（アセットマネジメント）に必要な方針・計画	23
8 今後求められる公有財産等の管理方法について	25
第2 岐阜市の財政状況と公有財産等の更新投資について	32
1 岐阜市の財政状況について	32
2 今後の財政状況について	40
3 更新投資の必要性及びその時期について	47
4 更新投資のシミュレーションの方法について	48
5 更新投資のシミュレーション（公営企業会計を除く）について	55
6 更新投資のシミュレーション（公営企業会計を含む）について	59
7 水道事業の更新投資について	60
8 下水道事業の更新投資について	69
第3 ごみ・し尿処理施設	85
第4 市営住宅	91

第 5	小学校・中学校	101
第 6	教育研究所	106
第 7	公民館	109
第 8	児童館	124
第 9	コミュニティセンター	134
第 10	岐阜薬科大学・岐阜市立女子短期大学	141
第 11	岐阜市民病院	151
第 12	岐阜市立看護専門学校・岐阜市立第二看護専門学校	159
第 13	サンライフ岐阜他	161
第 14	岐阜競輪場	168
第 15	耐震化について	174
第 16	公有財産等に関わる台帳について	179

包括外部監査の結果報告書

第1章 総論

第1 包括外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件

(1) 外部監査対象

公有財産等に係る財務事務の執行及び管理の状況について

(2) 外部監査対象期間

平成23年度（必要に応じて平成24年度、または過年度に遡及する。）

3 事件を選定した理由

(1) 包括外部監査の導入の目的

包括外部監査制度は、外部の専門家の監査により地方公共団体の監査機能を強化し監督機能に対する住民の信頼を高めることを趣旨として「地方自治法」の改正により創設された制度である。

その目的は、「地方自治法」第252条の27において外部監査契約の内容が「地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨を達成するため」とあることから、「住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げる（第2条14項より抜粋）」ことと「組織及び運営の合理化に努めるとともに、・・・規模の適正化を図る（第2条15項より抜粋）」ことであるといえる。

公有財産等は、住民サービスの基盤であり、そのあり方は住民の福祉の増進に大いに関係がある。また、その金額の大きさから市の財政に与える影響は大きく、そのあり方は、市の組織及びその運営の合理化、規模の適正化にも大いに影響が及ぶと予想されることから、テーマとして選定すべき要件を備えていると判断される。

(2) 岐阜市の財政をめぐる概況

公有財産等には、いわゆる「ハコ物」のほか、市営住宅、道路、橋梁、上下水道等も含まれる。これらの公有財産等は、高度成長期に大規模に整備され、

今後一斉に更新の時期を迎えようとしている。更新には巨額の資金が必要といわれ、財政負担は相当程度に上るものと予想されている。

岐阜市の財政は、最近の厳しい状況においても比較的健全な状態を保っている。また、過去においても過大な「ハコ物」を建設した状況にもない。ただし、実際に公有財産等の更新の時期が到来すれば、どのような財政状態になるのかは明らかではない。問題は「将来」であり、公表されている新公会計制度に基づく財務書類 4 表や、その他の諸資料においても将来負担の全体像は見えてこない。

岐阜市の財政は、産業の現況や人口の減少傾向により今後は更に厳しさを増してゆくものと予想されるが、公有財産等の更新時期がそれに重なって、仮に将来財政のバランスが大きく崩れることが予想されるならば大規模更新の時期が訪れる前に、市の全体バランスを考慮した計画を立案し対策を実行に移す必要がある。

高度成長期に大規模に整備された公有財産等は、今後の人口減少期において整理統合等により市の身の丈に合ったものに変更してゆく必要があるが、その利害関係者の多さから、この調整には多くの時間と労力が必要になる。したがって、仮に財政負担により現在の公有財産等のあり方に大きな修正が必要と判断される場合には少しでも早く行動を起こす必要がある。

現在の状況は、公有財産等の管理等について、従来の管理等ではない新たな方法が求められている状況であり、財政負担の枠の中で、将来を見据えた有効適切な公有財産等の管理等のあり方を検討することは、今回の包括外部監査のテーマとして適時性を得たものと判断する。

(3) 過去の包括外部監査との関係

平成 15 年度の包括外部監査においては、「公有財産の管理・運営に関する事務の執行」がテーマとして選定されているが、今回のテーマ選定にあたり 9 年が経過しており、その間の環境変化は大きなものとなっているため、再び同種のテーマを検討しても内容的な重複はないものと考えられる。

以上から、公有財産等を対象に外部の専門家の視点で検討し、公有財産等の管理等における諸問題と岐阜市の現状に対する何らかの処方箋を提示することを目的として、今回の事件に「公有財産等に係る財務事務の執行及び管理の状況について」を選定した。

4 外部監査の方法

(1) 監査の対象

監査の対象とした部署

公有財産等を管理する諸資料より金額的に重要と判断される部署等を選定した。この中には、岐阜市の各部署のみならず「新公会計制度に基づく財務書類4表」の連結ベースに含まれる会計範囲についても、その金額的重要性より検討範囲に含めている。その結果、監査対象として抽出された部署等は、次の通りである。

企画部政策調整課	教育委員会事務局学校指導課
企画部総合政策課	教育委員会事務局社会教育課
財政部行財政改革課	福祉部福祉事務所子ども家庭課
財政部財政課	市民参画部市民協働推進課
基盤整備部基盤整備政策課	岐阜薬科大学庶務会計課
まちづくり推進部公共建築課	岐阜市立女子短期大学総務管理課
上下水道事業部上下水道事業政策課	岐阜市民病院事務局病院政策課
環境事業部環境事業政策課	岐阜市立看護専門学校
環境事業部環境施設課	岐阜市立第二看護専門学校
環境事業部東部クリーンセンター	商工観光部産業拠点運営課
環境事業部掛洞プラント	商工観光部産業振興課
環境事業部寺田プラント	行政部競輪事業課
まちづくり推進部住宅課	都市防災部防災対策課
教育委員会事務局教育施設課	行政部管財課

(2) 監査の方法

① 監査の要点

包括外部監査の実施に当たっては、「合規性」のほか、3E すなわち「経済性」「効率性」「有効性」といった視点からも監査対象を検討する。これは、私企業であれば、業績評価に際して売上高や利益率等の数値尺度を利用できるが、行政機関の場合、数値による組織運営や事業・事務の達成度などの業績評価が難しいため、3E 監査を行って住民の意思決定に有効な情報を提供するために多面的、重層的な検討が必要とされたからである。

- 1) 「合規性」とは、事務・事業が所管法令や規則にしたがって実施されているかを検討するものである。法令等の趣旨を踏まえ形式的に適合するだけでなく実質的に適切な事業・事務が行われているかを確認する。

- 2) 「経済性」とは、自治体が適切な量と質を備えた資源を最少のコストで導入しているかを検討するものである。無駄な支出となっていないか、又は財源確保に努めているか等を問うもので、必要以上に立派な施設となっている等は経済性に反する。
- 3) 「効率性」とは、一定水準の財やサービスの提供に当たり、投入資源の最少化を達成しているかを検討するものである。成果に対して最少の経費・労力で事業が執行されているかを問うものであり、資材の浪費や、コストに対して成果のはかばかしくない事業は効率性に反する。
- 4) 「有効性」とは、事業・事務が所期の目標・成果を達成できたかを検討するものである。実施環境の変化によって目的の失われた事業の継続は有効性に反する。

②主な監査手続

今回の包括外部監査は、公有財産等の管理等の適切性を問うものである。したがって日常の事務管理が法令等にしがって適切に実施されていることのほか、現況とその問題点が十分に把握され、将来を踏まえた適切な管理を行っているか、具体的な計画等を準備しそれに基づいて体制整備等を行っているか、十分な管理資料を整備し有効に活用し適切な管理を行い、情報公開を通じて住民の意思決定に役立てているか等を問題としている。

以上の問題点を確認するために実施した主な手続は次のようなものである。

- 1) 公有財産等の資料を統括する部署にヒアリングを実施、全体像の把握と関係資料を入手・検討
- 2) 岐阜市の方針・計画等について関係部署にヒアリングを実施、関係資料を入手・検討
- 3) 公有財産全体を統括、及び重要性のある部署を選定し、公有財産等の管理方法等についてヒアリングを実施、関係資料を入手・検討
- 4) 重要性があると判断した現地を視察
- 5) シミュレーションを実施、関係部署と打合せ

5 外部監査の期間

平成 24 年 4 月 25 日から平成 25 年 2 月 22 日まで

6 外部監査人

岐阜市包括外部監査人	桑原雅行	(公認会計士)
同補助者	豊田裕一	(公認会計士)
同補助者	服部誠司	(公認会計士)

同補助者	石井 卓	(公認会計士)
同補助者	高橋英明	(公認会計士)
同補助者	三浦伸太郎	(公認会計士)
同補助者	山田華子	(公認会計士)
同補助者	吉岡生馬	(公認会計士試験合格者)
同補助者	大久保等	(弁 護 士)
同補助者	別所大介	(システム監査技術者)

7 利害関係

地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第 2 用語の説明

監査の結果の「指摘」と「意見」

監査の結果とは、合規性、3E の観点から是正改善を求めるものであり、本報告書においては「指摘」として表現している。「指摘」する事項には、即是正すべき点のほか、一定の改善に向けて準備が必要なものも含まれている。

「指摘」は上記のように、合規性、3E の観点から是正勧告を求めるものであるが「指摘」に該当するか否かの判断の基準とした根拠となる法令等には以下のようなものがある。また、「指摘」に該当するか否かの判断に当たっては形式的な適合性のほか、形式的には問題がない場合であっても本来の趣旨に反し実質的に適合性が問題となる事項についても「指摘」として記載した。

(法令等)

地方自治法、地方財政法、地方公営企業法、地方財政健全化法、岐阜市条例等

「意見」とは、組織及び運営の合理性に資するために述べる見解である。したがって、その採否は究極的には首長、自治体の判断領域に属することになるものである。

本報告書で使用している専門用語等で一般的に理解が困難と判断されるものについては、各用語の記載箇所において説明を行うこととした。

第 2 章 指摘及び意見の一覧表

外部監査の指摘及び意見			
担当課	指摘又は意見	内 容	本編ページ

第1 今後求められる公有財産等の管理方法について			
企画部政策調整課 財政部行財政改革課・財政課	指摘	現在の公有財産等の管理方法をアセットマネジメントの考え方を取り入れたものに改善すべきである。	25
第2 岐阜市の財政状況と公有財産等の更新投資について			
上下水道事業部上下水道事業政策課	指摘	7(4)①更新投資について（水道事業） 水道事業について、長期的に必要な更新投資について財源を含めて、計画を策定すべきである。	68
	意見	7(4)②収支シミュレーションの結果について（水道事業） 市民の負担増を最小限にとどめるように、適宜、水道料金の値上げを行うことが望ましい。	68
	指摘	8(4)①更新投資について（下水道事業） 下水道事業について、効率性を考慮して拡張投資を抑制し、更新投資へシフトし、長期の更新投資計画を策定すべきである。	83
	意見	8(4)②収支シミュレーションの結果について（下水道事業） 市民の負担増を最小限にとどめるように、効率性を考慮して建設事業費を削減することにより企業債の発行を抑制し、適宜、下水料金の値上げを行うことが望ましい。	84
第3 ごみ・し尿処理施設			
環境事業部 東部クリーンセンター・掛洞プラント・寺田プラント	意見	(1)管理台帳のあり方について 機械設備について管理台帳を作成することが望ましい。 また、重要な設備台帳の管理については、所轄部署を定め、一元管理することが望ましい。	87

環境事業部 環境事業政 策課・環境施 設課	意見	(2)長寿命化計画と今後の課題について 将来のごみ排出量予測を加味した岐阜 市全体としての施設更新を検討すること が望ましい。	88
第4 市営住宅			
まちづくり 推進部住宅 課	意見	(1)岐阜市公営住宅等長寿命化計画につ いて 耐用年限まで維持するための補修とい う観点だけでなく、市民のニーズに合致 した住宅の供給を検討した上で、長寿命 化の判断をすることが望まれる。	96
	意見	(2)用途廃止の方針が決定している市営 住宅について 市営住宅の用途廃止に係るルールを整 備し、適時、用途廃止を行うことで、公 有財産の有効活用を図ることが望まし い。	98
	指摘	(3)特定公共賃貸住宅及び特別市営住宅 について 有効活用のため空き室率の高い中堅所 得者向けの市営住宅のあり方を検討する 必要がある。	100
第5 小学校・中学校			
教育委員会 事務局教育 施設課	意見	(1)余裕教室の利用について 余裕教室の数を考慮すると、より一層 の学校以外への活用を図ることが望まし い。	102
	指摘	(2)更新投資計画について 適切な施設更新のため、更新計画を立 てるべきである。	105
第6 教育研究所			
教育委員会 事務局学校 指導課	意見	(1)コストの把握について 更新にあたっての適切な意思決定のた め、教育研究所に関するコストを把握し た資料を整備することが望ましい。	108

	意見	(2)利用状況の向上について 他の施設との併設とする等の対応により、資産の有効利用を最大限に図ることが望ましい。	109
第 7 公民館			
教育委員会 事務局社会 教育課	指摘	(1)各公民館のコストの把握について 更新の検討に利用するため、各公民館の総コストを把握すべきである。	117
	意見	(2)①受益者負担のあり方について 使用料減免制度のあり方について検討することが望ましい。	118
	指摘	(2)②柳津公民館の使用料及び減免規定について 柳津公民館の使用料及び減免の取り扱いについて、他の公民館における取り扱いとの調整を図るべきである。	119
	指摘	(2)③使用料の減免について 減免申請に関する規定を施行規則等に盛り込むとともに、減免希望者からは、必ず減免申請書を受領すべきである	121
	指摘	(3)①更新計画について 適切な施設更新のため、更新計画を立てるべきである。	121
	意見	(3)②公民館の規模について 利用状況に鑑みれば、必ずしも公民館を現在の規模で更新する必要はない公民館もあるため、他の公共施設の空き室を利用する等といった対応により、更新コストの縮減に努めることが望ましい。	122
	意見	(3)③利用率の把握について 更新の検討に利用するため、各公民館が保有する部屋ごとの利用率が記載された管理表を作成することが望ましい。	123
第 8 児童館			
	意見	(1)①幼児クラブについて	129

福祉部福祉 事務所子ども家庭課		空き時間があるならば、幼児クラブ開催回数を増加する等、利用の向上を図ることが望ましい。	
	意見	(1)②他の公共施設の利用について 更新にあたっては、既存の他の公共施設を利用できないか検討することが望ましい。	130
	意見	(1)③移動児童館について 移動児童館を自発的に実施し、児童館の提供するサービスの最大化を図ることが望ましい。	131
	指摘	(2)更新計画について 適切な施設更新のため、更新計画を立てるべきである。	132
第9 コミュニティセンター			
市民参画部 市民協働推進課	指摘	(1)更新計画について 適切な施設更新のため、更新計画を立てるべきである。	138
	意見	(2)有効利用について 類似の施設から提供されるサービスを把握し施設規模等の見直しを行うことにより、経費の縮減・運営の合理化を図ることが望ましい。 また、空き室について他の公共施設のために利用することが望ましい。	139
	指摘	(3)①使用料免除申請について(規則からの逸脱) 使用料の免除にあたっては、適切に免除申請書を提出して頂くべきである。	139
	意見	(3)②使用料免除申請について(規則の運用方法) 公共的性格の強い団体については、一年間を通し、包括的に使用料免除を承認するといった方法の導入を検討することが望ましい。	140

	意見	(4)利用者に対するアンケートについて 適切な判断資料とするためには、可能な限り多くの利用者にアンケートを配布し回収することが望ましい。	140
第 10 岐阜薬科大学・岐阜市立女子短期大学			
岐阜薬科大学庶務会計課・岐阜市立女子短期大学総務管理課・企画部総合政策課	意見	(1)岐阜市における二つの市立大学について 地元の教育・研究に対し果たすべき役割を再考慮した上で、現在の学生のニーズに合わせた役務を提供するよう、継続して検討していくことが望ましい。	144
	意見	(2)入学者出身比率について(岐阜薬科大学) 岐阜市内からの入学者比率の増加等、岐阜市への還元方法を再考することが望ましい。 また、さらなる効率化及び収入の増加を図ることにより、岐阜市の負担を減少させることが望ましい。	146
	意見	(3)入学者出身比率及び卒業者の就職先について(岐阜市立女子短期大学) 岐阜市内からの入学者比率の増加等、岐阜市への還元方法を再考することが望ましい。 また、さらなる効率化及び収入の増加を図ることにより、岐阜市の負担を減少させることが望ましい。	147
	意見	(4)備品類の現物確認について(岐阜市立女子短期大学) 定期的な現物確認をすることが望ましい。	149
	意見	(5)各大学に係る市の負担について 各大学の実質的なコストを把握するとともに、市民の判断を仰ぐため情報開示することが望ましい。	149

第 11 岐阜市民病院			
岐阜市民病院事務局病院政策課	指摘	(1)収支区分について 適切な判断資料とするため、診療科ごとの収支を明確に区分すべきである。	153
	指摘	(2)「岐阜市病院事業の設置等に関する条例」について 同条例の附則第 3 項に公営企業法の一部規定を適用していない旨が定められているが、実際には同規定を適用しているため、同条例を更新する必要がある。	157
	意見	(3)医師住宅の使用状況について 有効利用又は処分を検討することが望ましい。	157
	意見	(4)備品類の管理状況について 備品台帳上の記載内容と現物との一致を確認する仕組みを整えることが望ましい。	158
第 12 岐阜市立看護専門学校・岐阜市立第二看護専門学校			
岐阜市民病院事務局病院政策課・健康部健康政策課	意見	二校の看護専門学校について 両施設が併存する現状につき検討することが望ましい。	160
第 13 サンライフ岐阜他			
商工観光部産業拠点運営課・産業振興課	意見	複数施設を同一の部門の所管とする手法の有効性について 商工観光部の全ての施設について、産業拠点運営課の所管とすることの可能性について検討することが望ましい。	166
第 14 岐阜競輪場			
行政部競輪事業課	意見	建築物等の更新について 収支予測を綿密に行い、更新投資の要否を検討することが望ましい。	170
第 15 耐震化について			

都市防災部 防災対策課	指摘	(1)耐震診断の結果の公表について 学校施設以外の耐震診断結果についても公表すべきである。	177
	意見	(2)耐震診断対象の明示について 耐震診断結果を公表する際に、耐震診断された建築物以外には耐震診断が行われていないことを強調しておくことが望ましい。	178
	意見	(3)耐震診断の対象について 現在の耐震化計画終了後に、規模要件を満たさない市有建築物について、耐震化すべき重要なものがないか検討することが望ましい。	178
第 16 公有財産等に関わる台帳について			
行政部管財課・財政部財政課	意見	(1)システムの統合について 固定資産台帳及び公有財産台帳を更新する場合には、それぞれ所管する管財課と財政課が協力し、両者を統合したシステムとすることが望まれる。	179
行政部管財課	指摘	(2)①公有財産台帳の金額情報について 公有財産の金額情報は重要であるため、規則に従い、もれなく金額情報を記載すべきである。	180
	指摘	(2)②公有財産台帳の機能について 今後、システムの改良等を行うに際して、部署別の公有財産の一覧を閲覧、出力する機能を付加すべきである。	180

第 3 章 外部監査の指摘及び意見

第 1 公有財産等の管理方法について

1 公有財産等の管理方法の変更を必要とする時代背景

(1) 公共施設等の需給バランスの変化

これまでは人口増加や行政サービス需要の増加により多くの公共施設等が整備されてきたが、人口減少時代に入りこれらの整備されてきた公共施設等を利

用する住民が減少することになり、未利用・低稼働の公共施設等が増加してゆくものと考えられる。また人口減少と同時に人口構成にも大きな変化が表れている。少子化の進行により学校に通う児童・生徒の数は減少し、これまで以上に公立小中学校や高等学校の統廃合が進むのは明らかである。こうした状況下、廃校となった学校施設の利活用、あるいは学校施設取り壊し後の跡地の利活用をいかに進めてゆくかは大きな課題となつてこよう。

他方、高齢化が進展することに伴い社会福祉施設などの老人関係施設に対するニーズが増加することが予想され、これらにいかに効率的かつ効果的に対応していくかということも重要な課題となつてくるものと考えられる。

このように、今後、人口減少や少子高齢化の進展による人口構成の変化が予想されるなか、これに伴い発生する余剰施設と不足施設をマッチングさせることなどを通じ、質・量の両面から公共サービスに対するニーズに即した対応を図ってゆくことが求められている。

(2) 資産リスクや高機能化ニーズの高まり

公有財産等を保有する岐阜市には、当該資産の適切な管理が求められ、それがなされていない場合には不法行為責任を負担することが予想されるなど公有財産等を保有することによる多くのリスクを抱えている。代表的な例としては施設の老朽化に伴うリスク、耐震性を備えていないことによるリスクなどがあげられる。

今後は、こうした施設等において利用者の安全を確保し資産リスクの軽減を図る観点から、改修、建替え、処分など適切な対応を図ってゆくことが求められる。財政的な問題等から、事前の定期的な保守点検等を怠り問題が発生した場合に後追いで改修するなどの対応を取っていれば、重大な事故が発生した場合に公有財産等の保有者としての重大な責任を問われる事態も予想される。このようなリスクは、橋梁・トンネル・道路等のインフラ系の公有財産等に発生可能性があるが、このほかにも全国的には水道管の破裂や市民の集まる各施設での事故も発生しており、公有財産等が老朽化しつつある今日の状態は過去の管理方法をそのまま継続しているだけでは許されない状況にあるといえる。

一方、施設面では高度情報化への対応やバリアフリーなど、環境変化を踏まえて新たな機能ニーズに対応してゆくことが必要になってくる。必要な公共施設については、施設が陳腐化しないように、これらのニーズに対応した形で施設を維持してゆくことが求められている。

(3) 既存施設における維持更新投資の集中への対応

現在の公共施設等は高度経済成長期に整備されたものが多く老朽化が進行し

ているといわれ今後、建替えや大規模修繕が必要になり維持更新投資が多額に上るといわれている。更にこれらの施設は一斉に耐用年数を迎え維持更新投資は集中的に行わなければならない時期を迎えるといわれている。

こうした状況の中、住民にとって必要な施設で行政が供給すべき施設については、利用者の安全性を確保する意味からも適切な維持更新投資を行ってゆくことが求められている。

(4) 財政状況の逼迫化

以上のような状況の中、地方自治体の財政状況の展望は楽観的なものではない。今後は納税者が減少する傾向が続き、これまでのような水準の税収を確保することは難しくなる。国の補助金に頼ることが現実的でないことも明らかな状況である。その一方で高齢化等による財政需要の増加が見込まれるなど岐阜市の財政状態も今後厳しいものになってゆくことが予想される。

したがって、未利用・低稼働の公有財産をそのままにしておくことや、過大な資産リスクを負担する一方で高機能化ニーズに対応すること、更に維持更新投資を負担してゆく余裕はなくなってゆくものと考えられる。

2 今後の公有財産等の管理方法について

今後は、厳しい財政状況を前提にした公有財産の有効適切な管理が求められている。今までのような管理方法を続けていては継続して公共サービスを提供できなくなるおそれがある上、場合によっては財政の悪化を招き、公債の増加で将来世代への負担を増やすことや利用料金の大幅な値上げ等が必要になる可能性がある。

他の自治体においては、このような状態に対処するためにアセットマネジメントを導入する動きがある。

アセットマネジメントとは、本来、金融関係の用語であるが、その考え方を公有財産等の管理方法として応用したものである。

具体的には、現在の厳しい財政状況を踏まえ、保有する各公有財産等を全市的立場から計画的に維持管理を行って最適な維持更新を図るとともに、その更新需要に的確に対応するため、施設の維持更新投資の平準化と抑制を図ろうとするもので、民間の知恵を公有財産等の管理に生かそうとする試みであり岐阜市においてもこの考え方は大いに参考になるものと判断される。

今回の包括外部監査においては、今後の厳しい財政状況を前提に岐阜市がこれに対応した有効適切な公有財産等の管理体制を構築しているかについて調査を行うことを主眼においており、アセットマネジメントの視点より従来の通常管理の枠を超えた内容を問題としている。これは「地方自治法」の他、「地方財政

健全化法」や「地方公営企業法」等の趣旨を踏まえた実質的に適切な管理が求められ、今までのような社会環境を前提にした通常の方法では今後の社会環境に適応できず、関係法令が求めている適切な管理を行うという趣旨に反することになると判断したためである。

3 管理対象とすべき公有財産等の範囲

地方公共団体の有する財産には、公有財産・物品・債権・基金がある。（「地方自治法」第 237 条第 1 項）

また、「地方自治法」第 238 条第 1 項において公有財産として第 1 号記載の不動産から第 8 号記載の財産の信託の受益権までその内容が定められているが、今回の包括外部監査において検討対象としている公有財産等とは、これらの内、金銭的に重要性がある「不動産」が中心となる。

「不動産」とは、民法第 86 条第 1 項に定めがあり土地及びその定着物という。不動産の内、「その定着物」とは、土地に付着するものであって、継続的に付着した状態で使用されていることが、その物の取引上の性質として認められるものをいい、典型的なものとして、建物、工作物がある。

また公有財産は「行政財産」と「普通財産」に分けられる。（「地方自治法」第 238 条第 3 項、4 項）「行政財産」は、地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいい、「普通財産」は行政財産以外の一切の公有財産をいう。

4 岐阜市が公表している公有財産等の情報

岐阜市は、そのホームページにおいて「新公会計制度に基づく財務書類 4 表」を公表している。これは、いわゆる「行政改革推進法」を契機に、地方の資産・債務改革の一環として「新地方公会計制度の整備」が位置づけられたことにより公表されているものである。

特に、平成 20 年度からは普通会計を対象とした財務書類のほか、普通会計と公営事業会計や一部事務組合などの会計を連結した連結財務書類も公表されている。これらは岐阜市に帰属すると考えられる公有財産等の金銭的な概要を示す唯一の体系的な情報であるが、公表された資料からその詳細を外部の者がうかがい知ることは困難である。

なお、公表されている財務書類は基準モデルにより作成された 4 表であると記載されている。基準モデルとは総務省が示した財務書類の計算方式の一つであり、従来の官庁会計の計算方式ではなく一般の企業会計で採用されている発生主義・複式簿記の考え方に基づいて作成する原則的な方法である。この方法により、貸借対照表・行政コスト計算書・純資産変動計算書・資金収支計算書

の財務書類 4 表が普通会計ベースを対象としたものと連結ベースの 2 種類が公表されている。公表されている財務書類は 2 年度分を比較する形式であり大きな増減項目の内容が簡潔に説明されている。

貸借対照表（バランスシート）

貸借対照表は、行政資源となる所有資産と、負債等の財務状況を示したものです。

資産は、行政活動に役立つ土地・建物・現金など、後世に引き継ぐ財産になります。一方、負債は、将来において支払いが発生する引当金や返済が必要な長期借入金などで、後世の負担となるものです。

行政コスト計算書

行政コスト計算書は、1 年間に行政サービスを提供するために発生したコスト（費用）の内訳を示したものです。

具体的には、市民の皆さんに提供した行政サービスに要するコストから、資産形成につながる支出を除き、減価償却費や退職手当引当金のような現金支出を伴わないコストを加えたものです。なお、総行政コスト（経常費用）から、サービスの受益者が支払った手数料・使用料など（経常収益）を控除した額が、純粋な行政コスト（純経常行政コスト）になります。

純資産変動計算書

純資産変動計算書とは、純資産の変動を「どのように財源を調達したか」と「どのように財源を費消したか」という視点から示したものです。

財源の調達については、地方税や交付税、その他補助金などが計上されます。なお、地方債（借入れ）による資金調達については財源に含めません。また、財源の費消については、行政コスト計算書の純経常行政コストが計上されます。純資産の期末純資産残高が増加していれば、後世に引き継ぐ財産を増やしたことになり、減少していれば、後世に引き継ぐ財産を減らしたことになります。

資金収支計算書

資金収支計算書とは、1 年間で発生した現金の出入りを「経常的収支」、「公共資産整備収支」、「投資・財務的収支」の 3 つの性質に区分し、示したものです。

経常的収支は、経常的な行政活動の収支を示し、公共資産整備収支は、資産の増減を伴う収支を示しています。また、投資・財務的収支は、地方債の発行による収入や元金の償還・利払いなど、主に借入れによる資金調達や償還にかかる収支を示しています。

（以上、岐阜市のホームページより）

また、次に「普通会計ベース」と「連結ベース」の財務書類 4 表をホームページより転写するが、それぞれの計算範囲は各表の下部に記載されている。

上記の各財務書類の説明では、それぞれの表が公有財産等に関する内容を含んでいることが分かるが、中心となる財務書類は「貸借対照表」である。貸借対照表の左側に「資産の部」の記載があるが、その一番上に「1 公共資産」の記載があり、これが今回のテーマに関係する部分となる。

公共資産は、普通会計ベースで平成 23 年度の場合、716,209 百万円の残高があると記載されている。内訳としては（1）事業用資産 186,445 百万円、（2）インフラ資産 511,243 百万円、（3）売却可能資産 18,520 百万円である。公共資産が資産合計 775,391 百万円に占める割合は約 92.4%（716,209 百万円/775,391 百万円）と大半を占めており公共資産の重要性は明らかである。

これに対し、連結ベースでは平成 23 年度の場合、公共資産が 960,015 百万円の残高があると記載されている。内訳としては（1）事業用資産 228,966 百万円（2）インフラ資産 708,304 百万円、（3）売却可能資産 22,744 百万円である。公共資産が資産合計 1,160,711 百万円に占める割合は約 82.7%（960,015 百万円/1,160,711 百万円）とやはりかなりの部分を占めており岐阜市の中心的な資産であることは間違いない。

普通会計ベースと連結ベースで公共資産を比較した場合、連結ベースでは金額が普通会計ベースの約 1.34 倍（960,015 百万円/716,209 百万円）に膨れ上がる。普通会計ベースの範囲で管理を検討するだけでは、かなりの部分が考慮外となってしまうことが明らかな状況である。

平成23年度 財務書類4表（普通会計ベース）

【貸借対照表】

（単位 千円）

資産の部	平成23年度	平成22年度	増 減	負債の部	平成23年度	平成22年度	増 減
1 公共資産	716,209,426	717,493,057	△ 1,283,631	1 固定負債	144,445,707	140,401,353	4,044,354
（1）事業用資産	186,445,468	186,152,529	292,939	（1）地方債	121,729,909	117,052,701	4,677,208
（2）インフラ資産	511,243,547	512,809,173	△ 1,565,626	（2）退職手当引当金	21,914,311	23,321,491	△ 1,407,180
（3）売却可能資産	18,520,411	18,531,355	△ 10,944	（3）その他	801,487	27,161	774,326
2 投資等	39,315,816	36,405,101	2,910,715	2 流動負債	13,625,479	17,088,076	△ 3,462,597
（1）投資及び出資金	4,903,399	4,893,617	9,782	（1）翌年度償還予定地方債	12,247,462	15,678,752	△ 3,431,290
（2）貸付金	1,324,727	1,299,445	25,282	（2）その他	1,378,017	1,409,324	△ 31,307
（3）基金等	33,087,690	30,212,039	2,875,651				
3 流動資産	19,866,178	17,316,321	2,549,857	負債合計	158,071,186	157,489,429	581,757
（1）資金	9,382,042	8,779,794	602,248	純資産の部			
（2）未収金	10,484,136	8,536,527	1,947,609	純資産合計	617,320,234	613,725,050	3,595,184
資産合計	775,391,420	771,214,479	4,176,941	負債及び純資産合計	775,391,420	771,214,479	4,176,941

【行政コスト計算書】

（単位 千円）

区 分	平成23年度	平成22年度	増 減
経常費用	117,616,282	111,734,693	5,881,589
1 人にかかるコスト	27,902,339	28,587,149	△ 684,810
（1）人件費	29,298,979	30,042,556	△ 743,577
（2）退職手当引当金繰入等	△ 1,396,640	△ 1,455,407	58,767
2 物にかかるコスト	27,362,126	26,884,453	477,673
（1）物件費	4,778,496	4,540,074	238,422
（2）減価償却費	5,045,709	4,932,475	113,234
（3）維持補修費	2,843,808	3,380,811	△ 537,003
（4）その他	14,694,113	14,031,093	663,020
3 移転支的コスト	60,064,503	53,683,692	6,380,811
（1）他会計への支出	9,454,686	9,212,002	242,684
（2）社会保障給付	29,539,317	26,796,194	2,743,123
（3）補助金等移転支出等	21,070,500	17,675,496	3,395,004
4 その他のコスト	2,287,314	2,579,399	△ 292,085
（1）公債費（利払）	2,043,842	2,216,472	△ 172,630
（2）その他	243,472	362,927	△ 119,455
経常収益			
使用料・手数料等	9,250,715	8,432,730	817,985
純経常行政コスト （経常費用－経常収益）	108,365,567	103,301,963	5,063,604

【純資産変動計算書】

（単位 千円）

区 分	平成23年度	平成22年度	増 減
期首純資産残高	613,725,050	614,220,343	△ 495,293
純経常行政コスト	△ 108,365,567	△ 103,301,963	△ 5,063,604
財源調達	118,797,858	117,249,146	1,548,712
地方税	70,979,328	70,133,630	845,698
地方交付税	13,173,412	13,703,641	△ 530,229
補助金	32,778,390	31,550,238	1,228,152
その他	1,866,728	1,861,637	5,091
資産評価替・無償受入	500,419	598,116	△ 97,697
その他	△ 7,337,526	△ 15,040,592	7,703,066
期末純資産残高	617,320,234	613,725,050	3,595,184

【資金収支計算書】

（単位 千円）

区 分	平成23年度	平成22年度	増 減
1 経常的収支	14,151,351	18,579,344	△ 4,427,993
2 公共資産整備収支	△ 12,741,064	△ 19,066,805	6,325,741
3 投資・財務的収支	△ 808,039	1,003,892	△ 1,811,931
当期収支	602,248	516,431	85,817
期首資金残高	8,779,794	8,263,363	516,431
期末資金残高	9,382,042	8,779,794	602,248
（基礎的財政収支）			
収入総額	155,317,452	156,064,668	△ 747,216
支出総額	154,715,204	155,548,237	△ 833,033
地方債発行額	16,987,600	19,102,800	△ 2,115,200
地方債元利償還額	17,750,024	18,093,494	△ 343,470
減債基金等増減	2,875,652	6,194,303	△ 3,318,651
基礎的財政収支	4,240,324	5,701,428	△ 1,461,104

（普通会計を構成する会計）

一般会計、母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計、土地区画整理事業特別会計、育英資金貸付事業特別会計、薬科大学附属薬局事業特別会計

〔普通会計… 他市との財政比較を目的として、全国統一的なルールに基づき作成する統計上の会計。〕

平成23年度 財務書類4表（連結ベース）

【貸借対照表】

（単位 千円）

資産の部	平成23年度	平成22年度	増 減	負債の部	平成23年度	平成22年度	増 減
1 公共資産	960,015,297	957,361,266	2,654,031	1 固定負債	380,339,964	367,112,709	13,227,255
（1）事業用資産	228,966,499	225,139,094	3,827,405	（1）地方債	247,220,535	241,366,999	5,853,536
（2）インフラ資産	708,304,595	709,809,732	△ 1,505,137	（2）退職手当引当金	23,792,170	25,177,944	△ 1,385,774
（3）売却可能資産	22,744,203	22,412,440	331,763	（3）その他	109,327,259	100,567,766	8,759,493
2 投資等	150,378,922	138,714,832	11,664,090	2 流動負債	21,253,889	26,259,181	△ 5,005,292
（1）投資及び出資金	110,750,762	103,010,279	7,740,483	（1）翌年度償還予定地方債	12,744,079	16,072,402	△ 3,328,323
（2）貸付金	1,324,727	1,299,446	25,281	（2）その他	8,509,810	10,186,779	△ 1,676,969
（3）基金等	38,303,433	34,405,107	3,898,326	負債合計	401,593,853	393,371,890	8,221,963
3 流動資産	50,317,125	47,679,167	2,637,958	純資産の部			
（1）資金	32,398,227	30,106,805	2,291,422	純資産合計	759,117,491	750,383,375	8,734,116
（2）未収金	17,918,898	17,572,362	346,536	負債及び純資産合計	1,160,711,344	1,143,755,265	16,956,079
資産合計	1,160,711,344	1,143,755,265	16,956,079				

【行政コスト計算書】

（単位 千円）

区 分	平成23年度	平成22年度	増 減
経常費用	259,801,708	245,053,368	14,748,340
1 人にかかるコスト	39,938,270	40,304,005	△ 365,735
（1）人件費	40,401,254	40,942,166	△ 540,912
（2）退職手当引当金繰入等	△ 462,984	△ 638,161	175,177
2 物にかかるコスト	118,835,406	116,911,745	1,923,661
（1）物件費	11,181,538	12,583,242	△ 1,401,704
（2）減価償却費	7,931,624	7,402,669	528,955
（3）維持補修費	3,593,390	4,297,409	△ 704,019
（4）その他	96,128,854	92,628,425	3,500,429
3 移転支出的なコスト	81,935,459	72,457,072	9,478,387
（1）他会計への支出	0	0	0
（2）社会保障給付	29,564,759	26,822,733	2,742,026
（3）補助金等移転支出等	52,370,700	45,634,339	6,736,361
4 その他のコスト	19,092,573	15,380,546	3,712,027
（1）公債費（利払）	5,019,879	5,224,249	△ 204,370
（2）その他	14,072,694	10,156,297	3,916,397
経常収益			
使用料・手数料等	59,641,492	53,845,411	5,796,081
純経常行政コスト （経常費用－経常収益）	200,160,216	191,207,957	8,952,259

【純資産変動計算書】

（単位 千円）

区 分	平成23年度	平成22年度	増 減
期首純資産残高	750,383,375	744,950,223	5,433,152
純経常行政コスト	△ 200,160,216	△ 191,207,957	△ 8,952,259
財源調達	219,316,633	213,556,235	5,760,398
地方税	90,466,115	89,471,586	994,529
地方交付税	13,173,412	13,703,641	△ 530,229
補助金	71,455,936	68,372,264	3,083,672
その他	44,221,170	42,008,744	2,212,426
資産評価替・無償受入	614,564	656,595	△ 42,031
その他	△ 11,036,865	△ 17,571,721	6,534,856
期末純資産残高	759,117,491	750,383,375	8,734,116

【資金収支計算書】

（単位 千円）

区 分	平成23年度	平成22年度	増 減
1 経常的収支	26,776,676	29,074,109	△ 2,297,433
2 公共資産整備収支	△ 22,089,849	△ 32,432,717	10,342,868
3 投資・財務的収支	△ 2,395,405	3,494,844	△ 5,890,249
当期収支	2,291,422	136,236	2,155,186
期首資金残高	30,106,805	29,970,569	136,236
期末資金残高	32,398,227	30,106,805	2,291,422
（基礎的財政収支）			
収入総額	315,583,613	311,707,472	3,876,141
支出総額	313,292,191	311,571,238	1,720,953
地方債発行額	25,156,300	28,922,900	△ 3,766,600
地方債元利償還額	27,615,467	27,927,434	△ 311,967
減債基金等増減	3,898,327	6,719,205	△ 2,820,878
基礎的財政収支	8,648,916	5,859,973	2,788,943

（連結対象となる会計）

普通会計、公営事業会計、一部事務組合等、出資比率50%以上の外郭団体

したがって、公表されている２種類（普通会計ベースと連結ベース）の財務書類の内、管理対象とすべき公有財産等の範囲として重要視すべきは普通会計のみを対象とした範囲ではなく、普通会計のほか公営事業会計・一部事務組合・広域連合・地方公社・出資法人を含めた連結会計用の財務書類の計算範囲であると判断される。それは実質的に岐阜市が最終的な負担をする可能性が高い範囲であり、普通会計以外の分野の金額的な重要度も高く将来の財政に与える影響も相当程度になると考えられるからである。よって「地方自治法」に定める公有財産の内容より、管理対象範囲は広がるが隠れた負担の可能性が見過ごされていては適切な管理がなされないのみならず、十分な情報公開がなされず住民自治の観点から言っても大きな問題となるからである。

なお、管理対象とすべき公有財産等は重要性が判断できる「金額」を基にした情報で管理すべきである。毎年、岐阜市の公表資料には公有財産について「数量」を基にした「財産に関する調書」があるが、これは公有財産について財産の種類別に数量がまとめて記載されているだけであり管理資料としては不十分である。

数量データとは異なり、金額データには重要性が判断できることのほかに種々のメリットがある。他都市との比較も行いやすく岐阜市の特徴が把握でき、長所や短所を発見するきっかけにもなり今後の方針決定にも役立つ。金額を用いて財政負担の将来シミュレーションも可能になり、決定した方針の将来像を推定することや複数の代替案の内、どの案に決定すべきかの判断・支出節減効果の算定も可能になる。

ただ、現在の公表された財務書類では公有財産等の管理に用いることは困難であり、住民自治における意思決定の観点からいっても内容が十分ではない。

毎年公表される「財産に関する調書」の内、不動産については管財課が作成するのに対し、財務書類は財政課が作成しており作成根拠についての統一性がない上、内部的にも公有財産等の管理資料としては用いられておらず、公有財産等を所管する部署等がそれぞれの立場でそれぞれの資料を用いて管理しているという実態になっている。これは岐阜市全体の視点で最適な管理という観点からして非効率な点であり、全体像が見えにくい点において有効な管理が困難な状態でもある。

この全体像が見えにくいという点は情報公開についても影響が出ている。公有財産に関して中心的な資料となる「貸借対照表」の説明はきわめて簡潔であり、前年度との比較において大きな変化を説明しているほかは、簡単な比率分析が行われているだけであり内容の詳細はもとより将来の予想をすること等の活用等は困難である。

5 現在の公有財産等の管理体制の問題点

現在、岐阜市の公有財産の取得、管理、処分等は法令等に別段の定めがあるほかは「岐阜市公有財産規則」（以下「規則」という）に基づいて行われている。この「規則」には、以下の内容が含まれている。

第1章 総則

（公有財産の総括）

第3条 行政部長は、公有財産（教育財産を含む。以下同じ。）の取得、管理、処分等の適正を期するため、公有財産に関する事務を総括し、その取得、管理、処分等について必要な調整を行うものとする。

2 行政部長は、前項の規定により必要があると認めるときは公有財産を所管する部長に対し、その状況に関する資料（第56条に規定する帳簿を含む。）若しくは報告を求め、実地に調査し、又はその結果に基づいて必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

（行政財産に関する事務の所掌）

第4条 部長は、その所管に属する行政財産の管理に関する事務を掌理する。

2 前項の場合において、2以上の部において使用する行政財産のうち統一的に管理する必要があるものは、これを使用する部長のうち市長が指定する部長の所管に属するものとする。

3 行政財産の管理に関する事務は、当該行政財産を所管する課長等が処理する。

（普通財産に関する事務の所掌）

第5条 行政部長は、普通財産の管理、処分等に関する事務を掌理する。

2 前項の規定にかかわらず、行政部長は、次に掲げる普通財産については、関係する部長（行政部長を除く。以下この項において同じ。）と協議の上、当該部長に管理、処分等に関する事務を掌理させることができる。

- (1) 部の事務又は事業と密接に関連があるもの
- (2) 行政目的に供することを予定しているもの
- (3) 使用に堪えない財産で、取壊し又は撤去の目的をもって用途を廃止するもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、関係する部長が当該財産の管理等を行うことが適当であると判断できるもの

3 普通財産の管理、処分等に関する事務は、行政部管財課長（以下「管財課長」という。）が処理する。ただし、前項に規定する普通財産の管理、処分等に関する事務は、当該普通財産を所管する課長等（管財課長を除く。）が処理する。

第3章 管理

第1節 通則

(管理上の注意事項)

第11条 部長は、その所管に属する公有財産について、次に掲げる事項に留意し、適正かつ効果的な管理に努めなければならない。

- (1) 公有財産の増減についての証拠書類との符合
- (2) 公有財産と登記事項証明書、財産台帳及び関係図面との符合
- (3) 土地の境界及び境界標の有無
- (4) 使用料又は貸付料の適否
- (5) 前各号に掲げるもののほか、公有財産の管理に必要な事項

第2節 行政財産

(管理の原則)

第19条 行政財産は、常に良好な状態において維持及び保存し、これを行政の目的に供し、行政財産本来の目的を達成するように管理しなければならない。

第3節 普通財産

(管理の原則)

第31条 普通財産は、常に良好な状態において維持及び保存し、経済的な見地から効率的かつ適正にこれを運用しなければならない。

「規則」には以上の定めがあるが、その内容は公有財産を行政財産と普通財産に区分した上で、行政財産は各部長が、普通財産は行政部長が管理等を行うことになっており、行政部長が公有財産全体を総括するとはされているが一義的には各部長に管理等の権限が付与されているものと判断される。

このように公有財産ごとに所管が決められ管理等が個別に行われると、岐阜市全体の視点から最適な管理等が行われるよりも所管部署にとっての最適な管理等が行われる可能性が高くなる。そのような場合には時代の変化に伴い用途変更が適切と考えられる場合においても適時に行われず可能性や、特定の部署にとっての遊休資産が情報不足により他の部署での利用機会を失わせる等の無駄の発生、更に部署間の情報共有不足による無駄な多重投資の可能性なども発生することが予想される。これが一元的に特定の部署において管理される場合には全体最適な視点からの管理が行われ各種の無駄が除かれ時代の変化に即応した公有財産のあり方を追求できるようになる。このことは財政的にもメリットがあり、過大・過剰な投資を防ぐことや公有財産の保有の最適化にも役立つことになる。

6 連結範囲の管理の重要性と現在の管理体制との不一致

上記の考え方は、岐阜市が直接保有する公有財産のみにその適応を限定するべきではない。岐阜市としての責任範囲は、上記の財務書類の記述の中で述べたように連結範囲に及んでいる点の考慮が必要である。例えば水道事業は地方公営企業の形態をとっているが多額の企業債を発行しており、その償還は将来的な負担となる。返済の財源は一義的には水道事業の収支からなされるべきであるが、それは水道料金の値上げの可能性を意味しており、そうでなければ岐阜市の財政負担となって税金が投入されることになるからである。どちらにしても岐阜市の住民にとっては形を変えた負担の発生であり、その影響を考慮せずに財政問題を検討することは全体を見て判断していないことになるからである。

したがって、岐阜市の普通会計のみならず連結範囲に属する各会計区分の保有する公有財産等も考慮に入れた管理体制を構築する必要がある。これは現在の管理組織の範囲を超えたものであるが、現在の制度のもとにおいても工夫によって実現することは可能であると判断される。

7 公有財産等の管理（アセットマネジメント）に必要な方針・計画

現在の厳しい財政状況を踏まえた公有財産等の有効、適切な管理（アセットマネジメント）の実現には、岐阜市の方針・計画の決定が必要である。これは岐阜市独自の現状を前提に、目指すべき方向に適合した公有財産等のあり方を定め、これを実現するために具体的な手段を財政的な制約のもとで試算しそれに基づいて選択し、実現する工程を公有財産等ごとに示すものである必要がある。このような具体的な方針、計画が策定されなければ、単なるスローガンのようなものになり具体的な成果を上げることは、現在の管理体制を前提にした場合は困難であろう。

現在、岐阜市が策定している公有財産等に関する方針、計画等の主なものとして、以下のものがホームページで確認できる。

- (1) 岐阜市行財政改革大綱
- (2) 岐阜市行財政改革プラン
- (3) 年度別行財政改革の取組
- (4) 行政と民間の役割分担のあり方について（意見書）
- (5) 公の施設の使用料算定基準

(1)は、選択と集中により、将来にわたり持続可能な行財政運営を確立するため、さらなる行財政改革推進の筋道を示したものである。

この中では、重点改革項目が示され「行政サービスの選択と集中」、「健全な

財政運営の推進」、「市民の参画と協働の推進」など4項目が定められ、その中に公有財産等に関する事項が岐阜市全体の方向性として確認できるが、具体的な内容を定めたものでは当然ない。

(2)は、(1)に基づく、具体的な取り組みを明らかにし、「選択と集中で持続可能な行財政システムの構築」に向けて行財政改革を着実に推進するために定められたものである。この中では、計画期間を定め事務事業の事業仕分けを行っており、検討された事務事業の中に個別項目として公有財産に関する事務事業がある。各事務事業は所管課ごとに見直しと取組の内容が記載されているが、全体最適の視点での調整などアセットマネジメントに必要な内容は確認されない。

(3)は、年度別の行財政改革の取組実績をまとめたものである。(1)に定められた4つの項目ごとに取組件数と効果額が集計され前年度実績と比較されている。公有財産等に関する項目も実績の一部に含まれているが(2)の所管別の取組実績のまとめに相当するものと判断される。

(4)は、岐阜市行政改革推進会議が提出した意見書であり、行政のスリム化と市民ニーズへの的確な対応に向けての意見が記載され、その中で「行政が担う公共サービスの領域」、「民間委託・民営化の推進」、「協働型社会の実現に向けた行政の役割」のそれぞれに公有財産の管理に係る事項が記載されている。これは意見書であり岐阜市の実際の管理方法等を定めたものではない。

(5)は、受益と負担の公平化の観点から、公の施設の使用料の算定方式や見直しの時期を定めた統一的なルールである。この中では、基本方針、算定方式、対象施設、具体的な算定方法、その他の取り扱いが定められ、基準の運用方針・今後の進め方まで記載されている。内容的にはかなり具体的であるが実際に実施する場合は各担当課で判断することとされており適正性の確認等の手続きは定められていない。

以上、現在の岐阜市における公有財産等に関する方針・計画等を検討したがアセットマネジメントとしての具体的な公有財産等の管理を行うために必要な体系的・具体的事項を定めたものは、現在の時点において策定されていないものと判断される。この状態では将来を見据えた岐阜市全体の観点から考えた公有財産等の有効な管理の実行は困難であると考えられる。また、市民に対する公有財産等に関するアセットマネジメントの観点からの包括的な情報公開、例えば施設白書等についても明確なものはない状態である。情報公開の必要性としては、住民自治の観点からすれば当然に重要な事項であるのは明白であるが、施設の統廃合や利用料の決定、公有財産等の有効活用等を実行する場合に民間のノウハウを利用することが必要になる点においても必須のものであろう。

8 今後求められる公有財産等の管理方法について

これまでの、公有財産等の管理について時代の変化に伴い新たな方法が求められる状況であり、その方法としてアセットマネジメントの考え方があることを述べた。具体的には、管理すべき公有財産等の範囲は現在までの範囲とは異なり広範囲に及ぶ必要があること、管理体制も現在のままの体制では有効に機能する可能性が低いこと、有効な管理のためには明確な方針や具体的な計画等が必要であり、それらが市民に情報公開されるべきことを述べた。

以上の点から現在の岐阜市の公有財産等の管理状況を判断すれば種々の改善すべき点が認められ、以下にその改善すべき事項を述べることとする。これらの事項は現時点において直ちに法令違反等にあたり違法性がある事項ではないが、公有財産等に適用される関係法令等の趣旨より判断して現在の状況をそのままにしておく場合は岐阜市の財政にとって重大な問題事項に発展する可能性があり、何らかの対応を行うことが求められると判断し、指摘事項として記載することにした。

現在の公有財産等の管理方法をアセットマネジメントの考え方を取り入れたものに改善すべきである。(指摘)

求められているアセットマネジメントの内容

アセットマネジメントは、不動産などの資産について、最適な時期、規模による投資を行うことによりその資産価値を高め、便益の最大化を図ることを目的としている。また、単なる資産の管理だけでなく、最適な配置にするための取得、処分などもその内容としている。アセットマネジメントの手法は自治体規模が大きいほど保有する資産も多く、その導入効果が大きいとされているため実際に導入している自治体は大規模な自治体が中心で、規模が小さい自治体では資産の評価方法を含めたシステムの要件定義や施設の点検ができる職員が少ないなどの人的・財政的な制約が影響し、アセットマネジメントを導入することが困難な状況にあるといわれている。

確かにデータベースの構築や、技術的な点検などへの対応は重要であるが、各自治体の個別事情を反映した対応方法の必要性を説明するものは少ない。アセットマネジメントにおいてよく説明される手法に長寿命化があるが、実際に長寿命化のためのコストの試算をしてみると、単純に更新投資を行った場合に比べ、それほど金額的な負担が軽くなるわけではないとの説明も見受けられ、アセットマネジメントの手法を導入すれば直ちに問題が解決するようなものではないことが分かる。

各自治体における財政の制約の観点から、それぞれの身の丈に合った公有財

産等のあり方を、はじめに検討するべきであり、自治体の諸事情を考慮せず、むやみにアセットマネジメントの一般的な手法の採用、データベースの構築や点検技術の確保に多額の支出を行うことは、果たして合理的であろうか。

そのようなことを行う前に、自治体の個別の状況を正確に把握し、認識された問題点の優劣を決定した上で、それに対応した具体的な対策を決定することが、最初に行われるべきことと考える。岐阜市には独自のアセットマネジメントの適用方法があつてしかるべきであろう。岐阜市の独自性を考慮せずに、一般的なアセットマネジメントの手法を技術的な側面のみから導入するだけでは、その効果は限られたものになるおそれがあると考え。岐阜市の特色を踏まえた全体の視点から最適な公有財産等の保有量を決定し整理統合を検討した上で想定される課題の優先順位を定め、更新投資の集中を避けるための長寿命化、保守点検の合理化、有効活用及び財源の確保等を検討する必要があるものと判断する。

したがって、具体的には以下のような順序でアセットマネジメントを実行することが考えられる。

(1) 現状の把握

今後の財政的な負担額の概要を把握するために、全体像がつかめるようなシミュレーションを実施するべきである。これによって予想される金額的な負担の重さが認識され、岐阜市の財政への影響、選択すべき対策の決定がなされることになる。

漠然とした重要性は理解できても、具体的な対策に結びつけるのは困難である。金額的な把握によって問題の重要性が正確に把握できるようになる効果がある。今後のアセットマネジメントの必要性和その程度、計画的対応の必要性が明確になることで具体的な対策に結びつけることができる。また、今後アセットマネジメントを実施する上でもシミュレーションの結果は基礎数値として利用することができる。

シミュレーションを行う上で注意すべき点は以下のようなものがある。

- ① 財務書類でいえば連結の範囲を考慮してシミュレーションを実施するべきである。計算上の制約は予想されるが全体像をつかむことが大切である。全体像が把握されないと、隠れ負債の様なものが存在することになって将来の問題となる可能性がある。
- ② シミュレーションの範囲は施設等に限定せず、金額的に重要性があるものは全て範囲に含めるべきである。重要な機器類や一部事務組合の負担金等などは金額的な影響額は重要と考えられる。このことが問題となるのは①で述

べたように隠れ負債になることと同趣旨である。

- ③ シミュレーションを行う場合には、公有財産等の整備費（更新投資を含む）・維持修繕費の分析と同時に収入の予想についても実施するべきである。これからの財政的な負担を考える以上は当然であり、資金的な問題を検討する上で必要なものである。
- ④ 全体の概要把握と同時に、部分的な情報も必要である。インフラ系の施設等と非インフラ系の施設等では今後の対応策が異なることや、どの種類の施設等の負担が重いかによって、あるべき将来像が異なってくるからである。
- ⑤ シミュレーションは 1 回だけではなく、計画が変更になるたびに行う必要があることから関連情報を整備する必要がある。このためには公有財産台帳の整備、財務書類作成データとの連動性の確保、公有財産の現場管理用データベースの整備などが必要になる。

また、シミュレーションの結果が良好であり、今後の更新投資に係る支出が将来の財政に与える問題はないと判断される場合には、その結果を市民に公表することで足り、以下の記載事項について具体的な対応をとる必要はないことになる。

なお、今回、我々は問題点の有無を確認するため、独自に一定の仮定のもとシミュレーションを実施したが、これは十分なものではなく概要を把握するためのものであるから、岐阜市は独自に精緻化されたシミュレーションを行う必要があると判断する。そして、住民への情報公開の観点から、その結果は順次、「施設白書」等の適切な形で公表されることが必要であると考えている。

(2) 基本方針の策定

アセットマネジメントを導入するには、公有財産等の統廃合・効率的な維持管理・有効活用など総合的に検討する必要があることから、基本理念を設定しそれに基づいて作業を進める必要がある。また、アセットマネジメントを全市的に推進するため基本理念のほか、その他の基本的な事項も含めた基本方針を定める必要がある。さらに基本方針を定めた場合は速やかに住民に情報公開することが重要である。

基本理念は、現在の時代背景を踏まえた上でアセットマネジメントを導入し、目指すべき目標や取り組みの方針・進め方等を定めたものである。これは一般的・抽象的な内容ではなく、岐阜市の独自性を考慮したものであることが必要である。そのためには、現在定められている「大綱」等の趣旨は斟酌すべきであるし、公有財産等のハード面からのみの視点ではなく、社会的な分析も検討すべきである。社会的な分析とは、地域が地域間競争の中でどのような人

からどのように評価されているかを把握するために行う。それによって市の潜在的な魅力を把握し公共施設・インフラが市の魅力になっているか、その更新のありようによって市の魅力が損なわれるものであるか否かを把握することができる。

その他の考慮すべき事項には以下のような視点が考えられる。

- ①「全体最適」・・・岐阜市全体の視点で最適な公有財産等の整備を目指す。
- ②「選択と集中」・・・整理統合の検討。
- ③「施設重視から機能重視」・・・施設等の物理的な整備を重視せず同じ機能を有する代替物での代用等や施設等の多機能化も検討すべきこと。
- ④「全て自前で整備するか否か」・・・全ての公有財産等を岐阜市単独で整備するのか否か。場合によっては賃借による場合もありうる。

基本理念のほか、基本方針に定めるべき事項には以下のようなものが考えられる。

- ① 市の現状を十分に分析し、アセットマネジメントの必要性を明確にすること。これはシミュレーションの結果を踏まえたものである必要がある。
- ② アセットマネジメントの具体的な目標を明確に定めること。
- ③ 具体的に取り組むべき課題を明確に定めること。
- ④ アセットマネジメントの進め方を定めること。
- ⑤ アセットマネジメントの導入効果の試算も行うべきである。

なお、以上の項目は、一般会計、普通会計の範囲にかぎるものではなく、実質的に岐阜市と考えられる範囲、すなわち新公会計制度という連結の範囲を含めたものである必要がある。また、課題の内容が異なることから公有財産等の種類でいえばインフラ系と非インフラ系を区別したものであること等が必要である。

(3) 行動計画の策定

基本方針は、アセットマネジメント全体の方向性を示すものであるが、実際の行動においては具体的な計画が必要になる。基本方針が長期の全体像を示すものとすれば、行動計画には中期計画・年度計画の内容を織り込むべきものになる。最終的には個別施設レベルまでの計画・作業工程表も必要になる。一旦決定した計画も時間の経過とともに修正が必要な場合が生じることから、何度でもシミュレーションが行えるように金額データが迅速に入手できる公有財産台帳の整備、固定資産台帳をはじめとする公会計との連動も行うことが必要になる。計画が策定された場合は、財源調整を行うべきことも重要である。裏付けのない計画では「絵に描いた餅」となることは明らかである。

非インフラ系の公有財産に関して行動計画を決定する場合に、考慮すべき事項には以下のものがある。

- ① 具体化の方針を定めるべきである。新規建築に関するルール、公共施設の再編方針・施設区分のルールと、それぞれの対応ルールを決定する必要がある。事業着手の優先順位を定め、施設等に応じてリニューアル・長寿命化のための計画保全・応急保全等の方法の選択を行う必要がある。
- ② 作業の具体的な進め方を決定する必要がある。長寿命化でいえば、施設等の機能の確認・利用可能期間の把握・改修維持コストの把握等を決定する必要がある。
- ③ シミュレーションの実施によって手法の選択、実施効果の検証も必要である。
- ④ 公共経営の効率性を見るための客観データの整理も重要である。施設別の稼働率・利用目的別利用状況・運営コストなどのデータを集積し施設等の整理統合の判断資料等に利活用することになる。
- ⑤ 維持管理の効率化の手法の検討も必要である。
- ⑥ 全体計画のほか、施設等ごと個別の対応計画を策定する必要がある。
- ⑦ 耐震化や老朽化リスク等への対応策も策定されるべきである。

インフラ系の公有財産も重要であり、非インフラ系の公有財産とは区分して行動計画を決定する必要がある。ここで考慮すべき事項には以下のようなものがある。

- ① 機器やプラントなども金額的に重要性があれば考慮する必要があること。
- ② インフラ系資産の整備・整理・統合等に関する方針も決定する必要があること。
- ③ 計画的な維持管理のためデータベース等の資料の整備によって維持管理情報の集積を図るべきこと。
- ④ 公有財産等ごとの取組の優先度を決定すること。
- ⑤ 維持管理方針を決定すること。
- ⑥ 全体計画のほか、個別の維持計画を策定すること。
- ⑦ アセットマネジメントの実施効果の検証を行うこと。
- ⑧ 耐震化や老朽化リスク等への対応策も策定されるべきである。

公有財産等の有効活用と財源確保も検討する必要がある。用途の転用や未利用資産の貸付、将来的に利用の見込みがない資産の売却の推進と新規の取得の抑制等が検討されるべきである。これらについても市全体の見地から最適な選択が行われないと非効率な点が発生する可能性が高い。

(4) 組織体制の整備

公有財産等の管理を行う組織は現在でも存在している。しかし、ここでいう整備すべき組織とは、アセットマネジメントの観点から公有財産等の管理を行うための組織である。そこでは全体最適の観点からの管理等を行う必要があるため今の組織では対応が困難である。現在は各所管の行政財産は各部長が管理等の直接的な権限を有する上、公有財産全体の取りまとめ的な役割を行政部長が担うものの、その権限は岐阜市の範囲にとどまるため連結範囲での調整は困難である。

通常の公有財産等の管理は現在の組織を前提とするにしても、その上位で全体を調整するために、以下の様な組織を整備する必要があると判断される。

- ① 意思決定機関 これは公有財産等の全体方針等を決定するために必要な機関である。実際の業務は別の機関にゆだね、最高意思の決定を行うことになるため首長をトップに、各部長級を入れた組織とすることが必要であろう。一般企業でいえば取締役会といえる。
- ② 第3者委員会 これは業務の内容・進捗状況等を外部の視点より監視する機関である。この委員会には民間の知見や市民の目線を有する者も参加する必要がある。またアセットマネジメントの内容を専門的に監視するために専門知識を有する者の参加も必要である。具体的には建築・土木・地方行財政の専門知識を有する者である。一般企業でいえば監査役会といえる。
- ③ 統括責任者 これは現在の行政組織で問題となる、いわゆる「縦割組織」の弊害を取り除くために必要な機関である。各部署の個別最適化とならぬように、各部署の上位に位置するものが責任者として全体最適化の観点から業務を取りまとめる責任を負担することになる。
- ④ 調整会議 担当部署だけでは業務の実効性が、あげにくい点を考慮して、現在の岐阜市の中で全体調整的な業務を行っている財務・総務・企画等の機能を有する各部署との協議の場を設け、業務の実効性を確保する必要がある。
- ⑤ 担当部署 実効性のある業務を行うためには権限と責任の明確化を図る必要がある。この点から言えば現在の体制のままでは権限からいっても適正な業務を行うことは困難であろう。

(5) 民間提案を活かす仕組みの創設

アセットマネジメントは、基本的に民間の知恵をベースにしたもので、官の発想より起こったものではない。したがってアセットマネジメントを実現するための具体的な方策の実行は、行政単独で成し遂げることは困難である。マネジメント手法の導入、建築・土木等の技術的な問題、施設の統廃合への民意の反映、施設のあり方に関し直接保有によるのか、広域連合による保有とするの

か等の経営的な判断、有効利用や資金調達に関する民間のアイデアやノウハウなど各種の知恵を導入することが必要となる場合がある。

また、アセットマネジメントの実施において、政策の決定と実施を分離し、費用対効果などを考慮して実施は出来るだけ「民」に任せ、政策の決定は専ら「官」が実行する場合、「官」が決めたことを、決めた通りに「民」が実施する形になり「民」の自由な発想が生かしきれない問題がおこる。そのような弊害を回避するために、民間提案を活かす工夫が必要である。事前に民間の意見を聞いて、それらを取り入れた形で各種の意思決定を行う必要がある。

このような問題を回避するために考慮すべき点は、以下のようなものがある。

- ① 民間提案を受け付ける制度の創設
- ② 意思決定の過程に民間提案を取り入れて、意思決定を行う体制の整備
- ③ 第三者委員会による意思決定過程の監視

(6) 情報公開の実施

情報公開は、住民自治の観点からいっても、また今後、具体的な対策を講ずる上においても重要な事項である。現在は岐阜市の財政は健全であるとの認識があるが、将来像の数値は把握できていない。今後、具体的な対策を講じてゆく過程を定期的に市民に伝達してゆくことが必要である。

情報公開は、公有財産等の更新投資等に関する財政問題に市民が参加する契機になる。今後、予想される施設等の統廃合、整備方法の決定、利用料金の決定、管理運営方法の選択、民間の知識・知恵の活用等には市民の参加が必要であり、市民と行政が関係情報と問題意識を共有することが必要である。

全国的に言えば、複数の自治体において「施設白書」などの名称で住民に情報公開を実施している事例がある。公有財産の現状（施設でいえば、その状況、運営費、利用実態、トータルコストなど）や将来の方針、予定、金額情報等をいろいろな角度より整理分析したものを情報公開することを検討するべきである。

以上で全体的な公有財産等の管理方法について記述したが、個別具体的な問題点は各公有財産等により異なり、それぞれに対応した適切な管理を実施しなければ有効な管理を行うことが出来ない。しかし、現在の段階では今後の更新投資等の財政的な制約を具体的に検討した資料はなく漠然とした重大性は認識し得るものの、岐阜市の財政に与える全体的なインパクトや、どの公有財産等が大きな問題を抱えているかが判然としない。

したがって、公有財産等の今後の維持管理が岐阜市の財政にとって、どの程度の重要な問題であり、その中で特に個別に検討すべき重要な公有財産等がど

れかを確定するために、現在入手しうる資料と一定の仮定に基づいて独自にシミュレーションを行いその結果に基づいて個別の問題を確認することにした。

第2 岐阜市の財政状況と公有財産等の更新投資について

1 岐阜市の財政状況について

(1) 歳入の状況について

岐阜市の一般会計の過去10年間の歳入決算額は以下の通りである。

(億円)

一般会計における歳入決算額の推移								備 考
年 度	決算額	市税収入	交付税	交付金・譲与税	国・県支出金	市債	その他	
14	1,442	644	133	89	176	98	302	年金事務 国へ△72億
15	1,400	615	129	90	186	114	266	
16	1,458	607	115	103	184	179	270	借換債82億円
17	1,334	613	110	107	181	71	252	合併
18	1,375	636	99	119	189	74	258	
19	1,384	671	90	80	195	75	273	
20	1,449	689	91	75	267	79	248	定額給付金等88億円(0-21へ繰越)
21	1,557	649	94	71	250	153	340	繰越金74億増(定額給付金ほか)
22	1,630	641	137	69	304	191	288	国54億増(子ども手当ほか)
23	1,627	651	132	67	320	165	292	



一般会計における歳入決算の推移

歳入決算総額では、平成 17 年度まで減少傾向が続き、その後柳津町との合併などにより平成 18 年度から増加に転じ、平成 20 年度から平成 22 年度にかけて増加しているが、主たる増加要因は主に定額給付金、子ども手当制度等の国の政策によるものである。

① 交付税について

地方交付税は、社会福祉、教育、保健衛生等などの行政サービスが、地方公共団体の財政力によって差が生じないように、国税として徴収した所得税等の一定割合を財政力に応じて地方公共団体に再配分されるものである。地方交付税のうち、普通交付税額は、「地方交付税法」第 11 条の規定により算定された基準財政需要額から、「地方交付税法」第 14 条の規定により算定された基準財政収入額を控除した額となる。国の地方交付税の財源が不足する場合、従前は地方交付税特別会計にて国債を発行しその財源を補てんしていたが、平成 13 年度以降は、地方自治体への配分は、不足した額のまま行われることとなった。そのため、地方交付税は国の地方交付税の財源と、岐阜市の歳入、歳出の状況により変動することになった。

なお、不足分については「地方財政法」5 条の特例として、元利償還金が後年度に地方交付税措置（基準財政需要額に含まれる）される臨時財政対策債の発行が認められている。そのため、岐阜市においても臨時財政対策債を発行し、地方交付税の不足額を補っている。

これらの関係を図示すると次のようになる。



② 交付金・譲与税について

交付金は、県が徴収した税の一部が交付される、地方消費税交付金、利子割交付金、自動車取得税交付金等及び国から交付される地方特例交付金等である。また、地方譲与税は、法により国が国税として徴収し、一定の基準により地方公共団体に譲与されている税で、自動車重量譲与税、地方道路譲与税等がある。この交付金、譲与税が平成 19 年度に大きく減少しているのは、所得税から個人住民税への税源移譲に伴い所得譲与税が廃止されたこと及び減税補てん特例交

付金の廃止によるものである。その後、減税補てん特例交付金の廃止の経過措置が終了したこともあり減少傾向にある。

③ 国・県支出金について

国・県支出金は、国（県）が特定の事務に対し、地方公共団体に対して交付するものである。国・県支出金は、主に市と国（県）が共同で責任を負う事務に対して一定の負担区分により義務的に交付される国庫（県）負担金、国（県）が特定の事業を奨励又は財政援助するために給付される国庫（県）補助金、本来ならば、国（県）が実施すべき事務を市に依頼するために交付される国庫（県）委託金に大別される。国・県支出金の使途はその目的とした特定の事務に限定される。

国・県支出金の平成 20 年度の増加は主に定額給付金によるものであり、平成 22 年度の増加は主に子ども手当によるものであった。

④ 市債について

市債は市が歳入の不足を補うために発行する債券であり、市の借入金である。「地方財政法」第 5 条では、歳入の財源は、原則として地方債以外の財源とし、市債は、原則として借換や公共施設又は公用施設の建設事業費等の財源とすることができるとされる。平成 16 年度の市債による歳入の増加は、平成 6～8 年度に国が実施した減税政策に伴う市税の減収を補うために発行された市債の償還に際し、その財源として借換債を発行したことによるものであり、平成 21 年度以降の増加は、臨時財政対策債及び借換債の発行により増加したことによるものである。

市債残高の推移は次の通りである。

市債年度末残高の推移				[国、地方の長期債務残額 892兆円(H23年度末)]		
年度	一般会計 年度末現在高（億円）			普通会計 年度末現在高 （億円）	市民一人当たり（万円）	
	普通債	臨時財政 対策債等※	計		岐阜市	中核市
14	1,246	233	1,479	1,489	37.1	42.1
15	1,183	297	1,480	1,485	37.0	39.8
16	1,109	342	1,451	1,456	36.3	40.2
17	1,059	388	1,447	1,452	35.2	40.7
18	984	412	1,396	1,400	33.9	40.7
19	919	422	1,341	1,345	32.6	40.0
20	862	427	1,289	1,293	31.4	39.1
21	844	444	1,288	1,292	31.4	39.3
22	827	496	1,323	1,327	32.3	39.7
23	808	523	1,331	1,340	32.7	39.5

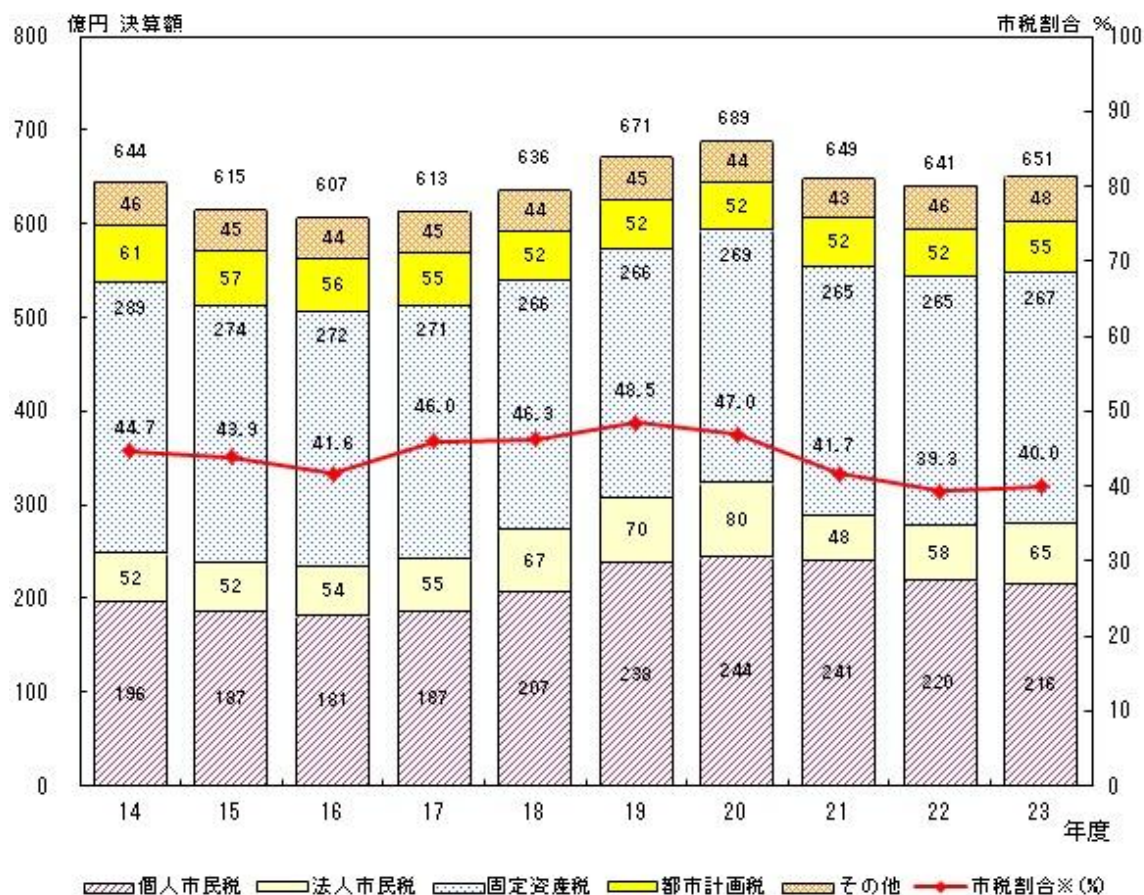
（中核市平均は本市照会による速報値）

岐阜市では市債の発行を抑制しており、建設事業費等の財源となった普通債は、平成 11 年度をピークに減少しているのに対し、臨時財政対策債等は毎年度増加し続けており、一般会計、普通会計の市債残高は増加傾向にある。臨時財政対策債の元利償還金は、地方交付税の算定上、基準財政需要額に含まれることになるが、国の歳入不足が解消しないかぎり、臨時財政対策債の元利償還金により基準財政需要額の増加→計算上の地方交付税額の増加→実際の交付金額は増加しない→不足額の増加→臨時財政対策債の増加（①の図参照）という循環に陥ることにより、その結果、臨時財政対策債が増加し続けるおそれがある。

また、臨時財政対策債は、後年度に地方交付税で措置されるとのことであるが、市の借入金であること、国の財政状態に鑑みると国から地方交付税措置されることに疑問があること、国の財政状態の更なる悪化につながることから、臨時財政対策債についても抑制して起債すべきであると考え。この点、岐阜市は、平成 23 年度には、臨時財政対策債の発行可能額 74 億円に対し、実際の発行額を 60 億円とし、臨時財政対策債についても抑制的に起債されている。

⑤ 市税収入について

市税収入は、バブル経済の崩壊後の景気後退により、個人及び法人の所得の減少、不動産評価額が下落したため、市税収入の大部分を占める市民税及び固定資産税が減少することになり、長期にわたり減少傾向にあった。平成 18 年度には景気が回復したこと、柳津町との合併による納税者の増加、平成 18 年度、19 年度に段階的に定率減税が廃止されたこと、平成 19 年度には所得税から個人住民税への税源移譲等があったため、市税収入は増加することになった。その後、リーマンブラザーズ破綻に端を発する金融危機により生じた景気後退により、平成 21 年度、22 年度には税収は減少しているが、平成 23 年度は企業収益の改善により、法人市民税が増加している。歳入の 4～5 割を占め市税税収入の各年度の内訳別推移は次のグラフの通りである。



＊ 平成17年度の数値は岐阜市の一般会計歳入分だけで、合併以前の柳津町の収入は含みません。
 ※ 市税割合：歳入決算額に占める市税収入の割合

市税収入の推移

市税収入で固定資産税が最も大きな割合を占めており、その課税対象となるのは土地、家屋、有形償却資産の評価額である。好景気の局面では、新規住宅取得や企業の投資活動が活発になることから、課税対象である家屋や有形償却資産が増加することや、土地取引が活発になり地価が上昇し、土地の評価額が高くなることにより、固定資産税収入は増加することになる。なお、土地の固定資産税評価額の改定は3年ごとに行われ、直近では、平成21年度に行われているが、この評価額の改定を受けて固定資産税収入が大きく変動している。

また、次に大きな割合を占めている個人市民税は、前年度の所得に応じて課税される所得割と、所得に関わらず均等に一定額が課税される均等割から成っている。先述のように、柳津町との合併、定率減税の廃止、国税(所得税)から個人市民税への財源移譲により、平成18年から20年にかけて、個人市民税は増加したものの、その後の景気後退により減少している。

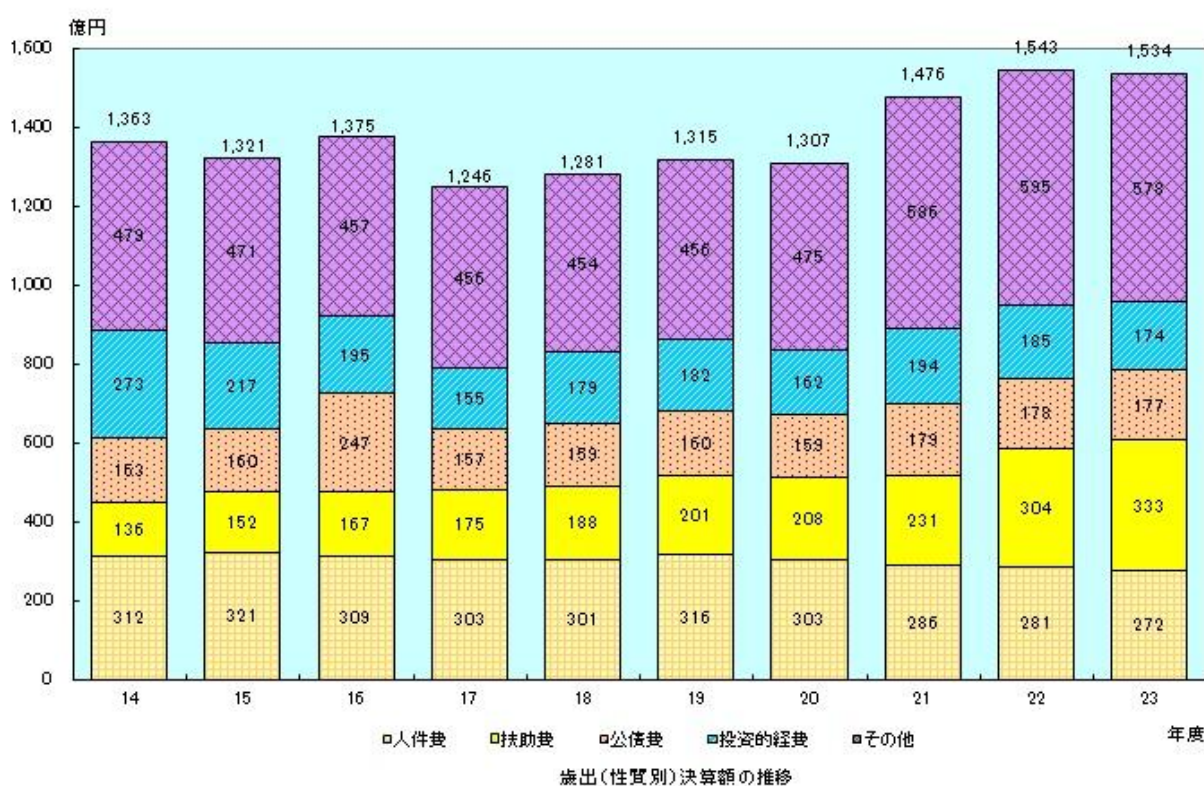
法人市民税も、法人税の額に応じて課税される法人税割と、資本金等の額及

び従業員数で一定額が課税される均等割から成っている。法人市民税の大部分が法人税割であり、景気変動により増減するものであり、金融危機の際には大きく減少し、その後の景気回復に合わせて増加している。

(2) 歳出の状況について

地方公共団体の経費は、事業の経済的な性質または行政目的の 2 つの観点から分類できる。岐阜市の過去 10 年間の一般会計の性質別の歳出決算額の推移は次の通りである。

年 度	決算額	人件費	扶助費	公債費	投資的経費	その他	備 考
14	1,363	312	136	163	273	479	年金事務 国へ △72億円
15	1,321	321	152	160	217	471	
16	1,375	309	167	247	195	457	借換債82億円
17	1,246	303	175	157	155	456	合併
18	1,281	301	188	159	179	454	
19	1,315	316	201	160	182	456	
20	1,307	303	208	159	162	475	
21	1,476	286	231	179	194	586	定額給付金65億円
22	1,543	281	304	178	185	595	
23	1,534	272	333	177	174	578	



歳出決算額全体では、歳入決算額と同様に平成 18 年度には柳津町との合併などにより、平成 21 年度には定額給付金支給、平成 22 年度子ども手当制度の導入により増加してきた。平成 23 年度は、生活保護費の増加や子ども手当制度の拡充などにより、引き続き扶助費が大きく増加したのに対し、人件費、公債費、投資的経費、その他経費がいずれも減少したことから、歳出全体では減少となっている。

市の事業を性質別に見た場合、職員の給与などからなる人件費、子ども手当や生活保護などの経費である扶助費、市の借入金である市債の返済に充てられる公債費、道路、河川整備、学校建設等のための投資的経費、その他の経費に分類される。

これらのうち、人件費、扶助費、公債費は柔軟に削減することが難しいことから義務的経費と呼ばれている。

市では、給料表の改定や職員定数の削減により人件費の削減に努めてきており、平成 19 年度をピークに団塊の世代の退職に伴う退職金が多額に生じたため人件費が増加することになったが、平成 20 年度より人件費は減少している。

市債については、新たな市債の発行が抑制されており公債費の減少が図られている。これに対し、扶助費は、平成 21 年度以降、定額給付金、子ども手当等の国の政策により増加したことを除いても、高齢化や景気の悪化による生活保護費の増加などの影響で扶助費は増加傾向にある。人件費、公債費は大幅な縮小は見込めないのに対し、扶助費の増加は今後も継続すると考えられるため、義務的経費全体では増加することが推測される。

投資的経費は、東部クリーンセンターの完成した平成 9 年度以降、平成 17 年度まで減少を続けていたが、平成 18 年度には、文化産業交流センターの取得及び岐阜駅西地区市街地再開発事業などにより増加となり、平成 22 年度には、薬科大学新学舎建設や一般廃棄物最終処分場建設などの大型事業が完了したことから減少している。

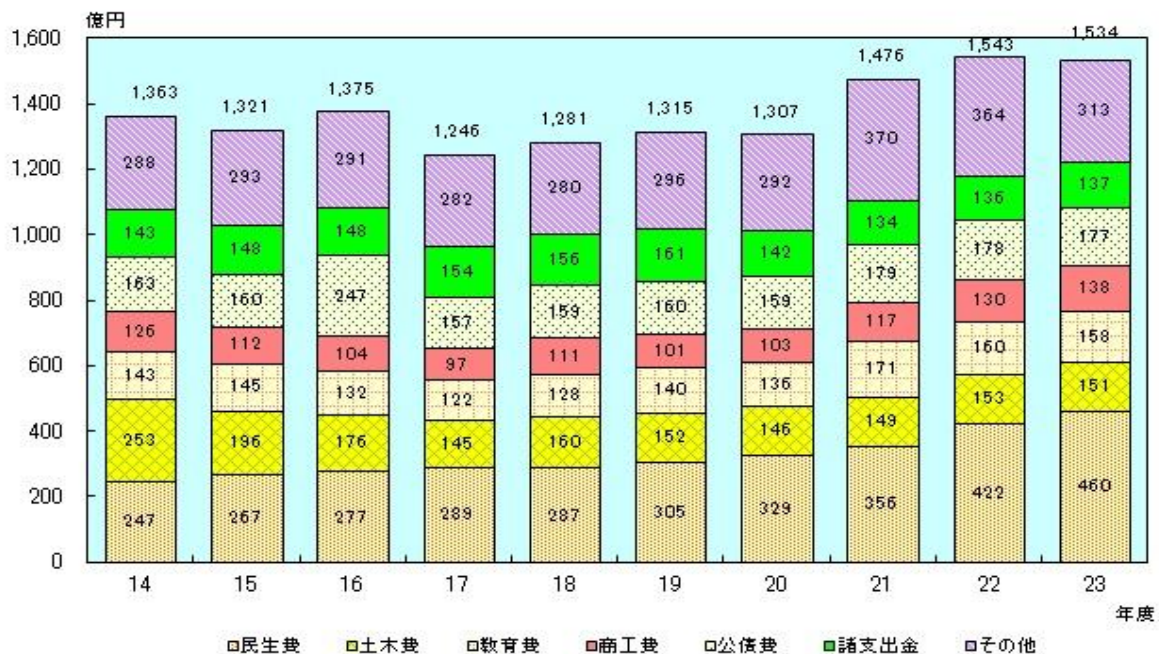
その他の経費には、消耗品費や燃料費、施設管理の委託料などの物件費や公共施設の維持補修に係る経費、公営企業など様々な団体への補助金が含まれている。

一般会計の行政目的別歳出決算額の推移は、以下の通りである。

一般会計における歳出決算額(目的別)の推移

(億円)

年 度	決算額	民生費	土木費	教育費	商工費	公債費	諸支出金	その他
14	1,363	247	253	143	126	163	143	288
15	1,321	267	196	145	112	160	148	293
16	1,375	277	176	132	104	247	148	291
17	1,246	289	145	122	97	157	154	282
18	1,281	287	160	128	111	159	156	280
19	1,315	305	152	140	101	160	161	296
20	1,307	329	146	136	103	159	142	292
21	1,476	356	149	171	117	179	134	370
22	1,543	422	153	160	130	178	136	364
23	1,534	460	151	158	138	177	137	313



一般会計における歳出決算額(目的別)の推移

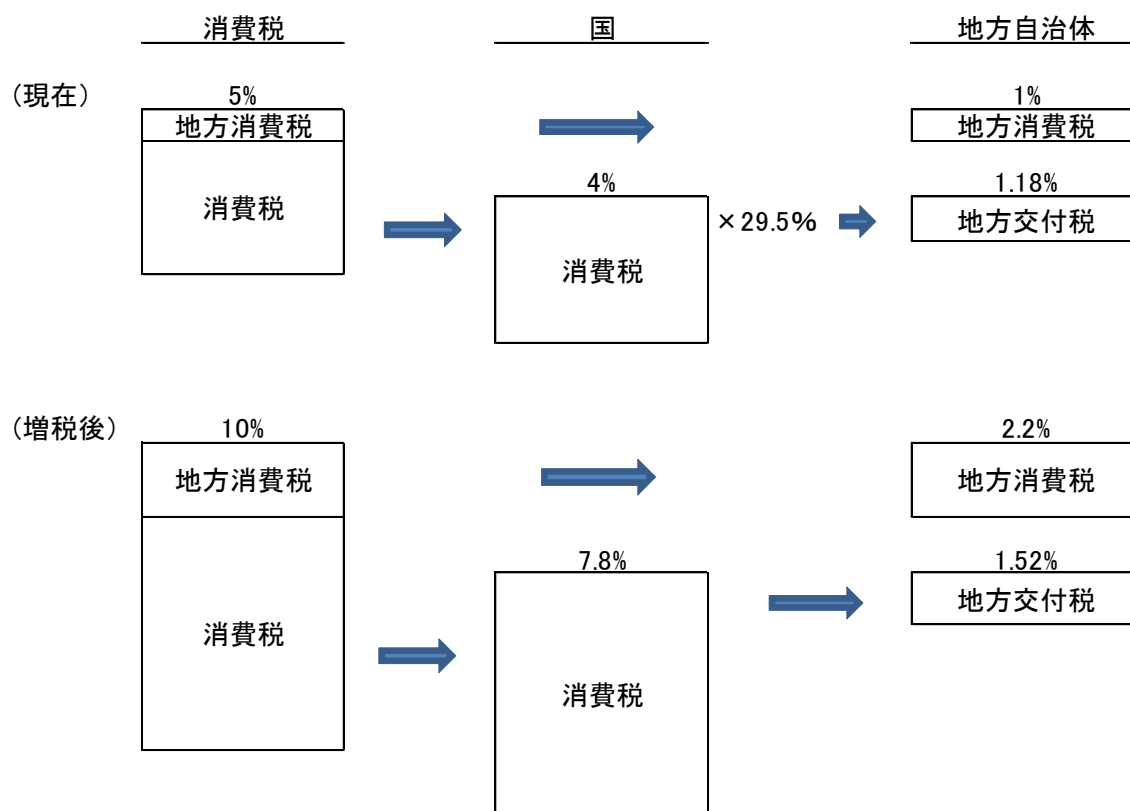
市の事業を目的別に見ると、障がい者、高齢者、児童の福祉、生活の安全等のための歳出である民生費、学校教育や社会教育の振興などのための教育費、道路、公園、住宅の整備など土木費、徴税、庁舎や財産の管理などの総務費、施設整備などのための借入金償還の公債費、商工業の育成や観光の振興などの商工費、ごみ処理、健康増進、環境保全などの衛生費、国民健康保険や市民病院などの特別会計や企業会計への補助金・繰出金の諸支出金、消防、議会運営などのその他の8種類に大別される。歳出の目的別推移をみると、投資的経費の割合が高い土木費の比率が減少し、高齢化社会の進展に伴い民生費が増加している。

2 今後の財政状況について

現在の状況を踏まえて、今後の財政状況を推測し、公有財産等の更新投資の可否について検討する。

(1) 消費税増税の影響について

平成 24 年度に、消費税増税法案が可決され、消費税は 5% から 10% に増税されることになる。現在、消費税 5% のうち、地方公共団体に交付されるのは、次の図にあるように地方消費税 1% と消費税 (4%) のうち 29.5% が地方交付税の財源とされることから $4\% \times 29.5\% = 1.18\%$ の併せて 2.18% であった。これが今回の増税で、地方消費税が 2.2%、地方交付税の財源とされる 1.52% の併せて 3.72% と 1.54% の増加となる。



消費税の増税の影響を具体的に検討する。まず、地方消費税の税率が 1% から 2.2% になる影響は、平成 23 年度の実績を基に $4,112 \text{ 百万円} \times (2.2\% - 1\%) / 1\% = 4,934 \text{ 百万円}$ の増収と算定される。

また、地方消費税による歳入の増加は、基準財政収入額の約 38 億円 (平成 24 年 9 月 10 日 市議会 定例会 市長答弁より) の増加となり、計算上の地方交付税が同額減少することになる。

さらに、消費税が増税されることにより、市が負担する消費税も増加することになる。市は、建物や備品、消耗品、委託料等に多額の支出を行っているが、これらに対する消費税も5%増加することになる。平成23年度の性質別支出のうち、ほぼ全額が課税対象となると考えられる物件費が18,363百万円、維持補修費が990百万円であり、普通建設事業費17,400百万円については、非課税取引となる土地の取得が含まれており、仮に土地の取得が普通建設事業費の50%とした場合、消費税増税による歳出の増加額は次のように算定されることになる。

課税売上額を集計し、これに対する非課税売上額を算定し、これに増税額の5%を乗じると $(18,363 \text{ 百万円} + 990 \text{ 百万円} + 17,400 \text{ 百万円} \div 2) \div 105\% \times 5\% = 1,335 \text{ 百万円}$ となる。

その結果、地方消費税の増税による歳入の増加分が4,934百万円、この歳入の増加による地方交付税の減少が3,800百万円、市が負担する消費税の増加分1,335百万円となり、結果としては201百万円のマイナスとなる。

次に、地方交付税経由で市に交付される消費税について検討する。

地方交付税（計算上）＝実際の地方交付税の交付額＋臨時財政対策債の発行額という関係において、増税により国の財政が改善したことにより、地方交付税の交付額が増加することになるため、臨時財政対策債の発行額を減少させることができるが、地方交付税（計算上）の金額は影響を受けないため、岐阜市の歳入の規模に与える影響はない。

したがって、消費税増税の収支に与える影響は、純額で約2億円程度であり、消費税増税の直接的な収支に与える影響は小さいと思われる。

(2) 今後の歳入の見込みについて

市税収入以外の国庫支出金や交付金等は、国の政策に負うところが大きいいため、平成23年度の金額で推移すると仮定し、市税収入の推移を試算する。

① 個人市民税について

個人市民税の大部分は、均等割ではなく、前年度の所得に対して課税される所得割であることから、個人市民税の予測額は、課税対象となる所得の推移に近似すると考えられる。課税対象となる所得は、納税者一人当たりの所得額に納税者の人数を乗じたものであるため、納税者一人当たりの所得と納税者数について検討する。次の表は、国税庁の公表している給与所得者の平均給与の推移より、平均給与の増減率を算定したものである。

平均給与推移

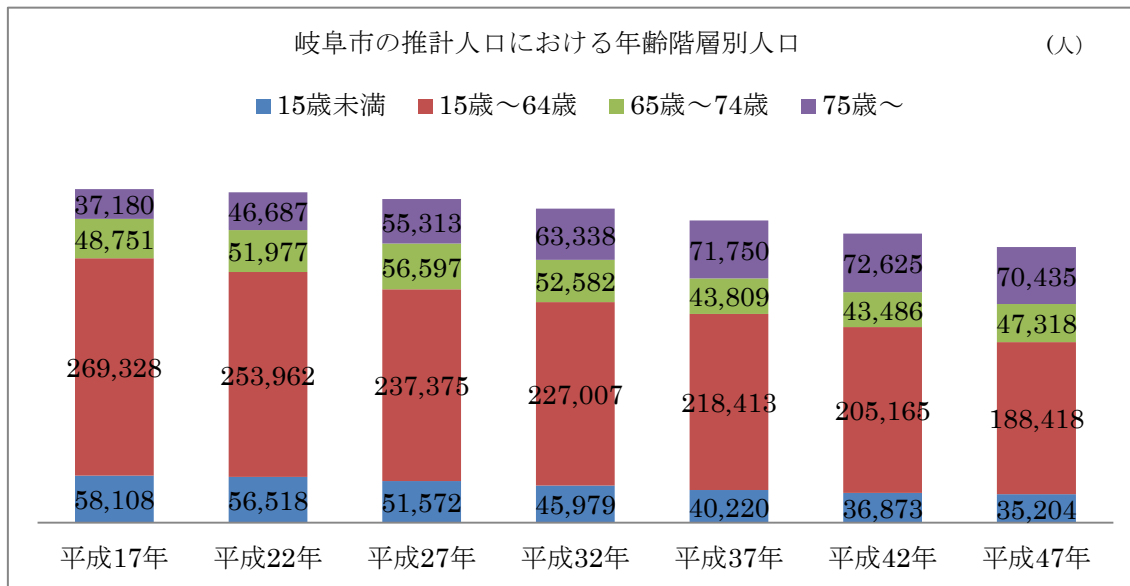
(国税庁HPより作成)

区分	給与所得者用調査票の調査結果			
	1年勤続者			
	給与所得者数 (1)	給与総額(2)	平均給与(2)/(1)	
	千人	百万円	千円	増減率
平成13年分	45,096,540	204,740,231	4,540	
平成14年分	44,724,071	200,259,007	4,478	-1.37%
平成15年分	44,661,234	198,263,909	4,439	-0.87%
平成16年分	44,530,192	195,411,047	4,388	-1.15%
平成17年分	44,935,897	196,277,851	4,368	-0.46%
平成18年分	44,845,126	195,015,303	4,349	-0.43%
平成19年分	45,424,696	198,589,564	4,372	0.53%
平成20年分	45,872,872	197,067,022	4,296	-1.74%
平成21年分	45,056,480	182,874,511	4,059	-5.52%
平成22年分	45,519,825	187,545,516	4,120	1.50%
平成23年分	45,657,213	186,745,914	4,090	-0.73%
			平均	-1.02%

国税庁の公表によると、日本全体の平成23年度の給与所得者数が45,657千人、その所得税額7兆5,529億円であるのに対し、所得税の確定申告者数が21,853千人、所得税額2兆1,853億円となっており、給与所得者は確定申告者の数では2倍を、所得税額では3.4倍を超えており、さらには医療費控除や株式等の譲渡所得等の確定申告者には、かなりの人数が給与所得者と重複していると考えられる。そのため、人数も所得税額も給与所得者が大部分を占めることから、給与所得者の平均給与の増減と1人当たりの所得の増減には相関関係があると推定される。

そこで、今後も1人当たりの所得の増減が過去10年間と同様な傾向が続くと仮定し、上記の表で算定された過去10年間の、給与所得者の平均給与の増減率の年平均▲1.02%を、将来の1人当たりの所得の増減率とする。

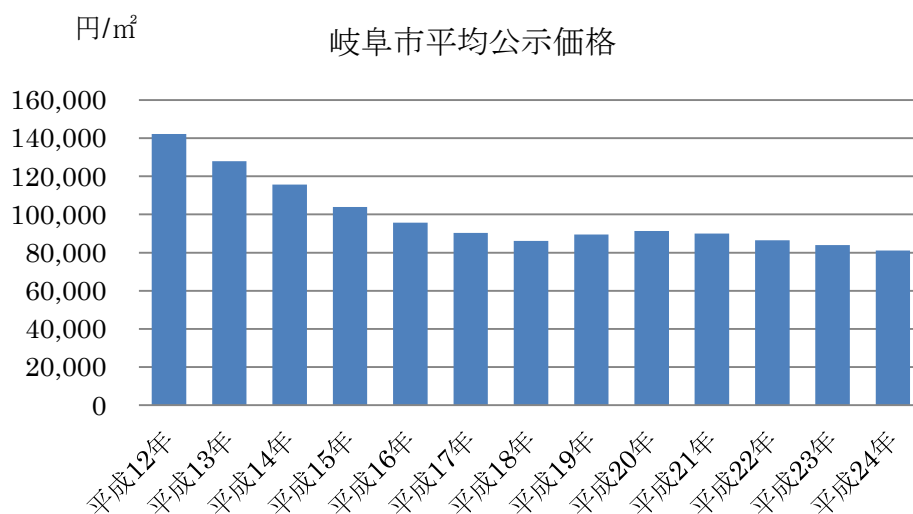
また、市民税の納税者数は、主たる納税者と考えられる生産年齢人口(15歳から64歳)と同様の推移をすると考えられる。



上記グラフは、平成22年度に作成された岐阜市都市経営戦略会議資料「岐阜市の推計人口における年齢階層別人口」によるものであるが、生産年齢人口は今後、継続的に減少していき、平成22年の253,962人から平成42年には205,165人になり、19.2%減少するという予測がなされており、市民税の納税者も同様に減少していくと考えられる。20年間で19.2%の減少は、毎年度0.88%（複利）ずつ減少していくことになる。

② 固定資産税及び都市計画税について

土地にかかる固定資産税及び都市計画税は、固定資産税評価額を基礎に算定される。土地の固定資産税評価額は、一般に公示価格の7割とされており、3年ごとに評価が変更される。次のグラフは、最近の岐阜市の平均公示価格の推移である。



この推移を見る限り、バブル崩壊後の地価下落は一旦、平成 18 年度で下げ止まり、平成 19 年に上昇に転じたが、金融危機の影響により再度下落に転じ、現在も下落傾向にあるといえる。社団法人岐阜県宅地建物取引業協会及び公益社団法人岐阜県不動産鑑定士協会が実施した平成 24 年 4 月 1 日を基準とした「土地価格と不動産取引の動向に関するアンケート調査結果」によると、短期の予測であるが、地価は横ばい、またはやや下落するとした業者がほとんどであった。

地価は景気の変動の影響が大きく、長期的な予測は困難であるが、今後も現在と同様に、地価が横ばいもしくはやや下落傾向が継続すると考えると、土地にかかる固定資産税評価額も低く評価されることになり、固定資産税による収入も減少していくことになると予測される。

バブル崩壊後の地価の調整が終了した平成 18 年から平成 24 年の平均公示価格の増減率は▲5.7%であり、これは毎年度▲0.94%（複利）の増減率となる。

また、固定資産税に含まれる土地に対する固定資産税の比率は、公示価格の増減と固定資産税の評価が変更される年度の固定資産税の増減の関係から、51%と推定した。また、都市計画税についても同様に算定し、74%と推定した。

③ 法人市民税及びその他について

法人市民税については、景気変動により大きく増減するが、柳津町と合併した平成 18 年度以降の平均である 65 億円で推移すると仮定した。また、その他についても同様に 45 億円で推移すると仮定した。

④ 歳入のシミュレーションについて

①から③で算定若しくは仮定した数値に基づいて、一般会計の歳入の推移について試算した。

（条件 A）現在の趨勢に基づくシミュレーション

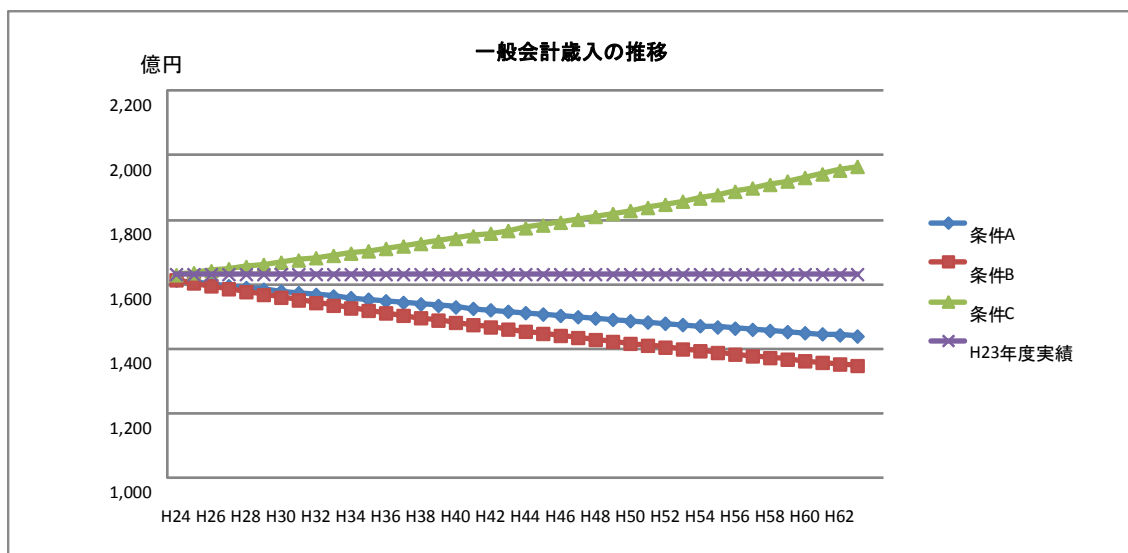
生産年齢人口の増減率	－0.88%/年
1 人当たり所得の増減率	－1.02%/年
土地の評価額の変動率	－0.94%/年

（条件 B）条件 A よりも厳しいデータに基づく。

生産年齢人口の増減率	－1.09%/年(平成 17 年国勢調査に基づく分析)
1 人当たり所得の増減率	－1.42%/年(任意)
土地の評価額の変動率	－3.00%/年(平成 23 年度公示地価岐阜市全体)

（条件 C）条件 A より楽観的な変数を採用。

生産年齢人口の増減率 -0.69%/年(平成22年の国勢調査に基づく分析)
 1人当たり所得の増減率 1.00%/年(任意)
 土地の評価額の変動率 1.00%/年(任意)



一般会計歳入の5年毎のシミュレーションの結果

(億円)

年度	H23	H28	H33	H38	H43	H48	H53	H58	H63
条件A	1,627	1,596	1,569	1,545	1,522	1,501	1,481	1,462	1,445
条件B	1,627	1,578	1,535	1,497	1,461	1,429	1,400	1,373	1,349
条件C	1,627	1,656	1,690	1,727	1,767	1,811	1,858	1,910	1,966
H23年度実績	1,627	1,627	1,627	1,627	1,627	1,627	1,627	1,627	1,627

現在の、人口が減少するとともに1人当たりの所得も減少し、地価も下落していく状況が、現在のままで継続すると仮定(条件A)すると、5年後の平成28年には31億円の歳入の減少となるが、さらに長期になると差額が拡大し、20年後の平成43年には105億円の歳入の減少となる。また、現状よりも厳しい条件Bに基づき、シミュレートすると、10年後には92億円の歳入の減少となる。一方、人口の減少率を上回る個人所得の伸びがあるという楽観的な条件Cに基づき、シミュレートすると歳入は増加し続けることになる。

これらの結果からいえることは、減少率の差こそあれ、人口が減少していくことは確定的であり、原則として歳入は減少していくものであるということである。ただし、このシミュレートは、一般会計の歳入のうち、4割に過ぎない市税収入について検討しているだけであり、地方交付税や支出金などを一定と仮定しているが、国及び県の財政も厳しいことから、他の歳入についても減少し、さらに厳しい財政状態となることも考えられる。

(3) 今後の歳出の見込みについて

1 (2)において人件費、扶助費、公債費からなる義務的経費について、今後とも増加することを推測されたとしたが、具体的に検討を行う。

人件費については、団塊の世代の定年による大量退職により多額の退職金が生じていたが、大量退職のピークを過ぎたこと、そして職員の定数削減に努めていることにより人件費が減少してきた。今後は、団塊の世代の定年退職のような大量退職はないこと、現在、実施されている「行財政改革大綱 2010 岐阜市行財政改革プラン」によると、重点改革項目の一つとして、職員の能力開発と人事管理の項目があり、その中の取組項目として職員定数の適正化が挙げられており、その内容は、平成 22 年 4 月 1 日現在の職員定数 3,842 人から、5 年後の平成 27 年 4 月 1 日には 3,647 人と 195 人(5.1%)減らすものであることから、人件費の減少傾向は継続するものと考えられる。

扶助費については、平成 14 年度から平成 23 年度まで継続的に増加している。このうち平成 22、23 年度に著しく多額となっているのは子ども手当制度が導入されたことによるものである。ただし、平成 22、23 年度について、子ども手当支給額を控除しても扶助費は増加していく傾向にあるといえる。

公債費については、1 (1)④市債について の表にあるように、市の市債の発行を抑制する施策により、建設事業費等の財源となる普通債は減少する一方で、地方交付税の不足を補うための臨時財政対策債が増加している。

しかし、臨時財政対策債については、先述したように消費税率の引上げにより、国の財政が改善することにより、実際に交付される地方交付税の額が増加することになり、その結果、臨時財政対策債の発行を減らすことが期待できる。一方、普通債については、行財政改革の一環として市債の発行を抑制してきたが、老朽化した公有財産等の更新投資を行うに際して、資金が不足すること、更新投資の対象となる公有財産等は長期間使用できる資産であることから、将来の世代にも負担させるため、普通債を発行することになり、普通債が増加することも考えられる。

これらのことから、人件費は減少、扶助費は増加し、公債費は普通債の発行額により増減することになるが、更新投資を考慮すると、公債費も増加し、義務的経費全体として増加していくと推測される。

その他の内容には、繰出金、補助費、物件費、積立金等があるが、積立金は、年度間の財源不均衡の調整や将来の特定の目的のための積立であり、他の歳出と性質が異なるものである。また、平成 21 年度には補助費に定額給付金が含まれていた。これらを控除したその他の過去の推移は、次の通りである。

歳出 その他(積立金、定額給付金除く)推移					(億円)
年度	H19	H20	H21	H22	H23
金額	455	471	517	518	536

積立金等を除いたその他の推移をみると、その他は毎年度増加しているといえる。その主たる要因は、行財政改革の一環として、民間活力の利用や職員の削減を行ってきたことから、委託や指定管理者制度の導入により物件費が増加していることが挙げられる。市は現在も、行財政改革を進めており、今後も物件費及び物件費を含めたその他は増加していくことが予想される。

したがって、歳入が減少していくことが予想され、他方、義務的経費及びその他の歳出が増加すると考えられることから、公有財産等の更新に使用できる投資的経費は限られることになる。

3 更新投資の必要性及びその時期について

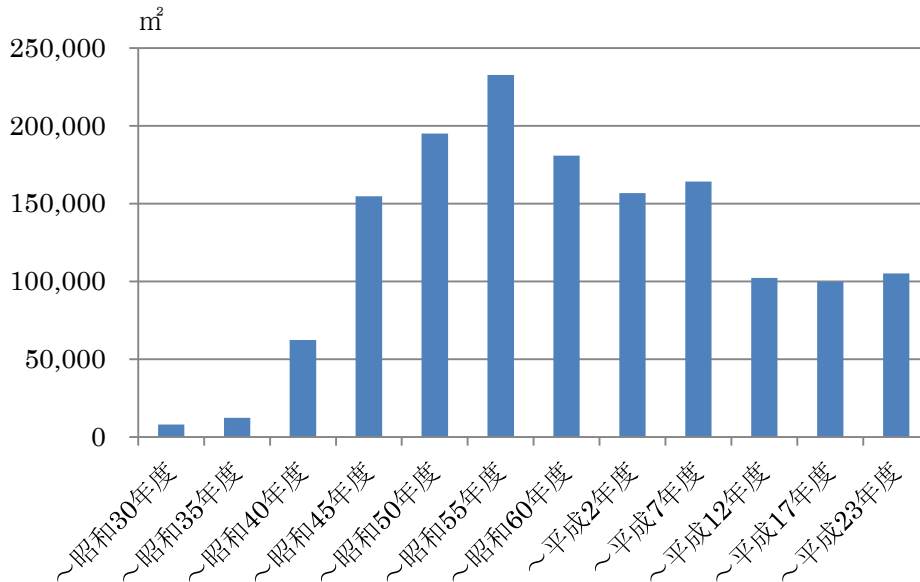
平成 23 年度の岐阜市の貸借対照表によると、普通会計ベースで事業用資産が 186,445 百万円、インフラ資産が 511,243 百万円、売却可能資産が 18,520 百万円となっており、連結ベースで公共資産は、事業用資産が 228,996 百万円、インフラ資産が 708,304 百万円、売却可能資産が 22,744 百万円となっている。

土地を除き、これらの資産は時の経過とともに老朽化し、いずれは公共の用に供することができなくなる。その時点で、当該資産を公共の用に供する必要があるのであれば、引き続き使用できるよう、当該資産について更新投資を行う必要がある。

下記のグラフは、岐阜市における建物の面積を建築年度別に集計したものである。ここからは、昭和 40 年以降、昭和 55 年頃をピークに、多く公共施設が建設されてきたことが分かる。建物の耐用年数を 50 年とすると、間もなく昭和 40 年に建設された公共施設の耐用年数が到来することになり、その後 20 年の間に更新投資が集中することが予測される。

建物の取得年度別面積

(公有財産台帳より)



建物以外の資産についても同様に、更新投資の時期が近づいていると考えられ、貸借対照表上の金額から更新投資には多額の費用が必要になることが予測されるが、岐阜市ではこれらの更新に必要な費用及びその時期について把握されていない。

4 更新投資のシミュレーションの方法について

「(1) 更新投資の基礎資料について」では、更新投資の基礎となった資料である公有財産台帳と財務 4 表の固定資産台帳について、「(2) 更新投資のシミュレーションの対象」では、更新投資シミュレーションの対象となった公有財産等について、「(3) 更新投資のシミュレーションの方法について」では、更新投資のシミュレーションの対象とした公有財産等について、各公有財産にどのように再投資額を算定したかの説明を行っている。

(1) 更新投資の基礎資料について

更新投資のシミュレーションにあたり、対象とする公共施設等を把握するため、資産を管理する台帳について検討する。市には、建築物等に関する台帳として、「公有財産台帳」と「固定資産台帳」がある。

「公有財産台帳」は、普通地方公共団体の所有の属する不動産、船舶、地上権、

特許権等（「地方自治法」第 238 条）の公有財産について、その種類及び区分に従い調製され保管されるものである（「岐阜市公有財産規則」第 53 条）。

一方、「固定資産台帳」は、新地方公会計制度の総務省基準モデルに基づくものであり、民間企業会計の考え方と会計実務を基として、インフラ資産等、地方公共団体特有の条件を加味して作成された台帳である。

岐阜市における「公有財産台帳」と「固定資産台帳」の違いは次の点にある。

① 対象とする資産の範囲

「公有財産台帳」は、土地、建物等の不動産の管理が主であるが、別途、調製が必要とされる公園台帳、河川台帳、道路台帳に含まれる資産については対象外となっている。これに対して「固定資産台帳」は、市が所有する資産全てを対象としており、公園台帳、河川台帳、道路台帳に含まれる資産も対象となっている。公営企業である水道事業、下水道事業、市民病院事業等に関しては、固定資産について「固定資産台帳」に登載するのではなく、各公営企業会計で作成されている「固定資産台帳」を使用している。

② 金額情報について

「公有財産台帳」は、「公有財産規則」第 54 条において、購入に係るものは購入価格等、登録すべき価格について定めがあるが、実際に市の公有財産台帳システムから建物を抽出したデータを閲覧したが、全 2,537 件中のうち 1,962 件については金額情報が 0 となっており、大半の建物について金額情報が入力されていない状態であった。これは、公有財産に関する数値は、市の決算において、財産に関する調書として公表されるが、有価証券及び出資を除き金額情報は含まれておらず、面積等が開示されるのみであるためと考えられる。なお、登録されている金額は取得価額である。

一方、「固定資産台帳」は、新地方公会計制度における貸借対照表作成の基礎となる資産の金額を集計するために作成されており、金額情報が台帳の主たる情報である。なお、市では新地方公会計制度による財務 4 表を平成 20 年度より作成しているが、「固定資産台帳」は平成 19 年度以前に取得した資産については再調達価額で算定されている。

③ 付随費用等について

資産の取得には、資産そのものの購入対価の他に、設計費用、設置費用等の付随費用が発生する。「公有財産台帳」上の資産価額は、これらの付随費用が含まれないが、企業会計と同様に資産の価額を把握する「固定資産台帳」では、付随費用を資産の価額に含めている。

また、「公有財産台帳」では、面積が増加する改修、修繕については記録されるが、面積が増減しない改修等については台帳に記載されていない。これに対し、「固定資産台帳」では、改修等であっても、資産の機能向上や耐用年数の向上となるようないわゆる資本的支出については、固定資産として計上されている。

(2) 更新投資のシミュレーションの対象

更新投資のシミュレーションの目的は、今後、市が負担することが必要となる更新投資について、その時期と金額について概算し明示することにある。そのため、当該シミュレーションを行うにあたり対象とした資産は、更新投資額が多額になるような資産であり、その更新の周期が比較的長期になるものを対象とした。具体的には、建物、道路、橋梁、トンネル、河川、ごみ処理場等のプラント、駅前整備、上下水道事業の配管及び設備を対象とした。

(3) 更新投資のシミュレーションの方法

① 建物について

建物の更新取得に要する価額は、建物の延べ床面積に工事単価を乗じて算定することとした。建物の面積は、公有財産台帳に記載されている延べ面積を使用した。ただし、一部の市営住宅のように、用途廃止が決定し更新が行われないことが確定しているものについては除外した。

また、工事単価については、下表の国土交通省が公表している平成23年度の「建築着工統計調査 第3表 着工建築物：用途別、構造別-建築物の数、床面積の合計、工事費予定額」より、用途 公務用建築物 の構造別の工事予定額を床面積の合計で除して算定している。本来であれば、用途別の工事単価を使用すべきであるが、現在使用されている公有財産台帳には、部署別の一覧表を抽出する機能がなく用途別に分類することが困難であるため、建物を一律に公務用建物の単価を使用することとした。なお、通常、公有財産台帳に登載されている建物について構造が記載されるが、構造が未記入のケースもあり、その場合、鉄骨造と同じ耐用年数とした。

更新のタイミングは税法上の耐用年数到来時としたが、一般に建物は耐用年数が到来するまでに大規模修繕が行われると考えられる。なぜなら、建物の空調設備及び給排水設備等の建物付属設備は、耐用年数は建物本体よりも大幅に短い15年程度であり、また、外観や内装の維持のための投資も必要になるからである。さらに、建築時には社会的、経済的な環境に適合した建物であっても、建物の耐用年数が長いことから、環境が変化し建物に求められる機能や形態が変化することになることから、建物を有効活用するためには、環境の変化に対

応するための投資が必要となる。

この大規模改修の時期は、建物及び建物付属設備の耐用年数を考慮して、建築後 30 年とした。なお、既に大改修の時期が到来している建物については、公有財産台帳上、反映されていないため既に大改修がなされているものとして扱った。また、大規模修繕に要する 1 m²当たりの単価は、建物の状況ごとにより差異があると考えられるが、財団法人自治総合センターの「地方公共団体の財政分析等に関する調査研究会報告書」1. 基本的な考え方 (5) 更新投資の設定の考え方 において、通常建替えの 5～6 割とされていることから、本シミュレーションでは建替えの 5 割とした。

構造別、用途－建築物の数、床面積の合計、工事予定額（一部抜粋）
（平成23年度計・全国）

用途	構造	木 造			鉄骨鉄筋コンクリート造			鉄筋コンクリート造			鉄骨造		
		建築物の数 (棟)	床面積の合計 (㎡)	工事費予定額 (万円)	建築物の数 (棟)	床面積の合計 (㎡)	工事費予定額 (万円)	建築物の数 (棟)	床面積の合計 (㎡)	工事費予定額 (万円)	建築物の数 (棟)	床面積の合計 (㎡)	工事費予定額 (万円)
全国計	全 建 築 物 計	428,870	52,915,220	830,660,082	805	2,613,045	61,845,149	20,510	29,336,432	579,494,903	125,006	41,792,594	652,870,220
A	居 住 専 用 住 宅	402,067	48,351,530	765,656,913	300	341,257	6,196,229	12,315	14,347,335	258,744,531	74,061	11,499,575	229,063,416
B	居 住 専 用 準 住 宅	821	257,640	3,836,242	5	9,995	103,650	264	428,944	8,201,973	754	349,054	5,757,068
C	居 住 産 業 併 用 建 築 物	4,339	696,637	10,995,203	39	87,318	1,881,130	1,215	2,384,412	47,832,187	1,761	725,255	14,068,411
D	農 林 水 産 業 用 建 築 物	3,251	582,366	3,603,832	14	1,300	17,824	142	28,112	434,099	3,751	1,075,915	9,896,401
E	鉱 業、採石業、砂利採取業												
F	建 設 業 用 建 築 物	1,020	135,251	1,658,910	12	76,171	688,000	43	41,091	776,874	1,513	464,742	6,169,319
G	製 造 業 用 建 築 物	840	119,619	1,315,588	40	330,203	6,093,111	268	296,224	6,759,496	8,578	7,177,082	93,228,138
H	電 気・ガ ス・熱 供 給・水 道 業	167	17,156	200,146	13	150,665	7,473,092	246	122,454	2,766,934	926	236,220	4,190,666
I	情 報 通 信 業 用 建 築 物	114	12,753	187,735	5	44,604	1,885,980	48	197,131	6,649,604	365	339,545	9,410,065
J	運 輸 業 用 建 築 物	213	20,113	270,748	9	41,959	541,380	122	564,242	6,430,021	1,984	2,455,022	24,956,040
K	卸 売 業、小 売 業 用 建 築 物	1,908	212,461	2,969,057	29	88,924	1,547,186	135	215,362	3,498,547	7,549	5,960,855	64,614,417
L	金 融 業、保 険 業 用 建 築 物	63	5,563	78,006	9	60,514	1,953,600	78	85,716	2,305,898	395	321,254	7,705,145
M	不 動 産 業 用 建 築 物	567	85,539	1,289,506	14	66,746	1,758,500	75	377,428	10,267,304	1,482	1,292,005	22,138,529
N	宿 泊 業、飲 食 サ ー ビ ス 業 用 建 築 物	1,942	264,565	3,753,754	17	43,040	1,053,700	131	246,766	5,785,627	1,424	440,713	8,243,440
O	教 育、学 習 支 援 業 用 建 築 物	1,211	226,586	4,023,601	103	492,209	11,031,643	1,464	3,026,193	67,839,223	4,267	1,803,330	29,676,070
P	医 療、福 祉 用 建 築 物	4,150	1,209,789	19,962,082	84	446,649	10,169,141	2,007	5,535,434	113,929,685	5,045	3,699,033	65,611,364
Q	そ の 他 の サ ー ビ ス 業 用 建 築 物	3,485	409,671	5,943,271	38	128,279	3,643,414	473	473,772	11,963,567	5,652	2,435,624	33,762,860
R	公 務 用 建 築 物	775	82,594	1,921,906	53	159,244	4,594,674	976	808,703	21,334,946	2,458	626,010	12,465,815
	他 に 分 類 さ れ な い 建 築 物	1,937	225,387	2,993,582	21	43,968	1,212,895	508	157,113	3,974,387	3,041	891,360	11,913,056
公務用建物 m ² 当たり単価				23.27			28.85			26.38			19.91

構造別の耐用年数と面積当たり工事費

構 造	耐用年数(年)	面積当たり工事費(万円／m ²)
木造	24	23.27
鉄骨鉄筋コンクリート造	50	28.85
鉄筋コンクリート造	50	26.38
鉄骨造(4ミリ超)	38	19.91
鉄骨造(3～4ミリ)	30	19.91
軽量鉄骨造(3ミリ以下)	22	19.91
コンクリートブロック造	41	11.97
鉄骨コンクリート造	38	16.80
その他	38	16.80

② 橋梁、トンネル、河川、ごみ処理場等のプラント（建物以外）、駅前整備について

上記資産について、更新取得に要する価額は、固定資産台帳から算定される

金額とした。

(1) ② 金額情報について に記載したように、固定資産台帳に登載されている資産のうち、平成 19 年度以前取得の固定資産については、平成 20 年度の再調達価額で算定されており、平成 20 年度から平成 23 年度にかけてのデフレーターの変動も僅かであることから、固定資産台帳上の金額を更新投資額とした。

なお、更新のタイミングは、固定資産台帳に登録されている耐用年数とした。

③ 道路について

道路は、上層のアスファルト舗装について適切な状態を維持していれば、アスファルトの下路盤の劣化が防止できるとのことであり、道路の基礎となる路盤からの更新は想定せず、アスファルト舗装の更新を行っていくものとした。

更新投資額の算定の基礎となる、更新の対象は、道路現況調査の道路面積の道路部とした。現在、市で行われている舗装はA s 高級舗装と as 簡易舗装の 2 種類があるが、各舗装種類の面積を次のように算定した

道路は一級、二級、その他、専用道路と級別に区分され、それぞれ舗装の種類により延長及び面積が把握されているが、舗装の種類ごとに道路面積は把握されていないため（下記、道路現況調書参照）、級別に舗装の種類の延長の比率を算定し、この比率を用いて、道路の舗装の種類ごとの面積とした。なお、未舗装道路については比率が低い比率算定から除外し、セメント舗装についてはセメント舗装で更新することはなく、A s 高級舗装で更新することであるため、A s 高級舗装に含めて比率を算定している。

A s 高級舗装と as 簡易舗装の 1 m²当たり単価は、平成 23 年度工事实績である 4,261 円/m²、3,817 円/m²とした。

舗装面の耐用年数は、税法上は 10 年とされるが、再舗装は一定の間隔で行うのではなく、舗装の損耗の程度に応じて行われており、実際の耐用年数は 17 年程度とのことであるため、耐用年数は 17 年とした。また、道路の改修工事の履歴について、個別には確認することは可能であるが、市全体で改修工事が実施された年度ごとに集計したものがないこと、また改修工事が比較的短期間に繰り返されることから、道路の建設及び過去の改修年度を把握して、これに耐用年数を加えた年度に更新投資を行うものとして算定するのではなく、道路全体の再舗装を行った場合の費用の 17 分の 1 を年度の更新費用とした。

道 路 現 況 調 書(一部抜粋)

平成24年4月1日現在
延長 m 面積 m²

級 別	路面別実延長の内訳					
	未舗装道路	舗装道路				舗装率
		セメント	As高級	as簡易	計	
一 級	870	3,875	98,719	126,148	228,742	99.6%
二 級	149	308	8,820	98,452	107,580	99.9%
そ の 他	91,838	21,889	52,324	2,000,017	2,074,230	95.8%
小 計	92,857	26,072	159,863	2,224,617	2,410,552	96.3%
専用道路	0	208	0	1,042	1,250	100.0%
合 計	92,857	26,280	159,863	2,225,659	2,411,802	96.3%

級 別	道路面積			
	道路敷	道路部	車道部	中央帯
一 級	2,485,347	2,483,967	1,661,913	8,151
二 級	724,527	719,934	561,950	191
そ の 他	11,131,549	11,078,530	8,606,969	5,493
小 計	14,341,423	14,282,431	10,830,832	13,835
専用道路	7,518	7,509	6,181	0
合 計	14,348,941	14,289,940	10,837,013	13,835

④ 水道事業、下水道事業に係る資産について

水道事業及び下水道事業については、公営企業会計が適用されており、従前より固定資産台帳が整備されている。このうち、建物については、公有財産台帳に含まれているため除外し、その他の主たる資産について更新投資額を算定した。

水道事業における配水管等の構築物、下水道事業における下水管渠等の構築物が主要な資産である。公営企業会計における固定資産台帳の価額は、原則として取得原価で記録されており、固定資産台帳の金額は取得時の価額で物価変動を考慮していない。そのため、更新投資額は、資産の取得価額に、国土交通省が公表している建設工事費デフレーターを利用し算定した。

建設工事費デフレーターは、建設工事に係る名目工事費額を基準年度の実質額に変換するための指数であり、基準である平成17年度(2005年度)を100として算定されている。具体的には、下水道工事の1970年度の建設工事費デフレーターの指数が35.3となっているが、1970年度の取得価額に100/35.3を乗じることにより2005年度の実質額に変換することができる。これを利用し、次のように再投資額を算定している。

(例) 固定資産台帳の取得1970年度、取得価額30,000千円の下水管渠工事

更新投資額＝取得価額 30,000 千円÷1970 年のデフレーター 35.3
 ×2011 年のデフレーター 105.3
 ＝89,490 千円（2011 年度に取得した場合の価額）

建設工事費デフレーター（2005年度基準）										（一部抜粋）	
工事種別		建 設 総 合	建 築 総 合	土 木 総 合	公 共 事 業	土木Ⅰ （含む 災害 復旧）	土木Ⅰ （除く 災害 復旧）	道 路 総 合	下 水 道	その他 土 木	上・ 工業用 水道
（年度）											
1951年度							12.6	12.4	14.8		
1952年度							13.9	13.6	15.9		
省 略											
1959年度							17.4	16.7	19.9		
1960年度		21.0	22.0	19.7	18.3		18.4	17.7	21.1	21.6	
1961年度		23.2	24.4	21.4	20.0		20.4	19.6	23.4	23.0	
1962年度		23.7	24.8	22.0	21.0		21.4	20.5	24.3	23.5	
1963年度		24.4	25.6	22.6	21.5		22.0	20.9	24.7	24.2	
1964年度		25.4	26.2	24.0	22.6		22.8	21.5	25.6	25.6	
1965年度		26.2	26.8	25.0	23.4		23.4	22.2	26.4	27.1	
1966年度		28.1	28.9	27.0	25.2		25.2	23.8	28.1	29.3	
1967年度		29.8	30.6	28.5	27.4		27.2	25.9	29.6	30.0	
1968年度		30.8	31.7	29.5	28.3		27.9	26.5	30.6	31.0	
1969年度		32.8	33.6	31.6	29.9		29.7	28.0	32.8	33.8	
1970年度		34.9	35.6	33.7	32.0	31.6	31.5	29.8	35.3	36.1	
省 略											
1984年度		86.5	86.1	87.1	86.4	86.3	86.2	85.5	87.6	88.1	
1985年度		86.1	86.1	86.1	85.3	85.2	85.2	84.8	86.6	87.5	87.3
1986年度		85.5	85.6	85.5	85.0	84.8	84.8	84.3	85.8	86.6	86.2
1987年度		87.1	87.4	86.7	86.3	86.1	86.1	85.6	86.9	87.4	86.8
省 略											
2004年度		98.8	99.1	98.4	98.6	98.6	98.5	98.5	98.5	98.1	98.3
2005年度		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
2006年度		102.0	102.0	102.0	101.7	101.7	101.7	101.9	101.6	102.6	101.8
2007年度		104.6	104.5	104.7	104.2	104.1	104.1	104.5	103.9	105.6	105.0
2008年度		107.9	107.5	108.6	108.2	108.0	108.1	108.8	107.3	109.3	110.9
2009年度		104.3	103.8	104.9	104.9	104.8	104.8	105.4	104.4	105.1	105.8
2010年度（暫定）		104.6	103.9	105.6	105.4	105.3	105.3	106.1	104.5	105.8	106.1
2011年度（暫定）		105.4	104.6	106.4	106.4	106.2	106.3	107.1	105.3	106.4	106.9

なお、水道は該当する建設工事費デフレーターがない年度については、水道についてより上位のデフレーターであるその他土木のデフレーターを使用し、上位のデフレーターにもない年度については、最も古い年度のデフレーターを使用する。構築物の他に、ポンプ等の機械及び装置も相当額保有しており、これらについても更新投資額の算定に含めた。ただし、機械及び装置の耐用年数は15年であり、構築物等と比較すると短いこと、機械及び装置についてはデフレーター等が公表されていないが、建設工事費デフレーターの変動からは、大幅な物価変動はないと推測されることから、機械及び装置については、固定資産台帳の取得価額を持って更新投資額とした。

更新投資の時期は、構築物、機械及び装置のいずれも固定資産台帳に記載された耐用年数到来時とした。

⑤ 更新年度を経過している資産の更新投資について

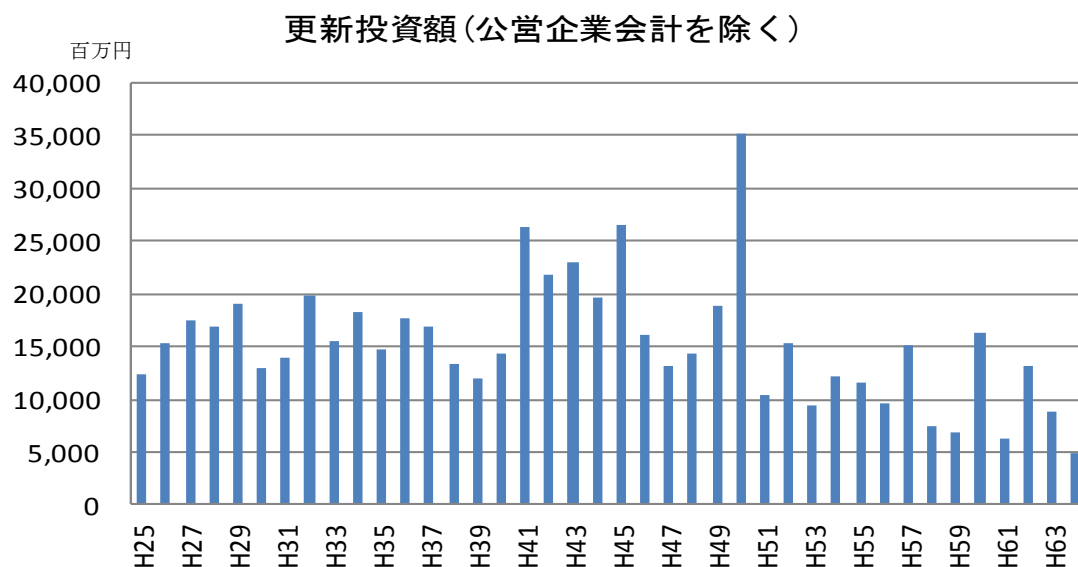
シミュレーションで仮定した、更新年度を経過している資産に係る更新投資については、今後、10年間で更新投資を実施するものと仮定した。

5 更新投資のシミュレーション（公営企業会計を除く）について

これは、上記 4 更新投資のシミュレーションの方法について に基づき、算定した年度ごとの更新投資額（公営企業会計を除く）である。

更新投資額(公営企業会計を除く)

(百万円)									
H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34
12,318	15,262	17,556	16,827	19,122	13,024	13,957	19,906	15,552	18,205
H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41	H42	H43	H44
14,628	17,607	16,878	13,405	11,993	14,352	26,277	21,902	22,894	19,567
H45	H46	H47	H48	H49	H50	H51	H52	H53	H54
26,482	16,130	13,206	14,257	18,796	35,256	10,340	15,239	9,438	12,161
H55	H56	H57	H58	H59	H60	H61	H62	H63	H64
11,511	9,628	15,133	7,477	6,846	16,358	6,288	13,204	8,916	4,931



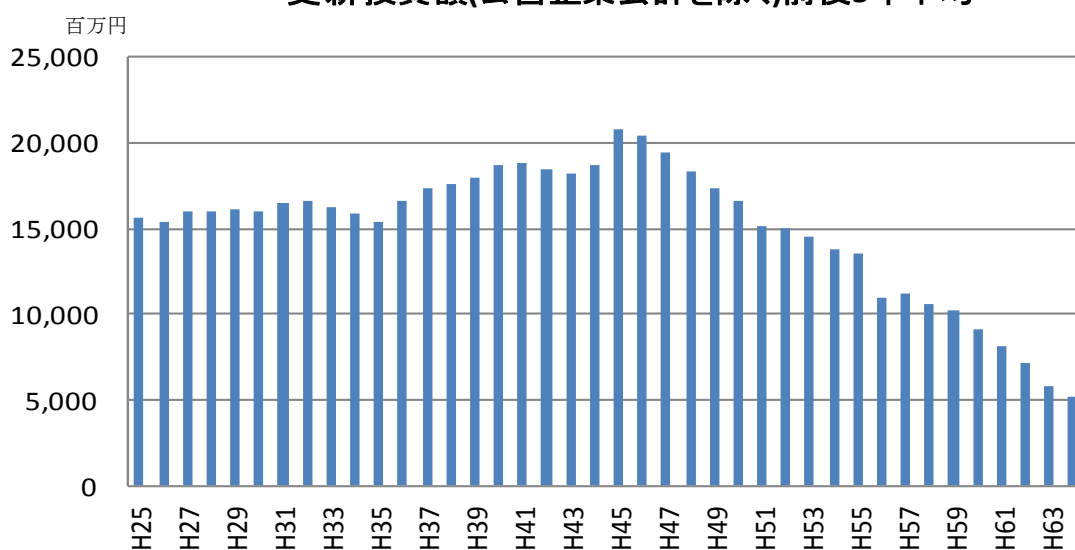
このシミュレーションの結果によると、必要な更新投資額は平成 50 年度には 35,256 百万円、平成 51 年度には 10,340 百万円と年度により大きく変動することになる。これは、耐用年数が到来した年度に全額、更新投資を行うことを前提として、各年度の更新投資額を算定しているためである。ただし、実際には耐用年数が到来した場合に、公有財産等が直ちに使用ができなくなるわけではないこと、更新投資を前後にずらして行うことが可能であることから、上記の表で更新投資が行うとされる年度の前後 5 年間の平均を、年度毎の更新投資額としたものが次の表及びグラフである。

更新投資額(公営企業会計を除く) 前後5年平均

(百万円)

H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34
15,685	15,438	15,997	15,947	16,173	16,032	16,513	16,660	16,283	15,843
H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41	H42	H43	H44
15,410	16,615	17,337	17,608	17,973	18,726	18,862	18,462	18,224	18,714
H45	H46	H47	H48	H49	H50	H51	H52	H53	H54
20,829	20,464	19,461	18,328	17,352	16,620	15,088	14,997	14,476	13,802
H55	H56	H57	H58	H59	H60	H61	H62	H63	H64
13,581	10,947	11,208	10,633	10,223	9,118	8,071	7,196	5,820	5,140

更新投資額(公営企業会計を除く)前後5年平均



これにより平準化され、更新投資のピークは平成 45 年度の 20,829 百万円となる。なお、平成 46 年度以降減少していくが、平成 23 年度以降取得した資産の更新投資が加わるため、実際にはこの表、グラフほどは減少しないと考えられる。

次の表は、直近 5 年間の普通会計による道路、橋梁、庁舎などの公共施設等を取得するための普通建設事業費及び固定資産台帳に資産計上された公有財産等のうち、更新投資及び一定規模(元の資産の取得価額の 10%)以上の改修等(以下「更新投資」という。)を抽出したものの推移である。

普通建設事業費、更新投資及び差額の推移

(百万円)

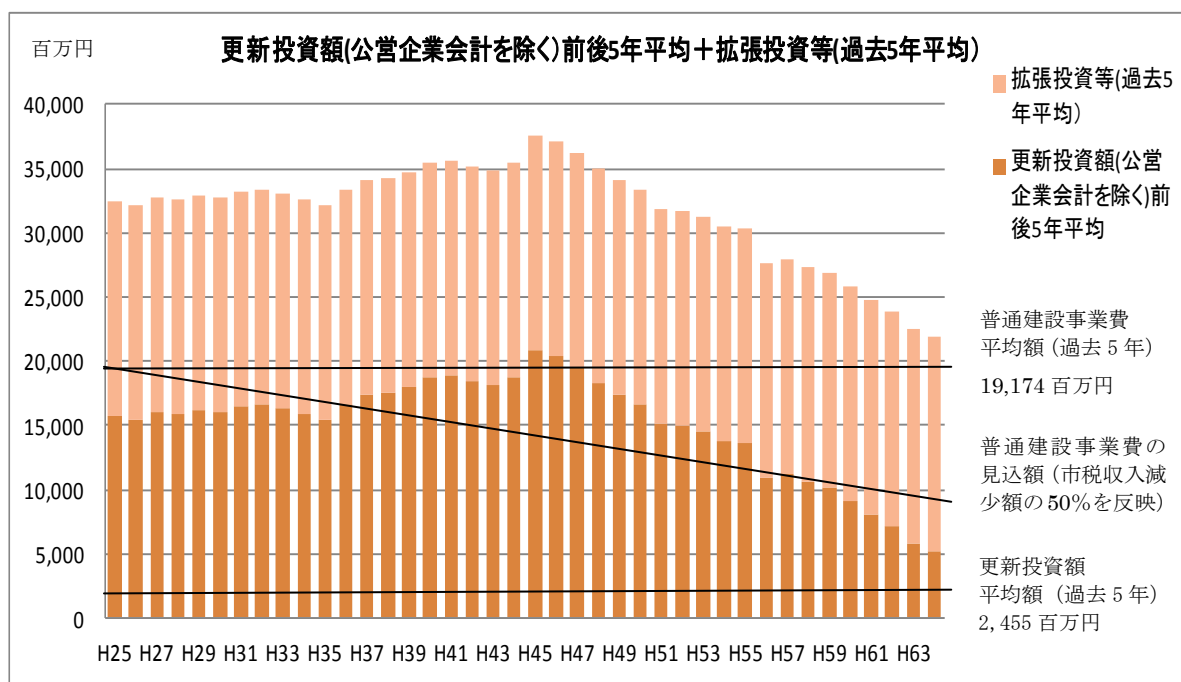
年度	H19	H20	H21	H22	H23	平均
普通建設事業費	20,216	17,870	20,790	19,042	17,950	19,174
更新投資	2,277	1,564	1,757	3,968	2,711	2,455
差額	17,939	16,306	19,033	15,074	15,239	16,718

この普通建設事業費の推移をみると、普通建設事業費は更新投資に必要な額

を超過しており、普通建設事業費をもって更新投資を行うことが可能だと思われる。しかしながら、実際、普通建設事業費は、更新投資に対して支出されるよりも、公有財産等の新規取得や、日常的に行われる施設設備の改修に使用されるのが大部分である。一方、更新投資の額は、少ない平成 20 年度は 1,564 百万円、多額となった平成 22 年度においても 3,968 百万円にすぎない。なお、平成 22 年度に多額の更新投資が行われたのは、同年度に境川中学校の校舎の一部を給食共同調理場とする大規模な改修が行われたこと及び、統合された金華小学校、京町小学校に代わり新たに岐阜小学校の校舎を新設したことによるものである。

また、普通建設事業費から更新投資を控除した差額は、拡張投資及び小規模な修繕（以下、拡張投資等という。）と考えられる。

次のグラフは、今後も過去 5 年間（平成 19 年度から平成 23 年度）の拡張投資等の平均額を維持し、かつ必要な更新投資を行った場合の普通建設事業費のグラフである。



現状では、更新投資に充てられている普通建設事業費の額は、過去 5 年平均で 25 億円に満たないが、更新投資に必要な額は年間 150 億円を超過している。更新投資に充てられている金額では、十分な更新投資が行われることなく公有財産等の使用が継続されることになるため、公有財産等の機能を維持することが困難になることや、安全面で支障がでるおそれがある。

次に、現在の拡張投資等を維持しつつ、必要な更新投資を行うとした場合に

は、普通建設事業費として必要な額は年間 300 億円を超過することになる。その場合、現在の普通建設事業費の額では 100 億円以上不足することになり、両者を同時に行っていくことは不可能である。

さらに、2 (1) 今後の歳入の見込みについて の歳入のシミュレーションの結果では今後、市税収入が減少していくことが予想されるが、この市税収入の減少額の 50%を普通建設事業費の削減で対応すると仮定すると、普通建設事業費は上記のグラフのような推移するものと試算される。その結果、平成 37 年位には拡張投資を除いた更新投資の必要額よりも普通建設事業費が小さくなることが予想される。

岐阜市として公有財産等の長寿命化を図り、更新投資の時期を分散させることで短期間に多額の更新投資の負担を回避することを企図しているが、現在の更新投資額では更新投資の必要額の 4 分の 1 にも満たず、長寿命化だけでは対応できないと考えられる。

そのため、普通建設事業費は、これまで公有財産等の拡張投資等が主で、更新投資の比率は低いものであったが、今後は更新投資を主とすることが必要である。

また、歳入のシミュレーションの結果のように、人口が減少することにより、市の歳入は減少していくと考えられ、必要となる歳出については、高齢化等による義務的経費の増加、職員削減や民間活力の利用を進めていくことにより、委託、指定管理料等が含まれる物件費も増加していくと考えられる。この歳入が減少し、他の歳出が増加していく状況にあっては、普通建設事業費に使用できる予算は減少していくことになるはずである。拡張投資について抑制することは当然のこととして、更新投資についても、既存の公有財産等について全て更新するのではなく、より有用な公有財産等を優先的に更新することが求められる。そのためには、公有財産等の有用性を把握するため、利用状況や、公有財産等を使用するコストを把握することが重要である。

そして有用性が高いと判断されて拡張投資、更新投資を行う場合であっても、その有用性は永久に続くとは限らないため、他の目的にも使用できるような仕様として建設することが望ましいと考える。例えば、新興住宅地に学校が建設され 30 年、40 年経過すると年少者の減少により、余裕教室が多数発生している。これらの教室については、現状では主に学校で特別教室として使用されており、利用度の高いとはいえない教室もあるが、元々、学校として建設されたものであるため、学校以外の施設に転用することは容易ではないとのことである。そこで、あらかじめ建設時から、他の用途にも使用することを前提に建設がなされていれば、建設時の有用性が低下したとしても、他に転用することにより、公有財産等の有用性を保つことができると考える。

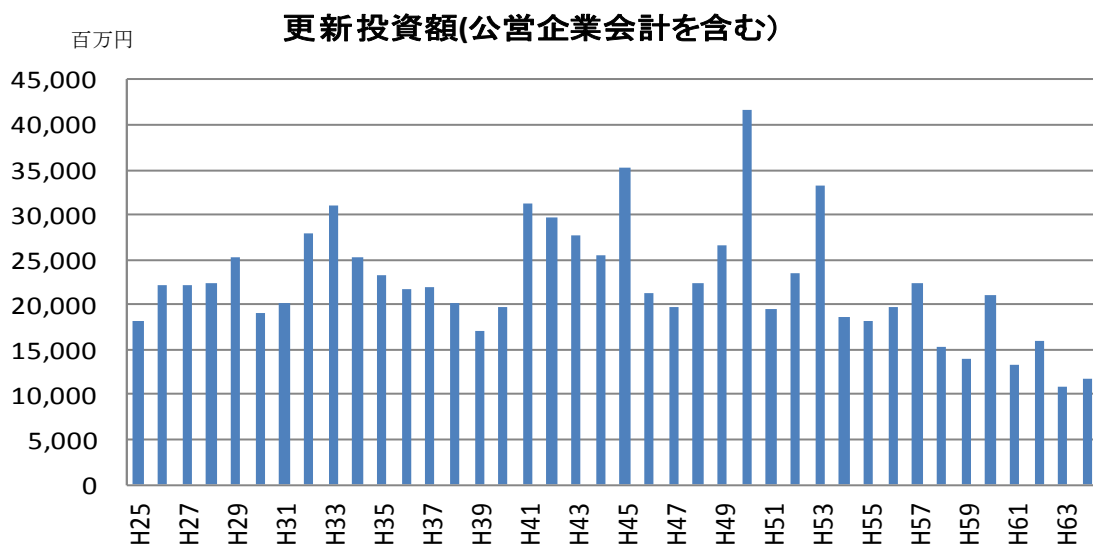
一方、有用性が低いと判断され更新投資の対象から外れる公有財産等については、近隣の類似施設に統合することや、類似しなくとも利用可能な施設を利用できるようにすることにより、利用者の便益が損なわれない様にすることが求められる。

6 更新投資のシミュレーション（公営企業会計を含む）について

これは、耐用年数到来時に必ず更新投資（公営企業会計を含む）を行うとした場合に、算定された年度ごとの更新投資額である。

更新投資額(公営企業会計を含む)

(百万円)									
H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34
18,207	22,055	22,225	22,394	25,255	18,986	20,219	27,959	31,047	25,311
H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41	H42	H43	H44
23,337	21,787	21,968	20,063	17,130	19,661	31,309	29,698	27,654	25,406
H45	H46	H47	H48	H49	H50	H51	H52	H53	H54
35,288	21,170	19,809	22,278	26,687	41,751	19,413	23,381	33,304	18,527
H55	H56	H57	H58	H59	H60	H61	H62	H63	H64
18,097	19,623	22,294	15,314	13,952	21,140	13,338	15,920	10,816	11,679



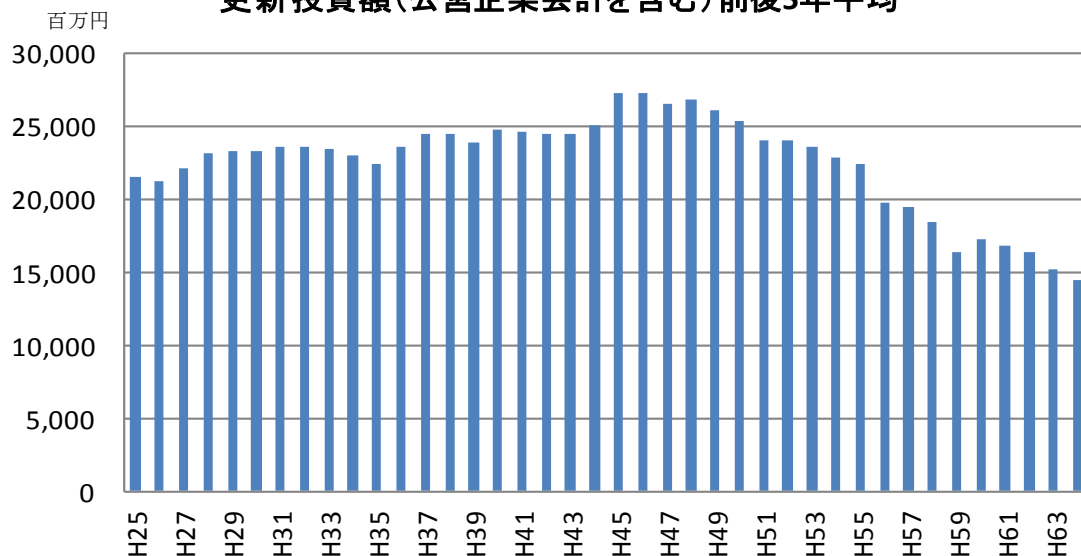
公営企業会計を含まない場合と同様に、平成 50 年度には 41,751 百万円、翌平成 51 年度には 19,413 百万円と試算されるなど、年度ごとの増減が激しいため、前後 5 年間の平均にすると次のようになる。

更新投資額(公営企業会計を含む)前後5年平均

(百万円)

H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34
21,520	21,335	22,163	23,150	23,366	23,363	23,689	23,681	23,484	23,006
H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41	H42	H43	H44
22,497	23,617	24,479	24,451	23,939	24,846	24,648	24,469	24,497	25,099
H45	H46	H47	H48	H49	H50	H51	H52	H53	H54
27,337	27,315	26,594	26,922	26,092	25,428	24,004	24,106	23,697	22,940
H55	H56	H57	H58	H59	H60	H61	H62	H63	H64
22,436	19,853	19,536	18,393	16,427	17,319	16,901	16,458	15,211	14,416

更新投資額(公営企業会計を含む)前後5年平均



公営企業を加えたことにより、更新投資額が大幅に増加しているが、岐阜市全体で更新投資を検討する場合、これらの公営企業を含めて検討する必要がある。

岐阜市には、市民病院事業、中央卸売市場事業、水道事業、下水道事業の4つの公営企業があるが、このうち多額の資産を有する水道事業及び下水道事業の更新投資について検討する。

7 水道事業の更新投資について

(1) 水道事業の主な公有財産等について

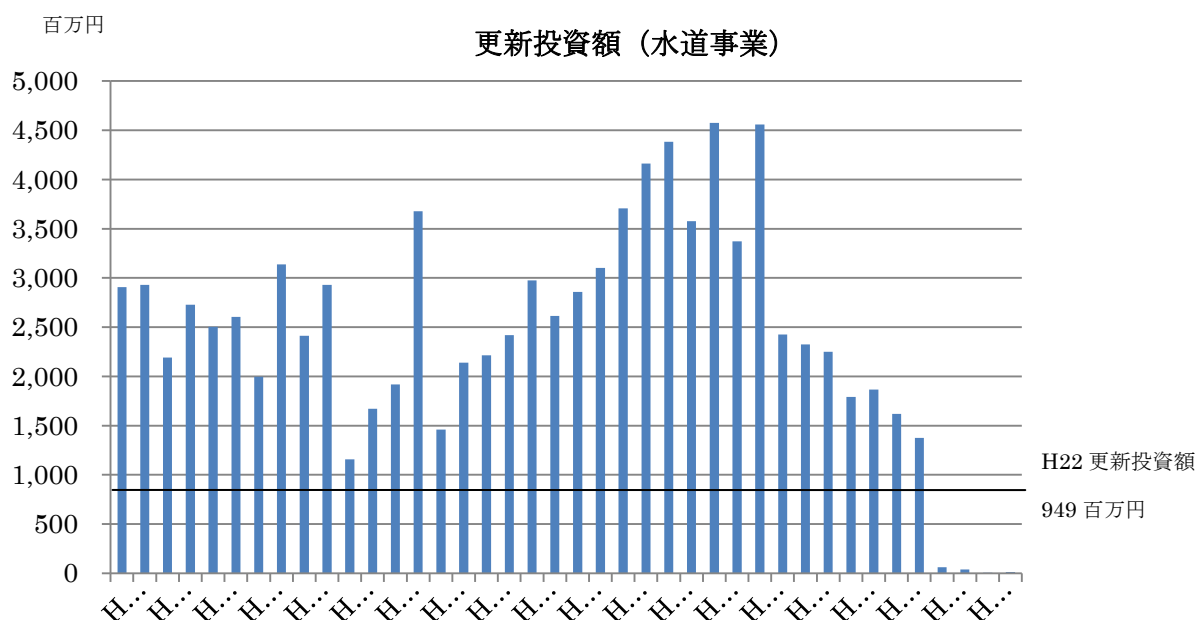
水道事業の重要な施設、設備は、水源地の水源井、取水ポンプ、配水ポンプ、浄水設備、送水するための加圧ポンプ施設の加圧ポンプ、配水池、配水管等である。水道事業の平成22年度の固定資産台帳上では、建物は1,542百万円(取得価額ベース。以下、同様。)、構築物(配水管、同付属設備、配水池等)が74,200百万円、機械及び装置(ポンプ設備、浄水設備等含む。)は8,658百万円となっている。

(2) 水道事業の更新投資額

水道事業の更新投資のシミュレーションを実施した結果、年度ごとの更新投資額は次の通りである。

更新投資額(水道事業)

(百万円)									
H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34
2,908	2,929	2,192	2,727	2,504	2,606	1,997	3,138	2,412	2,931
H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41	H42	H43	H44
1,159	1,672	1,920	3,676	1,461	2,140	2,214	2,419	2,976	2,614
H45	H46	H47	H48	H49	H50	H51	H52	H53	H54
2,859	3,102	3,706	4,160	4,383	3,576	4,576	3,372	4,558	2,426
H55	H56	H57	H58	H59	H60	H61	H62	H63	H64
2,324	2,248	1,792	1,868	1,620	1,374	62	39	6	14



平成 25 年度から平成 64 年度の 40 年間の更新投資額の平均は 2,416 百万円であり、平成 47 年度から平成 53 年度にかけて更新投資が多額となるのは、平成 7 年度から平成 14 年度にかけて、給水区域の拡大のため、毎年度約 10 億円近い配水管の布設が行われており、これらが更新時期となるためである。なお、平成 25 年度から平成 35 年度にかけて、更新投資額が比較的多いのは、既に耐用年数が到来しているものの更新を、平成 25 年度から 10 年間で実施するものとしたためである。また、平成 61 年度以降に金額が少額となるのは、更新投資の算定の基礎とした固定資産台帳が平成 22 年度のものであること、主要な資産の耐用年数が 38 年以下であり、平成 23 年度以降に取得した資産の更新投資を反映させていないためである。

これに対し、実際の平成 22 年度の更新投資額は、整備工事費の 778 百万円、布設替工事が含まれる配水施設保存工事費 171 百万円の合計 949 百万円である。

この更新投資額実績は、平成 54 年度までの 30 年間の更新投資額の平均 2,844 百万円に対して年平均約 19 億円不足することになる。また、この必要とされる更新投資額は平成 22 年度の料金収入 5,119 百万円(消費税抜き)の 50%を超える規模である。

(3) 更新投資を行った場合の損益計算と収支計算シミュレーション

(シミュレーションの前提)

1) 平成 27 年度までは、計画(平成 24 年 6 月時点)が策定されているため平成 28 年度以降を対象とする。

2) シミュレーションの結果を表示するのは、原則として初年度である平成 28 年度、以後平成 32 年度、37 年度、42 年度・・・と 5 年置きとする。ただし、損益計算が赤字になるケースや、水道料金の値上げを反映させた年度は、表示することとする。

3) 各項目に用いた仮定

ア) 水道料金収入

平成 24 年度から平成 27 年度(計画)までの年減少率の平均▲0.69%で減少するものとする。これは、人口の減少及び節水型の設備が増加していることによると考えられる。

イ) 一般会計補助金(収益的収入)、受託工事収益、その他収益

平成 27 年度の計画の金額とする。

ウ) 人件費

毎年度、1%ずつ減少とする。

エ) 物件費・動力費

水道料金収入に比例的に発生すると考えられるため、平成 23 年度から平成 27 年度(計画)の水道料金との対応関係から、水道料金の 19.52%とする。なお、値上げをした場合、値上げ分は物件費等に影響させない。

オ) 減価償却費

平成 23 年度以前取得分については、上下水道事業部算定の償却予定額を使用する。平成 24 年度以降取得分については、更新投資の対象とした資産の耐用年数の加重平均である 36 年を基礎に減価償却費を算定する。また、減価償却の対象とならない残存価額(取得価額の 10%)については、当該資産が除却される際に費用となるため、これを減価償却費に加味する。

カ) 受託工事費、特別損失

平成 27 年度計画の金額とする。

キ) 企業債

- ・償還金 既発分については償還計画に基づき、新規分については 5 年据置後 25 年分割償還とする。
- ・発行額 収支が均衡するように発行するものとし、発行時期については全て年度末とする。
- ・利息 既発の企業債に係る利息については、上下水道事業部算定の支払利息の予定額を使用する。新規発行分の利率は、平成 27 年度計画の支払利息等と平成 26 年度計画の企業債残高の比率である 2.4%を使用する。また、企業債は全て固定金利で発行するものとする。

㌦) 建設改良費

現在の設備を維持更新することを前提としており、新たな配水管等の設置は考慮しない（拡張投資は行わないものとする。）。更新投資のシミュレーションの金額を使用する。

㌦) 一般会計補助金（資本的収入）、負担金、その他

平成 27 年度計画の金額とする。

① 金利等を現在と同水準とした場合

水道事業シミュレーション

金利 2.4%
値上率 0%

(百万円)

年度	H27(計画)	H28	H32	H37	H39	H42	H44	H47	H52	H57
水道料金	4,869	4,835	4,702	4,541	4,478	4,386	4,325	4,236	4,091	3,951
その他収益	66	66	66	66	66	66	66	66	66	66
収益的収入 計	4,935	4,901	4,768	4,607	4,544	4,452	4,391	4,302	4,157	4,017
人件費	766	758	728	693	679	659	646	627	596	567
物件費・動力費	970	945	919	887	875	857	845	827	799	772
減価償却費・資産減耗費	1,983	2,167	2,205	2,239	2,267	2,188	2,178	2,198	2,214	2,148
受託工事費	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18
支払利息等	872	843	774	716	732	698	710	739	949	1,062
収益的支出 計	4,611	4,731	4,644	4,553	4,571	4,420	4,397	4,409	4,576	4,566
当年度純損益	325	170	124	54	-27	32	-6	-107	-419	-550
企業債発行額	1,491	2,194	2,688	1,506	1,085	1,765	1,963	3,112	3,438	2,956
一般会計補助金・出資金等	287	287	287	287	287	287	287	287	287	287
負担金	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120
当期純利益+減価償却費等	2,308	2,338	2,329	2,294	2,240	2,220	2,172	2,090	1,795	1,598
資本的収入計	4,206	4,938	5,425	4,207	3,733	4,392	4,542	5,609	5,640	4,961
企業債償還金	2,180	2,211	2,287	2,287	2,272	1,972	1,928	1,903	2,268	3,169
更新投資額	2,192	2,727	3,138	1,920	1,461	2,419	2,614	3,706	3,372	1,792
資本的支出計	4,372	4,938	5,425	4,207	3,733	4,392	4,542	5,609	5,640	4,961
企業債残高	35,465	35,448	34,752	31,344	31,139	29,994	30,394	32,476	40,903	43,923

更新投資をシミュレーションの通りに行うと、平成 39 年度にいったん赤字になるものの、減価償却額の減少もあり、翌年度には黒字となる。しかし長期的には、水道料金が減少していくこと、更新投資により減価償却費も増加に転じることなどもあり、平成 44 年度以降は赤字が継続することになる。

赤字となる平成 44 年度に、水道料金を 10%値上げした場合は、次のようにな

る。

金利 値上率(H44より)		2.4% 10%		(百万円)						
年度		H27(計画)	H28	H32	H37	H42	H44	H47	H52	H57
損益計算	水道料金	4,869	4,835	4,702	4,541	4,386	4,758	4,659	4,500	4,346
	その他収益	66	66	66	66	66	66	66	66	66
	収益的収入 計	4,935	4,901	4,768	4,607	4,452	4,824	4,725	4,566	4,412
	人件費	766	758	728	693	659	646	627	596	567
	物件費・動力費	970	945	919	887	857	845	827	799	772
	減価償却費・資産減耗費	1,983	2,167	2,205	2,239	2,188	2,178	2,198	2,214	2,148
	受託工事費	18	18	18	18	18	18	18	18	18
	支払利息等	872	843	774	716	698	709	702	854	905
	収益的支出 計	4,611	4,731	4,644	4,553	4,420	4,395	4,372	4,481	4,409
	当年度純損益	325	170	124	54	32	429	353	85	3
収支計算	企業債発行額	1,491	2,194	2,688	1,506	1,765	1,529	2,651	2,800	2,061
	一般会計補助金・出資金等	287	287	287	287	287	287	287	287	287
	負担金	120	120	120	120	120	120	120	120	120
	当期純利益+減価償却費等	2,308	2,338	2,329	2,294	2,220	2,606	2,551	2,299	2,150
	資本的収入計	4,206	4,938	5,425	4,207	4,392	4,542	5,609	5,506	4,619
	企業債償還金	2,180	2,211	2,287	2,287	1,972	1,928	1,903	2,134	2,827
	更新投資額	2,192	2,727	3,138	1,920	2,419	2,614	3,706	3,372	1,792
	資本的支出計	4,372	4,938	5,425	4,207	4,392	4,542	5,609	5,506	4,619
	企業債残高	35,465	35,448	34,752	31,344	29,994	29,883	30,459	36,454	36,812

現状が継続することを前提とすると、このシミュレーションでは水道事業は当面は黒字が予想され、赤字が予想される平成 44 年度に 10%値上げを行えば、概ね 30 年は黒字を確保し、企業債残高も大きく増加することはないといえる。

② 平成 27 年度発行企業債より金利が 4.0%に上昇した場合

水道事業シミュレーション

金利 値上率		4.0% 0%		(百万円)						
年度		H27(計画)	H28	H31	H32	H37	H42	H47	H52	H57
損益計算	水道料金	4,869	4,835	4,735	4,702	4,541	4,386	4,236	4,091	3,951
	その他収益	66	66	66	66	66	66	66	66	66
	収益的収入 計	4,935	4,901	4,801	4,768	4,607	4,452	4,302	4,157	4,017
	人件費	766	758	736	728	693	659	627	596	567
	物件費・動力費	970	945	925	919	887	857	827	799	772
	減価償却費・資産減耗費	1,983	2,167	2,202	2,205	2,239	2,188	2,198	2,214	2,148
	受託工事費	18	18	18	18	18	18	18	18	18
	支払利息等	872	867	930	933	1,054	1,209	1,452	2,000	2,437
	収益的支出 計	4,611	4,755	4,811	4,804	4,892	4,930	5,122	5,627	5,941
	当年度純損益	325	147	-9	-36	-284	-478	-820	-1,470	-1,925
収支計算	企業債発行額	1,491	2,218	1,609	2,848	1,866	2,369	4,059	4,972	5,236
	一般会計補助金・出資金等	287	287	287	287	287	287	287	287	287
	負担金	120	120	120	120	120	120	120	120	120
	当期純利益+減価償却費等	2,308	2,314	2,192	2,170	1,955	1,709	1,378	744	223
	資本的収入計	4,206	4,938	4,209	5,425	4,228	4,485	5,843	6,123	5,866
	企業債償還金	2,180	2,211	2,212	2,287	2,308	2,066	2,137	2,751	4,075
	更新投資額	2,192	2,727	1,997	3,138	1,920	2,419	3,706	3,372	1,792
	資本的支出計	4,372	4,938	4,209	5,425	4,228	4,485	5,843	6,123	5,866
	企業債残高	35,465	35,472	34,658	35,220	33,212	34,091	39,712	52,673	61,963

金利が 4.0%に上昇した場合であっても、企業債は既発のものについては、固定金利であるため、直ちに金利負担が大幅に増加するわけではないが、金利上昇後に起債された企業債の占める割合が高くなるにつれて、支払利息が大きくなり損益を圧迫することになる。その結果、金利が上昇しても、当初は黒字を維持できるが、平成 31 年度には損益計算が赤字となり、その後も赤字が拡大し、更新投資が増加することもあり、平成 47 年度以降は企業債が急増することになる。そのため支払利息が増加し、さらに損益が悪化する循環に陥ることになる。

そこで、赤字となる平成 31 年度に、水道料金を 10%値上げした場合、次のような結果となる。

水道事業シミュレーション

金利 値上率(H31より)		4.0% 10%								
		(百万円)								
年度		H27(計画)	H28	H31	H32	H37	H42	H47	H52	H57
損益計算	水道料金	4,869	4,835	5,209	5,173	4,995	4,824	4,659	4,500	4,346
	その他収益	66	66	66	66	66	66	66	66	66
	収益的収入 計	4,935	4,901	5,275	5,239	5,061	4,890	4,725	4,566	4,412
	人件費	766	758	736	728	693	659	627	596	567
	物件費・動力費	970	945	925	919	887	857	827	799	772
	減価償却費・資産減耗費	1,983	2,167	2,202	2,205	2,239	2,188	2,198	2,214	2,148
	受託工事費	18	18	18	18	18	18	18	18	18
	支払利息等	872	867	930	915	931	962	1,057	1,429	1,655
	収益的支出 計	4,611	4,755	4,811	4,785	4,768	4,683	4,727	5,056	5,159
	当年度純損益	325	147	464	454	293	208	-2	-490	-748
企業債残高		35,465	35,472	34,185	34,257	29,545	27,220	29,024	37,421	41,236

水道料金の値上げにより、その後の企業債の発行を抑制できたため、支払利息の増加を軽減でき、以降 15 年間は黒字を維持できることになる。

③ 平成 27 年度発行企業債より金利が 7.0%に上昇した場合

水道事業シミュレーション

金利 値上率		7.0% 0%									
		(百万円)									
年度		H27(計画)	H28	H29	H32	H37	H42	H47	H52	H56	H57
損益計算	水道料金	4,869	4,835	4,802	4,702	4,541	4,386	4,236	4,091	3,978	3,951
	その他収益	66	66	66	66	66	66	66	66	66	66
	収益の収入 計	4,935	4,901	4,868	4,768	4,607	4,452	4,302	4,157	4,044	4,017
	人件費	766	758	751	728	693	659	627	596	572	567
	物件費・動力費	970	945	938	919	887	857	827	799	777	772
	減価償却費・資産減耗費	1,983	2,167	2,189	2,205	2,239	2,188	2,198	2,214	2,164	2,148
	受託工事費	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18
	支払利息等	872	911	1,004	1,261	1,848	2,590	3,671	5,621	7,443	7,915
	収益の支出 計	4,611	4,799	4,899	5,132	5,685	6,311	7,341	9,248	10,974	11,419
	当年度純損益	325	102	-32	-363	-1,078	-1,859	-3,039	-5,091	-6,930	-7,402
収支計算	企業債発行額	1,491	2,262	2,123	3,175	2,701	3,951	6,835	9,861	12,893	13,335
	一般会計補助金・出資金等	287	287	287	287	287	287	287	287	287	287
	負担金	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120
	当期純利益+減価償却費等	2,308	2,269	2,157	1,842	1,162	328	-842	-2,877	-4,767	-5,254
	資本の収入計	4,206	4,938	4,687	5,425	4,269	4,687	6,400	7,391	8,533	8,488
	企業債償還金	2,180	2,211	2,184	2,287	2,350	2,268	2,694	4,019	6,285	6,696
	更新投資額	2,192	2,727	2,504	3,138	1,920	2,419	3,706	3,372	2,248	1,792
	資本の支出計	4,372	4,938	4,687	5,425	4,269	4,687	6,400	7,391	8,533	8,488
	企業債残高	35,465	35,517	35,457	36,150	37,249	43,830	58,737	86,758	112,940	119,579

平成 27 年度発行企業債より金利が 7.0%となると、平成 29 年度には赤字となり、平成 44 年度には赤字額が減価償却費を超過し、水道事業で資金を生み出すことができない状況となり、そのままの状態では平成 57 年度には企業債残高が 1,195 億円を超過することになる。

平成 28 年度に、水道料金を 10%値上げした場合は、次の結果となる。

水道事業シミュレーション										
金利		7.0%								
値上率(H 28より)		10%								
		(百万円)								
年度	H27(計画)	H28	H32	H34	H37	H42	H47	H52	H57	
水道料金	4,869	5,319	5,173	5,101	4,995	4,824	4,659	4,500	4,346	
その他収益	66	66	66	66	66	66	66	66	66	
収益的収入 計	4,935	5,385	5,239	5,167	5,061	4,890	4,725	4,566	4,412	
人件費	766	758	728	714	693	659	627	596	567	
物件費・動力費	970	945	919	906	887	857	827	799	772	
減価償却費・資産減耗費	1,983	2,167	2,205	2,253	2,239	2,188	2,198	2,214	2,148	
受託工事費	18	18	18	18	18	18	18	18	18	
支払利息等	872	911	1,112	1,302	1,452	1,855	2,466	3,762	5,144	
収益的支出 計	4,611	4,799	4,983	5,193	5,289	5,576	6,136	7,389	8,649	
当年度純損益	325	585	256	-26	-228	-685	-1,410	-2,823	-4,237	
企業債残高	35,465	35,033	33,405	33,385	30,749	32,153	39,886	57,931	76,841	

水道料金を 10%値上げしても、6 年後の平成 34 年度には赤字となる。

そこで、赤字となる年度に 10%ずつ値上げを行った場合(Aとする。)は次のようになる。

A 赤字となる年度に 10%ずつ値上げをした場合

水道事業シミュレーション											
金利		7.0%									
値上率(H28、H34、H45、H50、H57より)		10%									
		(百万円)									
年度	H27(計画)	H28	H32	H34	H37	H42	H45	H47	H50	H52	H57
水道料金	4,869	5,319	5,173	5,611	5,495	5,307	5,717	5,638	6,073	5,989	6,362
その他収益	66	66	66	66	66	66	66	66	66	66	66
収益的収入 計	4,935	5,385	5,239	5,677	5,561	5,373	5,783	5,704	6,139	6,055	6,428
人件費	766	758	728	714	693	659	639	627	608	596	567
物件費・動力費	970	945	919	906	887	857	839	827	810	799	772
減価償却費・資産減耗費	1,983	2,167	2,205	2,253	2,239	2,188	2,188	2,198	2,217	2,214	2,148
受託工事費	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18
支払利息等	872	911	1,112	1,302	1,338	1,496	1,637	1,696	2,033	2,214	2,382
収益的支出 計	4,611	4,799	4,983	5,193	5,175	5,217	5,322	5,366	5,686	5,841	5,886
当年度純損益	325	585	256	484	386	155	461	338	453	214	542
企業債残高	35,465	35,033	33,405	32,875	28,506	26,191	26,286	27,145	30,662	32,783	32,595

赤字とならないように 10%ずつ水道料金の値上げを行うと、平成 28、34、45、50、57 年度に値上げを行うことになる。最終的には平成 27 年度当初からは 61%の値上げとなるが、企業債残高も増加することなく、一定の水準にとどまっている。

次に、金利上昇に対して平成 28 年度より 24%値上げした場合(Bとする。)を

試算してみる。

B 平成 28 年度より 24%値上げした場合

水道事業シミュレーション

金利 7.0%
値上率(H28より) 24%

(百万円)

年度	H27(計画)	H28	H32	H37	H42	H47	H52	H57
水道料金	4,869	5,996	5,831	5,631	5,438	5,252	5,072	4,899
その他収益	66	66	66	66	66	66	66	66
収益的収入 計	4,935	6,062	5,897	5,697	5,504	5,318	5,138	4,965
人件費	766	758	728	693	659	627	596	567
物件費・動力費	970	945	919	887	857	827	799	772
減価償却費・資産減耗費	1,983	2,167	2,205	2,239	2,188	2,198	2,214	2,148
受託工事費	18	18	18	18	18	18	18	18
支払利息等	872	911	904	898	825	778	1,159	1,266
収益的支出 計	4,611	4,799	4,774	4,736	4,546	4,448	4,786	4,771
当年度純損益	325	1,262	1,122	962	958	870	352	194
企業債残高	35,465	34,356	29,563	21,648	15,804	13,495	17,574	17,009

金利の上昇と同時に、水道料金を 24%値上げした場合、企業債の発行を抑制できるため、平成 28 年度以後、平成 57 年度まで値上げをしなくとも黒字を維持することができる。

水道料金の値上げの幅として 10%や 24%は、市民からは大幅な値上げと認識されるおそれがあるため、黒字となるように一定率の値上げを毎年度実施する（Cとする。）と仮定すると、毎年度の値上率は次のように 1.7%となる。

C 毎年度、一定率(1.7%)の値上げをした場合

水道事業シミュレーション

金利 7.0%
値上率(毎年度) 1.7%

(百万円)

年度	H27(計画)	H28	H32	H37	H42	H47	H52	H57
水道料金	4,869	4,917	5,116	5,375	5,648	5,934	6,235	7,085
その他収益	66	66	66	66	66	66	66	66
収益的収入 計	4,935	4,983	5,182	5,441	5,714	6,000	6,301	7,151
人件費	766	758	728	693	659	627	596	567
物件費・動力費	970	945	919	887	857	827	799	772
減価償却費・資産減耗費	1,983	2,167	2,205	2,239	2,188	2,198	2,214	2,148
受託工事費	18	18	18	18	18	18	18	18
支払利息等	872	911	1,199	1,532	1,747	1,916	2,408	2,477
収益的支出 計	4,611	4,799	5,070	5,369	5,468	5,585	6,035	5,982
当年度純損益	325	184	112	72	246	414	265	1,170
企業債残高	35,465	35,435	34,791	31,583	29,681	30,202	35,506	33,333

次の表は、金利を 7.00%と仮定し、赤字とならないように値上げを行う上述

のA、B、Cの3つの場合について、平成28年度から平成57年度までの水道料金合計、企業債残高、支払利息合計を比較した表である。

(百万円)

対応	水道料金合計①	企業債残高②	合計(①+②)	支払利息合計
A	172,043	32,595	204,638	48,907
B	167,749	17,009	184,758	29,027
C	171,426	34,987	206,413	44,245

この3者を比較すると小刻みな水道料金の値上げである、A、Cよりも、Bの方が、過去に支払った水道料金合計や、将来の支払いとなる企業債残高は小さくなり、有利であると判断される。つまりBでは最初に24%値上げしたため、企業債の発行を抑えることができ、支払利息の負担がより軽減されたことによるものである。

(4) 更新投資及び収支シミュレーションの結果(監査の指摘及び意見)

① 更新投資について(指摘)

水道事業の更新投資については、ある程度の更新投資はなされているが、耐用年数が到来した全ての公有財産等について、更新投資がなされている訳ではない。特に長期的に更新投資が不足する場合、公有財産等の十分な機能の維持ができないことや、水道管の破損による道路陥没が発生し重大な事故につながるおそれがある。長期的に必要な更新投資について、どのように更新投資を行い、またその財源はどのようにするかについて計画を策定する必要がある。

② 収支シミュレーションの結果について(意見)

シミュレーションを実施した結果から、時の経過とともに赤字に陥ることと、金利の影響が大きいことが分かる。時の経過とともに赤字に陥るのは、水道料金収入が減少することと、減価償却費が増加することが主な要因であり、人口が減少する見込みである以上、今後も継続的に水道料金収入は減少することになると考えられるため、現状のままでは、損益の黒字を維持することは困難となる。

また、金利の影響については、金利が上昇しても、当初は既発の企業債の割合が高いため、その影響は大きくない。しかし、時の経過とともに金利の高い企業債の割合が高くなり、損益が圧迫されることになる。金利が上昇した場合に、水道料金の値上げ等を行わないとすると、支払利息の増加により損益が悪化し、資本的支出の原資が不足することになり、企業債の発行額が増加することになる。これによりさらに支払利息が増加するという循環に陥ることになる。

そこで、水道料金収入の減少への対応や企業債の発行を抑制するため、水道

料金の値上げ若しくは一般会計の負担を増やすことが考えられるが、現在の財政状況を考慮すると、水道料金の値上げで対応することが適切だと考えられる。

なお、水道料金の値上げの方法は、損益計算で利益を確保できる程度の値上げを複数回行うことや毎年度、一定率の値上げを行うよりも、最初に多額の値上げを行った方が、企業債の発行をより抑制できるため、その効果が高く、結果として市民の負担する水道料金を減らすことができると考えられる。

以上より、市民の負担を最小限にとどめるように、適宜、水道料金の値上げを行うことが望ましい。

8 下水道事業の更新投資について

(1) 下水道事業の主な公有財産等について

下水道事業の主要な施設、設備は、下水処理プラントの建屋、下水管渠、ポンプ場、プラント設備等である。下水道事業の平成 22 年度の固定資産台帳上では、建物が 13,700 百万円（取得価額ベース。以下、同様。）、構築物（下水管渠等）が 121,579 百万円、機械及び装置（プラントの各種設備等）が 25,586 百万円となっている。

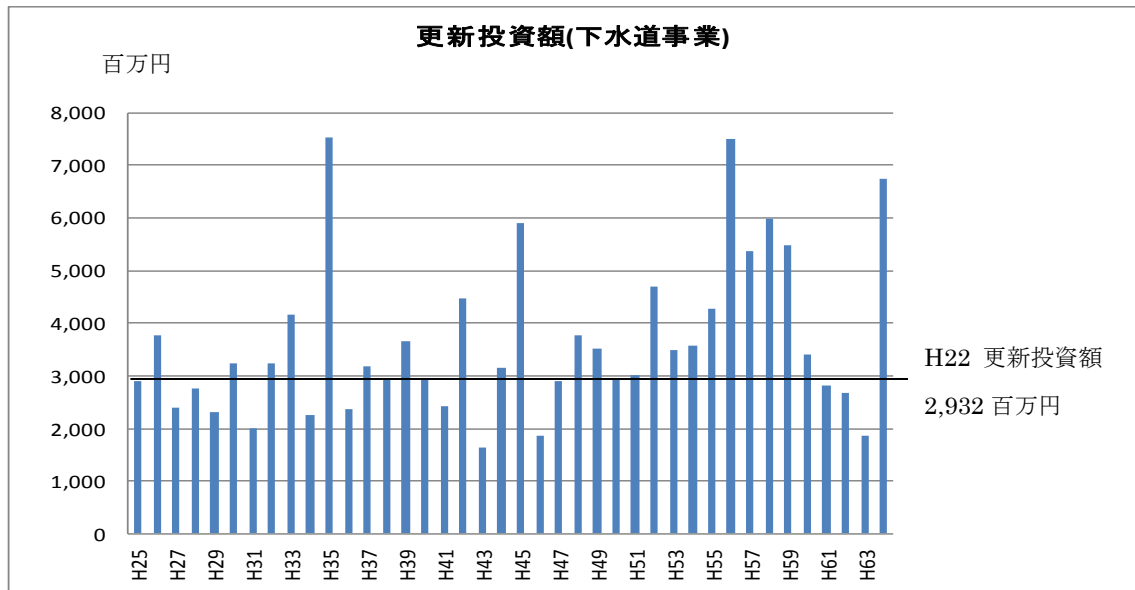
(2) 下水道事業の更新投資額について

下水道事業の更新投資のシミュレーションを実施した結果、年度ごとの更新投資額は次の通りである。

更新投資額（下水道事業）

（百万円）

H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34
2,886	3,778	2,385	2,746	2,296	3,231	2,006	3,225	4,154	2,252
H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41	H42	H43	H44
7,522	2,379	3,171	2,966	3,647	2,937	2,415	4,464	1,633	3,141
H45	H46	H47	H48	H49	H50	H51	H52	H53	H54
5,907	1,861	2,897	3,768	3,508	2,918	3,001	4,703	3,474	3,572
H55	H56	H57	H58	H59	H60	H61	H62	H63	H64
4,262	7,500	5,370	5,969	5,486	3,407	2,823	2,677	1,855	6,734



平成 25 年度から平成 64 年度の更新投資額の平均は 3,623 百万円であり、平成 56 年度から 59 年度の 4 年間は毎年度、5,000 百万円を超え、平成 35 年度と平成 56 年度には 7,500 百万円を超過することが試算されている。なお、平成 35 年度に著しく増加しているのは、平成 15 年度取得の北西部プラントの設備が耐用年数になるためであり、平成 56 年度に著しく増額するのは、平成 6 年度に整備された東部第一、第二処理分区、芥見処理分区等の多くの下水管渠が耐用年数を迎えるためである。

これに対し、平成 22 年度の更新投資の額は、区分上は拡張工事に含まれているが、プラント設備更新工事が主である下水処理施設工事費 2,573 百万円、下水管渠設備改良費 96 百万円、下水処理設備改良費 52 百万円、下水管渠布設替工事が含まれる下水管渠保存工事費 211 百万円の合計 2,932 百万円である。この更新投資額の実績は、必要とされる平成 64 年度までの 40 年間の更新投資の平均 3,623 百万円に対して、年平均約 7 億円不足することになる。なお、この必要とされる更新投資額は、平成 22 年度の料金収入 5,006 百万円(消費税抜き)の 70%を超える規模である。

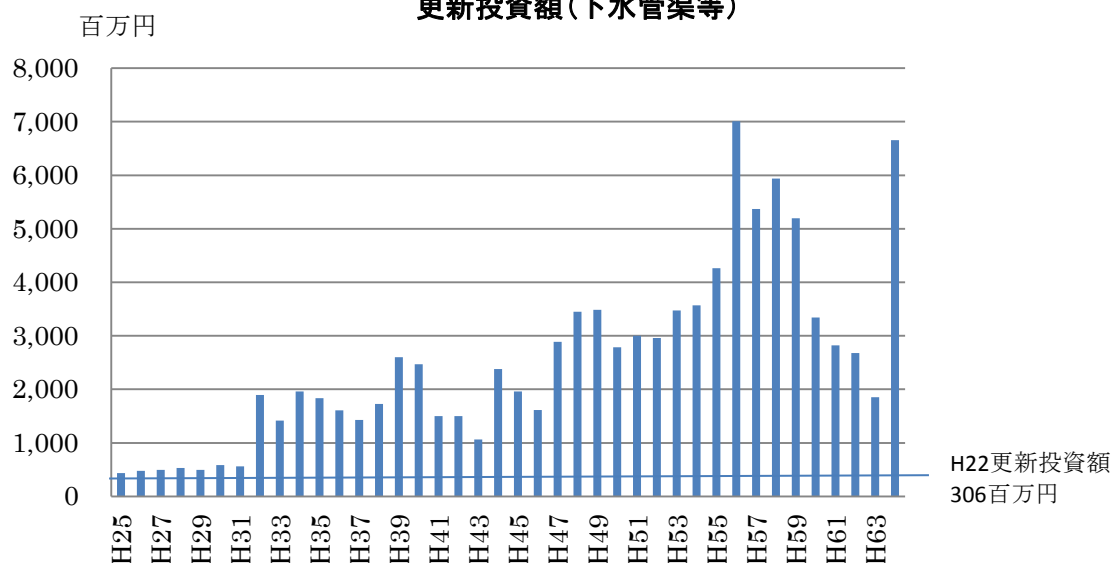
また、平成 22 年度の固定資産台帳で下水管渠が資産の過半を占めているのに対して、下水管渠の更新投資は下水管渠設備改良費 95 百万円、下水管渠保存工事費 211 百万円の合計 306 百万円に過ぎない。下水管渠のうち、耐用年数が到来しているのは 20 億円程度であることから、現在の更新投資額が著しく不足している訳ではないが、下水管渠等の将来の更新投資額は次の通りである。

更新投資額(下水管渠等)

(百万円)

H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34
437	478	495	531	493	585	563	1,895	1,419	1,959
H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41	H42	H43	H44
1,832	1,610	1,430	1,727	2,601	2,467	1,497	1,500	1,063	2,380
H45	H46	H47	H48	H49	H50	H51	H52	H53	H54
1,961	1,614	2,885	3,449	3,487	2,788	3,001	2,961	3,472	3,572
H55	H56	H57	H58	H59	H60	H61	H62	H63	H64
4,262	7,009	5,370	5,937	5,194	3,339	2,823	2,677	1,855	6,653

更新投資額(下水管渠等)



下水管渠等が耐用年数通りに更新が必要となった場合、平成 32 年度からは更新投資額が急増することになり、平成 25 年度から平成 64 年度までの平均で 2,532 百万円の更新投資が必要となる。長寿命化により耐用年数を現在の 50 年から 70 年としたとしても、年平均 1,808 百万円の更新投資が下水管渠等に対して必要となるため、多額の更新投資が発生することを前提に将来計画を策定する必要がある。

(3) 更新投資を行った場合の損益計算と収支計算シミュレーション

(シミュレーションの前提)

- 1) 平成 27 年度までは、計画（平成 24 年 6 月時点）が策定されているため平成 28 年度以降を対象とする。
- 2) シミュレーションの結果を表示するのは、原則として初年度である平成 28 年度、以後平成 32 年度、37 年度、42 年度・・・と 5 年置きとする。ただし、損益計算が赤字になるケースや、下水料金の値上げを反映させた場合等には、表示することとする。

3) 各項目に用いた仮定

ア) 下水料金収入

下水道の整備が進んだことにより、大幅な処理人口の増加する計画がないことや人口の減少及び節水型の設備が増加して水の使用量自体が減少していることから、平成 25 年度から平成 27 年度（計画）までの年減少率の平均▲0.38%で減少するものとする。

イ) 一般会計補助金（収益的収入）、受託工事収益、その他収益

平成 27 年度の計画の金額とする。

ロ) 人件費

毎年度、1%ずつ減少とする。

エ) 物件費・動力費

下水料金に比例的に発生すると考えられるため、平成 23 年度から平成 27 年度（計画）の下水料金との対応関係から、下水料金の 30.54%とする。なお、値上げをした場合、値上げ分は物件費等に影響させない。

カ) 減価償却費

平成 23 年度以前取得の試算に係る減価償却費については、上下水道事業部作成の償却予定額を使用する。平成 24 年度以降取得分については、更新投資の対象とした資産の耐用年数の加重平均である 44 年を基礎に減価償却費を算定する。また、減価償却の対象とならない残存価額(取得価額の 10%)については、当該資産が除却される際に費用となるため、これを減価償却費に加味する。

キ) 流域維持管理負担金、受託工事費

平成 27 年度計画の金額とする。

ク) 企業債

- ・ 償還金 既発分については償還計画に基づき、新規分については 5 年据置後 25 年分割償還とする、
- ・ 発行額 収支が均衡するように発行するものとし、発行時期については全て年度末とする。
- ・ 利息 既発の企業債に係る支払利息については、上下水道事業部作成の支払利息の予定額を使用する。新規発行分の利率は、平成 27 年度計画の支払利息等と平成 26 年度計画の企業債残高の比率である 2.25%を使用する。また、企業債は全て固定金利で発行するものとする。

ケ) 建設改良費

新規取得分は平成 22 年度の 2,096 百万円(下水道の拡張工事)で推移するものとし、これに更新投資を加えた金額とする。

㌾) 国、県補助金

平成 25 年度から平成 27 年度(計画)までの建設改良費に対する国、
県補助金の比率の平均値 37.47%を乗じて算定するものとする。

㌿) 一般会計補助金(資本的収入)、負担金

平成 27 年度の金額で推移するものとする。

① 金利等を現在の水準とした場合

下水道事業シミュレーション

金利	2.25%
値上率	0%
一般会計補助金(H27計画比)	100%
拡張(仮定に対する比率)	100%

(百万円)

年度	H27(計画)	H28	H32	H37	H39	H42	H47	H52	H57	H62
下水料金	5,072	5,053	4,976	4,883	4,845	4,790	4,700	4,612	4,525	4,439
一般会計補助金	1,645	1,645	1,645	1,645	1,645	1,645	1,645	1,645	1,645	1,645
その他収益	43	43	43	43	43	43	43	43	43	43
収益的収入 計	6,760	6,741	6,664	6,571	6,533	6,478	6,388	6,300	6,213	6,127
人件費	716	709	681	648	635	616	586	557	530	504
物件費・動力費	1,553	1,543	1,520	1,491	1,480	1,463	1,435	1,408	1,382	1,356
減価償却費・資産減耗費	2,233	2,446	2,670	2,972	3,182	3,363	3,613	3,950	4,209	4,503
流域維持管理負担金・受託工事費	652	652	652	652	652	652	652	652	652	652
支払利息等	1,487	1,448	1,417	1,449	1,542	1,602	1,708	1,853	2,027	2,328
収益的支出 計	6,643	6,798	6,939	7,212	7,491	7,696	7,994	8,420	8,800	9,343
当年度純損益	116	-58	-275	-642	-957	-1,217	-1,606	-2,121	-2,587	-3,216
企業債発行額	2,740	4,061	4,213	4,287	4,334	5,364	5,489	6,752	7,953	10,018
国県補助金	1,390	1,867	1,646	1,629	1,677	2,152	1,962	2,100	2,124	2,841
一般会計補助金	334	334	334	334	334	334	334	334	334	334
負担金	151	151	151	151	151	151	151	151	151	151
当期純利益・減価償却費等	2,349	2,389	2,395	2,331	2,225	2,146	2,007	1,829	1,622	1,288
資本的収入計	6,964	8,801	8,739	8,732	8,721	10,147	9,943	11,167	12,184	14,632
企業債償還金	3,762	3,820	4,347	4,385	4,246	4,404	4,706	5,562	6,516	7,050
建設改良費	3,563	4,982	4,392	4,348	4,475	5,743	5,237	5,604	5,668	7,582
(拡張)	2,096	2,096	2,096	2,096	2,096	2,096	2,096	2,096	2,096	2,096
(更新投資)	1,467	2,886	2,296	2,252	2,379	3,647	3,141	3,508	3,572	5,486
資本的支出計	7,325	8,801	8,739	8,732	8,721	10,147	9,943	11,167	12,184	14,632
企業債残高	65,047	65,288	66,026	67,575	70,877	72,946	75,925	81,787	88,403	103,206

現在の水準で損益計算を試算すると、平成 28 年度の段階で赤字となった。これは、減価償却の仮定に記載したように、資産を除却する際の除却損も減価償却費に加味しているため、減価償却額が多額となったことによるものである。

平成 28 年度以降も赤字額が増加していくことは、水道の利用量が減少することによって下水料金が減少していくことと、更新投資が多額に発生するため減価償却費が増加するとともに、企業債の発行額も増加することにより支払利息が増加していくためである。

また、本来の企業債の償還原資となる当年度利益と減価償却費の合計額が企業債の償還額に不足するため、シミュレーション上では企業債を償還するために企業債を発行する状態となっており、企業債残高が増加してゆき、平成 62 年度には 1,000 億円を超過する見込みとなっている。

平成 28 年度に料金を 10%値上げした場合(Aとする。)、次のようになる。

A 平成 28 年度に 10%値上げした場合

下水道事業シミュレーション

金利	2.25%
値上率(H28より)	10%
一般会計補助金(H27計画比)	100%
拡張 (仮定に対する比率)	100%

(百万円)

年度	H27(計画)	H28	H32	H37	H42	H47	H52	H57	H62
下水料金	5,072	5,558	5,474	5,371	5,270	5,170	5,073	4,977	4,883
一般会計補助金	1,645	1,645	1,645	1,645	1,645	1,645	1,645	1,645	1,645
その他収益	43	43	43	43	43	43	43	43	43
収益的収入 計	6,760	7,246	7,162	7,059	6,958	6,858	6,761	6,665	6,571
人件費	716	709	681	648	616	586	557	530	504
物件費・動力費	1,553	1,543	1,520	1,491	1,463	1,435	1,408	1,382	1,356
減価償却費・資産減耗費	2,233	2,446	2,670	2,972	3,363	3,613	3,950	4,209	4,503
流域維持管理負担金・受託工事費	652	652	652	652	652	652	652	652	652
支払利息等	1,487	1,448	1,370	1,339	1,421	1,451	1,510	1,590	1,787
収益的支出 計	6,643	6,798	6,892	7,102	7,515	7,737	8,077	8,363	8,802
当年度純損益	116	448	270	-43	-558	-878	-1,317	-1,698	-2,230
企業債発行額	2,740	3,556	3,669	3,572	4,430	4,265	5,136	5,830	7,470
国県補助金	1,390	1,867	1,646	1,629	2,152	1,962	2,100	2,124	2,841
一般会計補助金	334	334	334	334	334	334	334	334	334
負担金	151	151	151	151	151	151	151	151	151
当期純利益+減価償却費等	2,349	2,894	2,939	2,930	2,806	2,734	2,633	2,511	2,273
資本的収入計	6,964	8,801	8,739	8,616	9,872	9,447	10,355	10,950	13,069
企業債償還金	3,762	3,820	4,347	4,268	4,129	4,210	4,751	5,282	5,487
建設改良費	3,563	4,982	4,392	4,348	5,743	5,237	5,604	5,668	7,582
(拡張)	2,096	2,096	2,096	2,096	2,096	2,096	2,096	2,096	2,096
(更新投資)	1,467	2,886	2,296	2,252	3,647	3,141	3,508	3,572	5,486
資本的支出計	7,325	8,801	8,739	8,616	9,872	9,447	10,355	10,950	13,069
企業債残高	65,047	64,783	63,403	62,070	64,268	63,748	65,746	68,089	78,163

平成 28 年度に下水料金を 10%値上げしたとしても、9 年後の平成 37 年度には再び赤字となると試算される。ただし、当年度利益に減価償却費を加えた企業債の償還財源は、値上げの効果により増加し、企業債残高については、ほぼ一定額を維持できる見込みとなっている。

そして平成 28 年度に料金を 20%値上げした場合(Bとする。)について、試算すると次のようになる。

B 平成 28 年度に 20%値上げした場合

下水道事業シミュレーション

金利	2.25%
値上率(H28より)	20%
一般会計補助金(H27計画比)	100%
拡張 (仮定に対する比率)	100%

(百万円)

年度	H27(計画)	H28	H32	H37	H42	H45	H47	H52	H57	H62
下水料金	5,072	6,063	5,972	5,859	5,749	5,683	5,640	5,534	5,429	5,327
一般会計補助金	1,645	1,645	1,645	1,645	1,645	1,645	1,645	1,645	1,645	1,645
その他収益	43	43	43	43	43	43	43	43	43	43
収益的収入 計	6,760	7,751	7,660	7,547	7,437	7,371	7,328	7,222	7,117	7,015
人件費	716	709	681	648	616	598	586	557	530	504
物件費・動力費	1,553	1,543	1,520	1,491	1,463	1,446	1,435	1,408	1,382	1,356
減価償却費・資産減耗費	2,233	2,446	2,670	2,972	3,363	3,479	3,613	3,950	4,209	4,503
流域維持管理負担金・受託工事費	652	652	652	652	652	652	652	652	652	652
支払利息等	1,487	1,448	1,323	1,228	1,241	1,215	1,193	1,167	1,153	1,246
収益的支出 計	6,643	6,798	6,846	6,991	7,335	7,390	7,479	7,735	7,926	8,260
当年度純損益	116	953	814	556	102	-19	-151	-513	-808	-1,245
企業債残高	65,047	64,278	60,780	56,564	55,590	53,838	51,571	49,705	47,776	53,119

平成 28 年度に下水料金を 20%値上げすると平成 44 年度まで黒字を維持できることになる。

また、平成 28 年度より、下水料金を 10%値上げし、建設改良費の拡張分を 50%削減する（Cとする。）と次のようになる。

C 平成 28 年度に 10%値上げし、建設改良費の 50%を削減した場合

下水道事業シミュレーション

金利	2.25%	
値上率(H28より)	10%	(百万円)
一般会計補助金(H27計画比)	100%	
拡張（仮定に対する比率）	50%	

年度	H27(計画)	H28	H32	H37	H42	H47	H52	H57	H62
下水料金	5,072	5,558	5,474	5,371	5,270	5,170	5,073	4,977	4,883
一般会計補助金	1,645	1,645	1,645	1,645	1,645	1,645	1,645	1,645	1,645
その他収益	43	43	43	43	43	43	43	43	43
収益的収入 計	6,760	7,246	7,162	7,059	6,958	6,858	6,761	6,665	6,571
人件費	716	709	681	648	616	586	557	530	504
物件費・動力費	1,553	1,543	1,520	1,491	1,463	1,435	1,408	1,382	1,356
減価償却費・資産減耗費	2,233	2,446	2,588	2,788	3,077	3,224	3,459	3,616	3,808
流域維持管理負担金・受託工事費	652	652	652	652	652	652	652	652	652
支払利息等	1,487	1,448	1,309	1,193	1,182	1,106	1,047	996	1,046
収益的支出 計	6,643	6,798	6,749	6,772	6,989	7,003	7,124	7,176	7,365
当年度純損益	116	448	412	286	-32	-145	-363	-511	-794
企業債発行額	2,740	2,900	2,952	2,619	3,172	2,606	2,930	2,913	3,947
国県補助金	1,390	1,474	1,253	1,236	1,759	1,570	1,707	1,731	2,448
一般会計補助金	334	334	334	334	334	334	334	334	334
負担金	151	151	151	151	151	151	151	151	151
当期純利益+減価償却費等	2,349	2,894	3,000	3,075	3,045	3,079	3,096	3,105	3,014
資本的収入計	6,964	7,753	7,691	7,415	8,461	7,740	8,219	8,235	9,894
企業債償還金	3,762	3,820	4,347	4,116	3,766	3,551	3,662	3,615	3,360
建設改良費	3,563	3,934	3,344	3,300	4,695	4,189	4,556	4,620	6,534
（拡張）	2,096	1,048	1,048	1,048	1,048	1,048	1,048	1,048	1,048
（更新投資）	1,467	2,886	2,296	2,252	3,647	3,141	3,508	3,572	5,486
資本的支出計	7,325	7,753	7,691	7,415	8,461	7,740	8,219	8,235	9,894
企業債残高	65,047	64,128	59,975	54,811	52,728	47,423	44,073	40,438	43,830

この場合、年額 10 億円の建設改良費が減額されることにより、収支計算は改善し、企業債の発行が抑制されることになる。その結果、企業債残高が減少し、支払利息が減少することになる。また、建設改良費が減少することは、固定資産の取得を減らすことを意味し、減価償却費も減少することになる。そのため、建設改良費を削減することは、収支の改善のみならず損益を改善する効果もあることになる。

A、B、Cの各対応について、平成 28 年度から平成 62 年度までの、下水料金合計、企業債残高、支払利息合計について比較をすると、次の通りである。

対応方法	下水料金合計①	企業債残高②	合計(①+②)	支払利息合計
A	182,473	78,163	260,636	51,590
B	199,061	53,119	252,180	43,134
C	182,473	43,880	226,353	40,193

Aは、下水料金合計は少ないものの、平成 37 年度以降赤字が継続し、建設改

良費及び企業債の原資が不足することから、企業債残高が最も多額となる。Bは下水料金の値上率が他よりも高いため下水料金合計は大きくなるが、企業債残高は減少するため、両者の合計金額ではAよりも少なくなり、負担する支払利息合計も少なくなる。これらに対し、Cは、下水料金合計はAと一致しているが、建設事業費を削減しているため、企業債残高は最も少なく、両者の合計金額、支払利息ともに最小となっている。上記のシミュレーションでは、損益計算についてはBとCは類似しているが、値上げのみによって黒字にするのと、値上げと建設改良費の削減による対応でこのような差異が生じている。

Cは値上げを抑制しながら、企業債の残高を減少させるものであり、下水道利用者の負担を最も少なくできるといえる。ただし、建設事業費を削減することとは、これに見合った資本ストックが少なくなる面もある。

② 平成27年度発行企業債より金利が4.00%に上昇した場合

下水道事業シミュレーション

金利	4.00%	
値上率	0%	(百万円)
一般会計補助金(H27計画比)	100%	
拡張(仮定に対する比率)	100%	

年度	H27(計画)	H28	H32	H37	H42	H47	H52	H57	H62
下水料金	5,072	5,053	4,976	4,883	4,790	4,700	4,612	4,525	4,439
一般会計補助金	1,645	1,645	1,645	1,645	1,645	1,645	1,645	1,645	1,645
その他収益	43	43	43	43	43	43	43	43	43
収益的収入 計	6,760	6,741	6,664	6,571	6,478	6,388	6,300	6,213	6,127
人件費	716	709	681	648	616	586	557	530	504
物件費・動力費	1,553	1,543	1,520	1,491	1,463	1,435	1,408	1,382	1,356
減価償却費・資産減耗費	2,233	2,446	2,670	2,972	3,363	3,613	3,950	4,209	4,503
流域維持管理負担金・受託工事費	652	652	652	652	652	652	652	652	652
支払利息等	1,487	1,496	1,792	2,307	2,996	3,629	4,385	5,273	6,527
収益的支出 計	6,643	6,846	7,314	8,070	9,090	9,914	10,952	12,045	13,542
当年度純損益	116	-106	-650	-1,500	-2,611	-3,526	-4,653	-5,833	-7,415
企業債発行額	2,740	4,109	4,588	5,192	6,974	7,994	10,538	13,523	17,676
国県補助金	1,390	1,867	1,646	1,629	2,152	1,962	2,100	2,124	2,841
一般会計補助金	334	334	334	334	334	334	334	334	334
負担金	151	151	151	151	151	151	151	151	151
当期純利益+減価償却費等	2,349	2,341	2,020	1,473	752	87	-703	-1,623	-2,911
資本的収入計	6,964	8,801	8,739	8,778	10,363	10,528	12,421	14,509	18,090
企業債償還金	3,762	3,820	4,347	4,431	4,620	5,291	6,816	8,841	10,508
建設改良費	3,563	4,982	4,392	4,348	5,743	5,237	5,604	5,668	7,582
(拡張)	2,096	2,096	2,096	2,096	2,096	2,096	2,096	2,096	2,096
(更新投資)	1,467	2,886	2,296	2,252	3,647	3,141	3,508	3,572	5,486
資本的支出計	7,325	8,801	8,739	8,778	10,363	10,528	12,421	14,509	18,090
企業債残高	65,047	65,336	67,067	71,893	83,185	94,733	112,010	133,364	167,109

金利が4.00%に上昇しても、水道事業の場合と同様に、企業債には過去に発行したものも含まれており、直ちに負担する金利が4.00%となるわけではない。金利上昇の影響は、金利上昇後に発行された企業債の占める割合が高まることにより顕在化することになる。

このシミュレーションでは、特に下水料金の値上げ等を行わない場合には、

金利上昇の影響により、平成 28 年度は 1 億円の損失であったものが、平成 37 年度には 15 億円、平成 47 年度には 35 億円、平成 57 年度には 58 億円の損失となり、企業債残高も、平成 28 年度の 653 億円から、平成 37 年度には 718 億円、平成 47 年度には 947 億円、平成 57 年には 1,333 億円と年度の経過とともに加速度的に、損益及び財政状態が悪化してゆくことになる。金利上昇により、損益が悪化することにより、建設事業費及び企業債の償還財源が不足し、企業債を多額に発行することになり、これが企業債残高の増加、更なる支払利息の増加という循環を繰り返すためである。

このように金利上昇に際して、特に対応をしなければ、下水道事業は破綻することになる。

そこで、平成 28 年度より、下水料金を 10%値上げし、建設改良費のうち拡張分について 30%に減少させるとすると、次のようになる。

下水道事業シミュレーション

金利	4.00%	
値上率(H28より)	10%	(百万円)
一般会計補助金(H27計画比)	100%	
拡張（仮定に対する比率）	30%	

年度	H27(計画)	H28	H32	H36	H37	H42	H47	H52	H57	H62
下水料金	5,072	5,558	5,474	5,391	5,371	5,270	5,170	5,073	4,977	4,883
一般会計補助金	1,645	1,645	1,645	1,645	1,645	1,645	1,645	1,645	1,645	1,645
その他収益	43	43	43	43	43	43	43	43	43	43
収益的収入 計	6,760	7,246	7,162	7,079	7,059	6,958	6,858	6,761	6,665	6,571
人件費	716	709	681	654	648	616	586	557	530	504
物件費・動力費	1,553	1,543	1,520	1,497	1,491	1,463	1,435	1,408	1,382	1,356
減価償却費・資産減耗費	2,233	2,446	2,555	2,698	2,715	2,962	3,069	3,263	3,379	3,530
流域維持管理負担金・受託工事費	652	652	652	652	652	652	652	652	652	652
支払利息等	1,487	1,496	1,551	1,643	1,708	1,963	2,070	2,189	2,303	2,618
収益的支出 計	6,643	6,846	6,959	7,144	7,213	7,656	7,812	8,069	8,245	8,659
当年度純損益	116	400	203	-65	-155	-699	-954	-1,309	-1,580	-2,088
企業債発行額	2,740	2,686	2,932	4,053	2,845	3,696	3,434	4,170	4,686	6,361
国県補助金	1,390	1,317	1,096	1,792	1,079	1,602	1,413	1,550	1,574	2,291
一般会計補助金	334	334	334	334	334	334	334	334	334	334
負担金	151	151	151	151	151	151	151	151	151	151
当期純利益+減価償却費等	2,349	2,846	2,758	2,633	2,560	2,264	2,115	1,954	1,799	1,441
資本的収入計	6,964	7,334	7,271	8,963	6,970	8,047	7,447	8,160	8,544	10,578
企業債償還金	3,762	3,820	4,347	4,180	4,089	3,771	3,677	4,023	4,343	4,464
建設改良費	3,563	3,514	2,925	4,783	2,880	4,276	3,770	4,137	4,201	6,115
（拡張）	2,096	629	629	629	629	629	629	629	629	629
（更新投資）	1,467	2,886	2,296	4,154	2,252	3,647	3,141	3,508	3,572	5,486
資本的支出計	7,325	7,334	7,271	8,963	6,970	8,047	7,447	8,160	8,544	10,578
企業債残高	65,047	63,914	59,381	56,151	54,907	54,935	52,827	53,538	54,785	64,113

この場合、下水料金の値上げを行う平成 28 年度の 8 年後の平成 36 年度には赤字となり、その後、赤字は拡大してゆくことになる。企業債残高については、現状が維持されてゆく。

赤字となる年度に 10%ずつの下水料金の値上げを行うこととする(Dとする。)と、次のようになる。

D 赤字となる年度に 10%ずつ値上げした場合

下水道事業シミュレーション

金利	4.00%	
値上率(H28、H36、H42より)	10%	(百万円)
一般会計補助金(H27計画比)	100%	
拡張（仮定に対する比率）	30%	

年度	H27(計画)	H28	H32	H36	H37	H42	H47	H52	H57	H62
下水料金	5,072	5,558	5,474	5,930	5,908	6,376	6,256	6,138	6,022	5,909
一般会計補助金	1,645	1,645	1,645	1,645	1,645	1,645	1,645	1,645	1,645	1,645
その他収益	43	43	43	43	43	43	43	43	43	43
収益的収入 計	6,760	7,246	7,162	7,618	7,596	8,064	7,944	7,826	7,710	7,597
人件費	716	709	681	654	648	616	586	557	530	504
物件費・動力費	1,553	1,543	1,520	1,497	1,491	1,463	1,435	1,408	1,382	1,356
減価償却費・資産減耗費	2,233	2,446	2,555	2,698	2,715	2,962	3,069	3,263	3,379	3,530
流域維持管理負担金・受託工事費	652	652	652	652	652	652	652	652	652	652
支払利息等	1,487	1,496	1,551	1,643	1,686	1,821	1,660	1,456	1,182	1,030
収益的支出 計	6,643	6,846	6,959	7,144	7,192	7,514	7,401	7,336	7,125	7,071
当年度純損益	116	400	203	474	404	550	542	490	586	526
企業債残高	65,047	63,914	59,381	55,612	53,810	50,143	41,069	33,417	24,599	21,788

損益が赤字にならないようにするためには、平成 28 年度に加えて、平成 36 年度、平成 42 年度に 10%ずつ下水料金の値上げを行う必要がある。

また、平成 62 年度まで黒字が維持できるように、平成 28 年度の一度の値上げで対応する場合（E とする。）は次のようになる。

E 平成 28 年度に平成 62 年度まで黒字が維持できる率(22%) を値上げした場合

下水道事業シミュレーション

金利	4.00%	
値上率（H28より）	22%	(百万円)
一般会計補助金(H27計画比)	100%	
拡張（仮定に対する比率）	30%	

年度	H27(計画)	H28	H32	H37	H42	H47	H52	H57	H62
下水料金	5,072	6,164	6,071	5,957	5,844	5,734	5,626	5,520	5,416
一般会計補助金	1,645	1,645	1,645	1,645	1,645	1,645	1,645	1,645	1,645
その他収益	43	43	43	43	43	43	43	43	43
収益的収入 計	6,760	7,852	7,759	7,645	7,532	7,422	7,314	7,208	7,104
人件費	716	709	681	648	616	586	557	530	504
物件費・動力費	1,553	1,543	1,520	1,491	1,463	1,435	1,408	1,382	1,356
減価償却費・資産減耗費	2,233	2,446	2,555	2,715	2,962	3,069	3,263	3,379	3,530
流域維持管理負担金・受託工事費	652	652	652	652	652	652	652	652	652
支払利息等	1,487	1,496	1,448	1,455	1,529	1,419	1,275	1,072	1,004
収益的支出 計	6,643	6,846	6,856	6,960	7,222	7,160	7,155	7,014	7,045
当年度純損益	116	1,006	903	684	310	262	159	194	59
企業債残高	65,047	63,307	56,121	47,742	43,079	35,323	29,221	22,235	21,603

この場合、平成 28 年度に行う下水料金の値上げは 22%となる。

D と E の対応に関して、下水料金合計、企業債残高、支払利息合計について比較すると次のようになる。

対応方法	下水料金合計①	企業債残高②	合計(①+②)	支払利息合計
D	208,054	21,788	229,842	52,906
E	202,379	21,603	223,982	47,046
D- E	5,675	185	5,860	5,860

DとEを比較すると、水道事業で行った比較と同様に、早期により大きな下水料金の値上げを行うEの方が、下水料金合計、企業債残高、支払利息合計のいずれにおいても有利となった。これは、早期に値上げを行うことにより、企業債残高を早く減少させ、支払利息を軽減できるためである。

③ 平成 27 年度発行企業債より金利が 7.00%に上昇した場合

下水道事業シミュレーション

金利	7.00%	
値上率	0%	
一般会計補助金(H27計画比)	100%	(百万円)
拡張(仮定に対する比率)	100%	

年度	H27(計画)	H28	H32	H37	H39	H42	H47	H52	H57	H62
下水料金	5,072	5,053	4,976	4,883	4,845	4,790	4,700	4,612	4,525	4,439
一般会計補助金	1,645	1,645	1,645	1,645	1,645	1,645	1,645	1,645	1,645	1,645
その他収益	43	43	43	43	43	43	43	43	43	43
収益的収入 計	6,760	6,741	6,664	6,571	6,533	6,478	6,388	6,300	6,213	6,127
人件費	716	709	681	648	635	616	586	557	530	504
物件費・動力費	1,553	1,543	1,520	1,491	1,480	1,463	1,435	1,408	1,382	1,356
減価償却費・資産減耗費	2,233	2,446	2,670	2,972	3,182	3,363	3,613	3,950	4,209	4,503
流域維持管理負担金・受託工事費	652	652	652	652	652	652	652	652	652	652
支払利息等	1,487	1,578	2,493	4,115	5,055	6,355	9,027	12,684	17,693	25,016
収益的支出 計	6,643	6,928	8,016	9,878	11,003	12,450	15,313	19,252	24,466	32,030
当年度純損益	116	-188	-1,351	-3,308	-4,470	-5,971	-8,925	-12,952	-18,253	-25,903
企業債発行額	2,740	4,191	5,290	7,084	8,123	10,760	14,654	21,824	32,106	46,423
国県補助金	1,390	1,867	1,646	1,629	1,677	2,152	1,962	2,100	2,124	2,841
一般会計補助金	334	334	334	334	334	334	334	334	334	334
負担金	151	151	151	151	151	151	151	151	151	151
当期純利益+減価償却費等	2,349	2,259	1,318	-335	-1,288	-2,608	-5,312	-9,002	-14,044	-21,400
資本的収入計	6,964	8,801	8,739	8,863	8,997	10,790	11,790	15,407	20,671	28,349
企業債償還金	3,762	3,820	4,347	4,515	4,522	5,046	6,553	9,803	15,003	20,767
建設改良費	3,563	4,982	4,392	4,348	4,475	5,743	5,237	5,604	5,668	7,582
(拡張)	2,096	2,096	2,096	2,096	2,096	2,096	2,096	2,096	2,096	2,096
(更新投資)	1,467	2,886	2,296	2,252	2,379	3,647	3,141	3,508	3,572	5,486
資本的支出計	7,325	8,801	8,739	8,863	8,997	10,790	11,790	15,407	20,671	28,349
企業債残高	65,047	65,418	68,961	80,419	90,239	105,270	139,530	192,118	266,726	379,781

金利が 7.00%の場合は、金利が 4.00%の場合よりも支払利息の増加が著しく、特に対応を行わない場合、平成 37 年度には、事業活動から生み出される資金に相当する当期純利益と減価償却費の合計金額がマイナスとなり、平成 39 年度には支払利息等が下水料金を超過することになる。

平成 27 年度の 15 年後の平成 42 年度まで黒字を維持するために、必要な下水料金の値上率を算定すると次のようになる。

下水道事業シミュレーション

金利	7.00%	
値上率(H28より)	48%	(百万円)
一般会計補助金(H27計画比)	100%	
拡張（仮定に対する比率）	100%	

年度	H27(計画)	H28	H32	H37	H42	H47	H52	H57	H62
下水料金	5,072	7,478	7,365	7,226	7,090	6,956	6,825	6,696	6,570
一般会計補助金	1,645	1,645	1,645	1,645	1,645	1,645	1,645	1,645	1,645
その他収益	43	43	43	43	43	43	43	43	43
収益的収入 計	6,760	9,166	9,053	8,914	8,778	8,644	8,513	8,384	8,258
人件費	716	709	681	648	616	586	557	530	504
物件費・動力費	1,553	1,543	1,520	1,491	1,463	1,435	1,408	1,382	1,356
減価償却費・資産減耗費	2,233	2,446	2,670	2,972	3,363	3,613	3,950	4,209	4,503
流域維持管理負担金・受託工事費	652	652	652	652	652	652	652	652	652
支払利息等	1,487	1,578	1,744	2,109	2,605	2,847	3,115	3,387	4,083
収益的支出 計	6,643	6,928	7,266	7,872	8,699	9,133	9,683	10,160	11,097
当年度純損益	116	2,238	1,787	1,042	79	-489	-1,170	-1,775	-2,839
企業債残高	65,047	62,993	55,112	47,407	45,639	42,814	43,634	45,879	57,677

金利が 7.00%になった場合に、当面黒字を維持するために必要な下水料金の値上率は 48%となる。値上率を抑制するため、平成 28 年度より建設改良費のうち拡張分を 100%削減した上で、同様に、平成 42 年度に黒字になるよう値上率を算定すると次のようになる。

下水道事業シミュレーション

金利	7.00%	
値上率(H 28より)	27%	(百万円)
一般会計補助金(H27計画)	100%	
拡張（仮定に対する比率）	0%	

年度	H27(計画)	H28	H32	H37	H42	H47	H52	H57	H62
下水料金	5,072	6,417	6,320	6,201	6,084	5,969	5,857	5,746	5,638
一般会計補助金	1,645	1,645	1,645	1,645	1,645	1,645	1,645	1,645	1,645
その他収益	43	43	43	43	43	43	43	43	43
収益的収入 計	6,760	8,105	8,008	7,889	7,772	7,657	7,545	7,434	7,326
人件費	716	709	681	648	616	586	557	530	504
物件費・動力費	1,553	1,543	1,520	1,491	1,463	1,435	1,408	1,382	1,356
減価償却費・資産減耗費	2,233	2,446	2,506	2,604	2,791	2,836	2,969	3,023	3,112
流域維持管理負担金・受託工事費	652	652	652	652	652	652	652	652	652
支払利息等	1,487	1,578	1,664	1,888	2,177	2,121	1,964	1,632	1,474
収益的支出 計	6,643	6,928	7,023	7,283	7,698	7,630	7,550	7,219	7,098
当年度純損益	116	1,176	985	606	74	27	-5	215	228
企業債発行額	2,740	1,516	1,806	1,546	2,144	1,371	1,339	712	1,292
国県補助金	1,390	1,081	860	844	1,367	1,177	1,315	1,338	2,056
一般会計補助金	334	334	334	334	334	334	334	334	334
負担金	151	151	151	151	151	151	151	151	151
当期純利益+減価償却費等	2,349	3,623	3,491	3,211	2,864	2,863	2,963	3,238	3,340
資本的収入計	6,964	6,705	6,643	6,085	6,860	5,895	6,102	5,774	7,174
企業債償還金	3,762	3,820	4,347	3,834	3,212	2,754	2,594	2,201	1,688
建設改良費	3,563	2,886	2,296	2,252	3,647	3,141	3,508	3,572	5,486
（拡張）	2,096	0	0	0	0	0	0	0	0
（更新投資）	1,467	2,886	2,296	2,252	3,647	3,141	3,508	3,572	5,486
資本的支出計	7,325	6,705	6,643	6,085	6,860	5,895	6,102	5,774	7,174
企業債残高	65,047	62,744	53,633	43,742	38,793	31,397	25,700	18,697	17,420

建設事業費のうち拡張分を全て廃止したとしても、平成 42 年度まで黒字を維持するためには、27%の下水料金の値上げが必要となる。このため、金利が 7.00%まで上昇した場合、大幅な下水料金の値上げは不可避と考えられる。

④ 市の補助を廃止した場合

このシミュレーションでは、毎年度、一般会計から下水道事業会計へ、収益的収入へは 1,645 百万円、資本的収入へは 334 百万円の補助金が交付されている。この補助金を平成 28 年度より廃止した場合、次の結果となる。

下水道事業シミュレーション

金利 2.25%
 値上率 0%
 一般会計補助金(H27計画比) 0%
 拡張(仮定に対する比率) 100%

(百万円)

年度	H27(計画)	H28	H32	H37	H42	H47	H52	H57	H62
下水料金	5,072	5,053	4,976	4,883	4,790	4,700	4,612	4,525	4,439
一般会計補助金	1,645	0	0	0	0	0	0	0	0
その他収益	43	43	43	43	43	43	43	43	43
収益的収入 計	6,760	5,096	5,019	4,926	4,833	4,743	4,655	4,568	4,482
人件費	716	709	681	648	616	586	557	530	504
物件費・動力費	1,553	1,543	1,520	1,491	1,463	1,435	1,408	1,382	1,356
減価償却費・資産減耗費	2,233	2,446	2,697	3,034	3,459	3,743	4,115	4,408	4,736
流域維持管理負担金・受託工事費	652	652	652	652	652	652	652	652	652
支払利息等	1,487	1,448	1,601	1,888	2,325	2,750	3,249	3,821	4,566
収益的支出 計	6,643	6,798	7,151	7,712	8,515	9,166	9,981	10,792	11,814
当年度純損益	116	-1,703	-2,131	-2,787	-3,681	-4,422	-5,327	-6,225	-7,331
企業債発行額	2,740	6,040	6,376	7,165	9,162	10,501	13,415	16,761	20,658
国県補助金	1,390	1,867	1,646	1,629	2,152	1,962	2,100	2,124	2,841
一般会計補助金	334	0	0	0	0	0	0	0	0
負担金	151	151	151	151	151	151	151	151	151
当期純利益+減価償却費等	2,349	744	566	247	-222	-680	-1,212	-1,817	-2,595
資本的収入計	6,964	8,801	8,739	9,192	11,243	11,934	14,453	17,219	21,055
企業債償還金	3,762	3,820	4,347	4,845	5,500	6,697	8,849	11,551	13,473
建設改良費	3,563	4,982	4,392	4,348	5,743	5,237	5,604	5,668	7,582
(拡張)	2,096	2,096	2,096	2,096	2,096	2,096	2,096	2,096	2,096
(更新投資)	1,467	2,886	2,296	2,252	3,647	3,141	3,508	3,572	5,486
資本的支出計	7,325	8,801	8,739	9,192	11,243	11,934	14,453	17,219	21,055
企業債残高	65,047	67,267	76,376	89,494	107,795	125,225	147,239	171,907	206,888

補助金が廃止されると、平成 28 年度では、収益的収入への補助金 1,645 百万円がなくなるため、この金額の当期純利益が減少し、当期純利益は資本的支出の原資でもあることから、資本的収入の一般会計からの補助金の減少額 334 百万円との合計 1,979 百万円が資本的支出の原資の減少額となる。そのため、当該金額だけ資金が不足することになり、企業債の発行額が 1,979 百万円増加することになる。翌年度以降は、この影響に加え、企業債残高が多額になるため増加する支払利息等により、より損益及び収支が悪化していくことになる。

補助金が廃止された場合に、平成 42 年度まで黒字とするために、平成 28 年度に必要な下水料金の値上率は次の通りである。

下水道事業シミュレーション

金利 2.25%
 値上率(H28より) 56%
 一般会計補助金(H27計画比) 0%
 拡張(仮定に対する比率) 100%

(百万円)

年度	H27(計画)	H28	H32	H37	H42	H47	H52	H57	H62
下水料金	5,072	7,882	7,763	7,617	7,473	7,332	7,194	7,058	6,925
一般会計補助金	1,645	0	0	0	0	0	0	0	0
その他収益	43	43	43	43	43	43	43	43	43
収益的収入 計	6,760	7,925	7,806	7,660	7,516	7,375	7,237	7,101	6,968
人件費	716	709	681	648	616	586	557	530	504
物件費・動力費	1,553	1,543	1,520	1,491	1,463	1,435	1,408	1,382	1,356
減価償却費・資産減耗費	2,233	2,446	2,697	3,034	3,459	3,743	4,115	4,408	4,736
流域維持管理負担金・受託工事費	652	652	652	652	652	652	652	652	652
支払利息等	1,487	1,448	1,339	1,270	1,314	1,307	1,330	1,374	1,535
収益的支出 計	6,643	6,798	6,889	7,094	7,504	7,723	8,061	8,345	8,782
当年度純損益	116	1,127	917	565	12	-348	-825	-1,244	-1,814
企業債残高	65,047	64,438	61,687	58,664	59,196	57,033	57,411	58,153	66,643

補助金を全額、削減した場合に、平成 42 年度まで黒字を維持しようとした場合、56%の下水料金の値上げが必要となる。

⑤ 複合的な条件設定

以下の仮定でシミュレーションを行った。

・一般会計補助金

④において一般会計からの補助金を削減したケースをシミュレーションしたが、他の条件を一定とした場合、必要となる値上げ率は 56%と非現実的なものであった。しかしながら、市税収入が減少していく一般会計の財政状況に鑑みると、将来的には補助金が削減されることも考えられることから、一般会計からの補助金を、平成 28 年度より現在の 80%に削減するものとする。

・建設事業費(拡張分)

下水道の整備がかなり進んできたことにより、これまでと同様に拡張し続ける必要性は低下してくると考えられるため、平成 28 年度より建設事業費の拡張分を 70%削減し 30%とする。

・金利(平成 28 年度発行企業債より)

インフレ政策により、今後、金利が上昇する可能性があるため、現在よりも高い 3.00%とする。

この条件で、平成 42 年度まで黒字を維持しようとした場合の、値上率は次のようになる。

下水道事業シミュレーション

金利 3.00%
 値上率(H28より) 20%
 一般会計補助金(H27計画比) 80%
 拡張(仮定に対する比率) 30%

(百万円)

年度	H27(計画)	H28	H32	H37	H42	H47	H52	H57	H62
下水料金	5,072	6,063	5,972	5,859	5,749	5,640	5,534	5,429	5,327
一般会計補助金	1,645	1,316	1,316	1,316	1,316	1,316	1,316	1,316	1,316
その他収益	43	43	43	43	43	43	43	43	43
収益的収入 計	6,760	7,422	7,331	7,218	7,108	6,999	6,893	6,788	6,686
人件費	716	709	681	648	616	586	557	530	504
物件費・動力費	1,553	1,543	1,520	1,491	1,463	1,435	1,408	1,382	1,356
減価償却費・資産減耗費	2,233	2,446	2,561	2,727	2,982	3,095	3,296	3,419	3,576
流域維持管理負担金・受託工事費	652	652	652	652	652	652	652	652	652
支払利息等	1,487	1,469	1,383	1,338	1,382	1,314	1,246	1,164	1,207
収益的支出 計	6,643	6,819	6,796	6,856	7,095	7,081	7,159	7,146	7,294
当年度純損益	116	603	534	362	13	-82	-266	-357	-608
企業債発行額	2,740	2,549	2,662	2,338	2,886	2,269	2,515	2,383	3,364
国県補助金	1,390	1,317	1,096	1,079	1,602	1,413	1,550	1,574	2,291
一般会計補助金	334	267	267	267	267	267	267	267	267
負担金	151	151	151	151	151	151	151	151	151
当期純利益+減価償却費等	2,349	3,050	3,095	3,089	2,994	3,012	3,030	3,061	2,968
資本的収入計	6,964	7,334	7,271	6,925	7,901	7,112	7,513	7,437	9,041
企業債償還金	3,762	3,820	4,347	4,044	3,625	3,342	3,376	3,236	2,927
建設改良費	3,563	3,514	2,925	2,880	4,276	3,770	4,137	4,201	6,115
(拡張)	2,096	629	629	629	629	629	629	629	629
(更新投資)	1,467	2,886	2,296	2,252	3,647	3,141	3,508	3,572	5,486
資本的支出計	7,325	7,334	7,271	6,925	7,901	7,112	7,513	7,437	9,041
企業債残高	65,047	63,777	58,371	51,992	49,082	43,130	39,148	34,804	37,417

監査人の私見による将来予測でシミュレーションを行った場合でも、ある程度の期間、黒字を維持するためには、平成28年度の値上げ額は20%となり、一定の値上げは必要となる。

(4) 更新投資及び収支シミュレーションの結果(監査の指摘及び意見)

① 更新投資について(指摘)

今後、下水道事業は、多額の更新投資が必要となり、その額は現在の更新投資額の水準では不足することが見込まれる。特に下水管渠については、現在の更新投資額と比較して、相当多額の更新投資を長期にわたり行うことが必要となる。

そのため、「岐阜都市計画下水道岐阜市公共下水道の計画区域見直しに係る基本方針」にあるように、市街化区域以外で下水道の着工されていない地区について、全て下水道を整備するのではなく、効率性を考慮して下水道整備を行うことにより拡張投資を抑制し、更新投資へ切り替えていくことが必要である。

また、水道事業と同様に、更新投資について長期的な更新計画が設けられていない。長期的に更新投資が不足する場合、公有財産等の十分な機能の維持ができないことや、下水管渠の破損による道路の陥没が発生し重大な事故につながるおそれもある。

今後、拡張投資の対象をどのように定め、必要な更新投資をどのように進めていくのか、またその財源はどのようにするかについて、長期的な計画を策定

する必要がある。

② 収支シミュレーションの結果について（意見）

様々なシミュレーションを実施したが、人口減による収入の減少、資産の更新による減価償却費の増加等により長期的には損益が悪化することは確実であり、いずれ一般会計補助金の増額、若しくは下水料金の値上げが必要となる。現在の一般会計の財政状況を考慮すると、補助金の増額は非現実的であり、下水料金の値上げは不可欠と考えられる。

そして、(3)① 金利等を現在の水準とした場合の結果のように、平成28年度に20%の値上げを行った場合、平成44年度まで黒字となるのに対し、建設工事費の拡張分を50%に削減した上で、10%の値上げを行った場合には、当初は損益に与える効果は20%値上げした場合より小さいが、長期的にはより効果があり、20%値上げした場合よりも、市民が負担する下水料金の総額や企業債残高を減少させることになる。

また、下水道事業は企業債の残高が多額であるため、金利が上昇した場合、特に対応をしないと、損益、収支とも著しく悪化することになる。金利が4.00%へ上昇した場合、シミュレーションでは、特に値上げ等を行わない場合には、平成47年度には35億円の赤字となり、企業債残高も平成47年度には947億円と巨額になると推計される。この企業債を削減しない財政状態で、金利が上昇した場合、市民に多額の値上げを強いることになると考えられる。

企業債は、建設事業費の原資となるものであり、建設事業費を削減することにより、企業債を削減することができ、支払利息及び減価償却費が軽減されることにより、損益、収支も改善されることになる。そのため、建設事業のうち必要性が高いと考えられる更新投資を優先する一方、拡張投資については必要性、効率性の高いものに限定し、効率的な投資を行うことが求められる。

さらに、シミュレーションの結果では、下水道事業の業績が悪化したのちに値上げするよりも、先行して値上げを行った方が、企業債残高を削減でき、金利負担を軽減されるため、下水料金合計や企業債残高を減ずることになり、結果として市民の負担を減少させることになると考えられる。

以上より、市民の負担増を最小限にとどめるように、効率性を考慮して建設事業費を削減することにより企業債の発行を抑制し、適宜、値上げを行うことが望ましい。

続いて、主要な公有財産等にかかる更新、修繕の計画、有効活用及び管理状況について検討した。

第3 ごみ・し尿処理施設

1 施設の概要

公の施設の名称	掛洞プラント(ごみ焼却施設)、東部クリーンセンター(粗大ごみ破碎処理施設、ごみ焼却施設)、寺田プラント(し尿処理施設)
目的	ごみ焼却施設：可燃ごみを焼却するごみ処理の中間処理施設である。 破碎処理施設：粗大ごみを破碎し、分別するごみ処理の中間処理施設である。 し尿処理施設：浄化槽汚泥の処理を行う施設である。
所在地	下記参照
所管部署	環境事業部環境事業政策課、環境施設課、東部クリーンセンター、掛洞プラント、寺田プラント
開館（竣工）年月	下記参照
延床面積	下記参照
公有財産台帳価額	6,302,817 千円(建物)
固定資産台帳価額	17,578,550 千円(土地除くインフラ資産)
施設の内容	建物、焼却設備、破碎設備、脱水設備
類似施設の状況	-

(1) 岐阜市のごみ焼却処理施設及びし尿処理施設の概要

施設名称	岐阜市 掛洞プラント	岐阜市 東部クリーンセンター ごみ焼却施設	岐阜市 東部クリーンセンター 粗大ごみ処理施設	岐阜市 寺田プラント
所在地	岐阜市奥字掛洞 375	岐阜市芥見 6 丁目 368 番地		岐阜市寺田 1 丁目 11
敷地面積	8,632 m ² (借地)	68,108 m ²		24,459.85m ²
建物延面積	6,381.33m ²	14,385.24 m ²	6,400.49m ²	2,737.55m ²
処理方式	全連続燃焼式 (ストーカー炉)	旋回流型流動床焼却 炉	2 軸せん断型破碎 機及び回転型破 砕機	固液分離処理方式
処理能力	150 t / 日 150 t / 24 h × 1 炉	450 t / 日 150 t / 24 h × 3 炉	60 t / 5h	120kl/日 (浄化槽汚泥)
事業費	567,000 千円(改造工事) 2,103,139 千円(当初事業)	23,657,257 千円	3,266,954 千円	375,900 千円(改造工事) 874,374 千円(当初事業)

竣工年月	平成 11 年 3 月 (改造工事) 昭和 54 年 3 月 (当初事業) 注 1	平成 10 年 3 月		平成 17 年 3 月 (改造工事) 昭和 48 年 3 月 (当初事業) 注 2
余熱利用	場内への給湯・暖房 プラザ掛洞への給湯・冷暖房	発電設備 (最大 7,000kw) による電気の場内供給と売電 場内浴場への給湯		-
平成 23 年度 処理量	17,711t	104,435t	6,129t	48,679kl

注 1 建設当初は 2 炉であったが、平成 11 年に制定されたダイオキシン類対策特別措置法へ対応するための排ガス高度処理整備工事に多大な費用を有したため、1 炉のみを工事の対象とし、1 炉を休止している。

注 2 平成 16 年度に湿式酸化処理方式から固液分離処理方式に改造し、平成 17 年 3 月に浄化槽汚泥専用処理施設へと改修している。

岐阜市は上記の焼却施設の外、岐阜羽島衛生施設組合の衛生センターで焼却処理を行っている。岐阜羽島衛生施設組合は、岐阜市、羽島市、笠松町、岐南町の 2 市 2 町で構成され、ごみ及びし尿の処理（し尿処理は羽島市を除く）を行っている。岐阜羽島衛生施設組合衛生センターの概要及び岐阜市の処理量は以下の通りである。

施設区分	ごみ処理施設	し尿処理施設
所在地	岐阜市境川 5 丁目 147	
敷地面積	6,165 m ²	5,612 m ²
建物延面積	5,556m ²	4,612m ²
処理方式	全連続燃焼式 (流動床炉)	改造型脱窒素処理方式
処理能力	180 t / 日 60 t / 24 h × 3 炉	100kl / 日
事業費	12,434,469 千円	1,059,976 千円
竣工年月	平成 7 年 3 月	昭和 56 年 3 月
平成 23 年度 処理量 (うち、岐阜市)	34,456.99 t (6,632.97 t) ※焼却量	20,021.10 t (10,616.77 t) ※投入量

余熱利用	場内浴場への給湯・冷暖房、押込送風機・誘引通風機のタービン駆動	-
------	---------------------------------	---

2 監査手続

ごみ・し尿処理施設に関する条例、規則及び関係帳票を閲覧し、担当課に質問を行い、各施設への視察を実施した。

3 監査の意見

(1) 各施設における設備資産の管理方法について(意見)

① 設備資産の管理状況について

機械設備については、岐阜市の公有財産台帳において記載の対象となっていないことから、ごみ焼却施設およびし尿処理施設が各自で管理を行っている。そこで、掛洞プラント、東部クリーンセンター、寺田プラントを視察し、各施設の設備管理方法についてヒアリングを実施した。

1) 掛洞プラント

掛洞プラントは、平成 11 年に制定された「ダイオキシン類対策特別措置法」へ対応するため、排ガス高度処理整備工事を行っているが、当該工事の竣工を機に、機械設備に係る設備記録を作成し、設備台帳として管理している。設備台帳の内容は、主要機器別に、機器名称、メーカー、製造年月、設置年月、製造番号、規格、特記事項、補修連絡先が記載されている。一方、補修・修繕については、別途、年度別に修繕費の一覧表を作成し管理している。なお、設備記録と修繕費の一覧表は別で管理しており、結びついていない。また、掛洞プラントが竣工した昭和 54 年から平成 11 年度末の排ガス高度処理整備工事前に取得した設備については、台帳上の管理は行われていない。

2) 東部クリーンセンター

焼却施設長期工事計画において、平成 16 年度より主要設備ごとの定期補修の計画を策定しており、修繕・整備は当該計画に基づき実施している。また、実際の補修・整備履歴についても、主要設備別、年度別の一覧表で管理している。

3) 寺田プラント

寺田プラントは、平成 16 年度末に実施された大規模改修工事を機に、機械設備に係る設備記録を作成し、設備台帳として管理している。設備管理台帳は、主要機器別に、機器番号、名称、数量、機器仕様（型式、メーカー、能力、動

力)等が記載されている。一方、補修・修繕については、別途、作成される定期整備記録によって管理している。定期整備記録は施工者が作成し、岐阜市へ提出されている。なお、設備管理台帳と定期整備記録は別で管理しており、結びついていない。また、寺田プラントが竣工した昭和 48 年から平成 16 年度末の浄化槽汚泥専用処理施設への大規模改修工事前に取得した設備については、台帳上の管理は行われていない。

2) 管理台帳のあり方について

岐阜市ではごみ焼却及びし尿処理の各施設において、それぞれ機械設備の台帳管理を行っている。また、各施設においては、機械設備の取得時の情報と修繕情報を別個に管理していることから、所有している機械設備ごとの取得・維持管理コストが容易に把握できない状態であった。

ごみ焼却施設及びし尿処理施設においては、事業費の内、機械設備への投資金額が多くを占め、修繕・保守費等のランニングコストも多額の費用を要する。そのため、機械設備についても資産台帳を作成し、設備の取得・整備・修繕・更新・除却等、一連のライフサイクルとそれに係る費用の情報をストックすることは、過去の実例に基づいた効果的かつ効率的な修繕・保全計画の立案、ひいては、予算管理を実施する観点から重要である。また、重要な設備台帳の管理については、所轄部署を定め、岐阜市の廃棄物処理施設全体の設備台帳として一元管理することによって、施設横断的な修繕・保全計画を策定することが可能となると考えられる。

一方、廃棄物処理施設は保有する機械設備が多品種にわたることから、過度に詳細な設備管理台帳を作成することは多大な労力を要するだけでなく、今後の設備管理台帳の維持管理が過度の負担となる虞もある。この点、岐阜市は平成 23 年において策定した長寿命化計画の中で、掛洞プラント、東部クリーンセンター及び寺田プラントほか 1 施設(リサイクルセンター)の主要設備の補修及び整備履歴を整理している。当該データを利用して、廃棄物処理施設共通の設備台帳を作成し、整備・補修費用等の情報を集約することで、将来の施設保全計画や延命化計画の策定時に、有用な情報を提供することが可能と考える。

(2) 長寿命化計画と今後の課題について（意見）

① 環境省による廃棄物処理施設長寿命化計画について

廃棄物処理施設は、施設を構成する設備・機器や部材が高温・多湿や腐食性雰囲気暴露され、機械的な運動により摩耗しやすい状況下において稼働することが多いため、他の都市施設と比較すると施設全体として耐用年数が短く設定されている。例えば、焼却炉等の主要設備の耐用年数は約 15 年～20 年に設定

されており、建物自体が利用可能であるにもかかわらず、施設全体を廃止している例も多く見られる。

その一方、施設によっては、日常の適正な運転管理と毎年の適切な定期点検整備や基幹的設備の更新等の整備を適確に実施したことにより、30 年以上にわたり稼働できた実績もある事実を鑑み、また、国及び地方公共団体の財政状態も厳しい状況にあり、既存の廃棄物処理施設を有効利用するため、施設の機能を効率的に維持することが急務であるとして、平成 22 年 3 月に、既存の廃棄物処理施設において、ストックマネジメントの考え方を導入し、日常の適正な運転管理と毎年の適切な定期点検整備、適時の延命化対策を実施することにより、施設の長寿命化を図ることを目的として、『廃棄物処理施設長寿命化計画作成の手引き（ごみ焼却施設編、し尿処理施設・汚泥再生センター編）』を策定している。

長寿命化計画では、既存の廃棄物処理施設に対し延命化対策を講じ、適時、施設保全のための整備を行う場合と延命化や施設保全を行わずに施設を更新した場合のライフサイクルコストと定性的事項（省エネ性や機能向上等）を比較し優位な策を講ずるべきとしている。

② 岐阜市における廃棄物処理施設の長寿命化計画について

環境省が策定した「長寿命化計画作成の手引き」に基づき、岐阜市では、平成 23 年において、掛洞プラント、東部クリーンセンター及び寺田プラントの 3 つの施設ほか 1 施設(リサイクルセンター)について長寿命化計画を策定し、全ての施設について延命化による長寿命化策を講じることが優位であるとして、平成 24 年度より長寿命化計画に基づく維持補修工事を行っている。

今回視察した 3 施設の長寿命化計画の概要は下記の通りである。

施設名	掛洞プラント	東部クリーンセンター	寺田プラント
目標年数	平成 36 年度	平成 42 年度	平成 36 年度
総事業費 ライフサイクルコスト (現在価値)	2,520,018 千円	7,994,686 千円	376,290 千円

注 1 目標年数及び総事業費は長寿命化計画策定時における概算であり、当該計画の運用の過程で適宜見直すこととされている。

③ 長寿命化計画及び新たな運営方法の検討について

税収の減少によって予算が減少している状況下では、主要設備の耐用年数の

到来をもって、廃棄物処理施設を更新することは、経済的観点から好ましくなく、計画的な保守及び日々劣化する設備の更新を行うことにより、既存の設備を長く使用することは意義のある事である。一方で、維持管理や建替更新の検討を含む設備投資の将来計画の策定は、将来におけるごみ排出量を試算し、岐阜市における必要な廃棄物処理能力を予測した上で、各施設の総費用を見積ることによって、岐阜市にとって最も効果的かつ効率的な意思決定を行うべきである。

この点、岐阜市では平成 21 年度に、一般廃棄物処理に関して必要な施策を推進するための総合的かつ中長期的な計画として「岐阜市ごみ処理基本計画」を策定し、岐阜市における将来のごみ総排出量の予測を行っている。しかし、長寿命化計画の策定においては、対象の 3 施設それぞれにおいて、個別に施設更新か長寿命化策による延命化の実施かを判断しており、将来のごみ排出量予測を加味した岐阜市全体としての施設更新の検討は行われていない。

ごみ焼却施設及びし尿処理施設の建設には多額の資金が必要であり、廃棄物処理施設の将来計画は岐阜市全体の予算編成に大きな影響を及ぼすことから、意思決定に当たっては慎重さおよび正確さが求められる。長寿命化計画に係る延命化・補修費用や建替による総事業費も多く資金を要することから、計画の策定に当たっては、将来のごみ排出量予測に基づく必要処理能力を踏まえた上で、各施設について施設更新か長寿命化策による延命化の実施かを判断する視点も必要である。

「岐阜市ごみ処理基本計画」は概ね 5 年ごとに見直すこととしており、平成 26 年度において長寿命化計画やごみ減量・資源化指針 2011 を踏まえたごみ処理基本計画を策定し、施設の更新も当該計画において検討することである。当該計画の策定においては、将来に必要な処理能力を詳細に見積り、衛生センターも含めた岐阜市のごみ処理能力を踏まえた上で、岐阜市の限りある財源を適時有効に配分する必要がある。

また、近年、廃棄物処理施設の更新に PFI 手法を導入する自治体が増えている。PFI 手法とは、公共施設の建設や運営に際して、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより、国や地方公共団体の事業コスト等を改善し、効果的かつ効率的に公共サービスを提供することを目的とした新たな事業運営方法である。PFI 手法は、設備更新における多額の資金調達の回避や、廃棄物処理施設のランニングコストの削減といった可能性を有している。このような新たな運営手法についても併せて検討することによって、廃棄物処理施設に関してより最適な将来計画の策定を行うことが望まれる。

第 4 市営住宅

1 施設の概要

公の施設の名称	市営住宅、特定公共賃貸住宅、特別市営住宅
目的	市営住宅：住宅に困窮する者に対して低廉な家賃で賃貸することを目的とした住宅である。 特定公共賃貸住宅、特別市営住宅 ：中堅所得者に対して賃貸することを目的とした住宅である。
所在地	市内各所
所管部署	まちづくり推進部住宅課
開館（竣工）年月	下記参照
延床面積	212,455 m ²
公有財産台帳価額	－（概ね、金額欄記載なし）
固定資産台帳価額	10,306,121 千円（建物及び建物付属設備）
施設の内容	建物及び建物付属設備
類似施設の状況	-

(1) 岐阜市の市営住宅の状況

① 市営住宅の管理戸数

岐阜市では平成 23 年 4 月現在、公営住宅 3,572 棟、改良住宅 52 戸、特定公共賃貸住宅 15 戸、特別市営住宅は 36 戸、その他 6 戸の合計 3,681 戸を市営住宅として管理している。施設別の詳細は以下の通りである。

団地名		種類	建設	管理 戸数	EV 設置	耐用年限 到達年度	抽選住宅 か否か
1	青柳コーポ	公	H10	17	無	H80	抽選住宅
2	茜荘	公	S34/35/36	72	無	H41/42/43	抽選住宅
	(1) 岩田荘 (S, N)	公	S30/31	48	無	H37/38	無抽選住宅
	(2) 岩田坂団地 (簡平・簡二)	公	S63/ H 元～7	65	無	H70 H45～52	抽選住宅
	(3) 岩田坂団地 (中耐)	公	H4	6	無	H74	抽選住宅
4	ハイツ宇佐	公	S53/55/56	408	有	H60/62/63	抽選住宅
5	(1) 大洞団地 (中耐：廊下型)	公	S43～46	150	無	H50～53	無抽選住宅
	(2) 大洞団地 (中耐：階段室型)	公	S42～46	252	無	H49～53	無抽選住宅
	(3) 大洞団地	公	S50	2	無	H17	募集停止

団地名		種類	建設	管理 戸数	EV 設置	耐用年限 到達年度	抽選住宅 か否か
6	(1)大洞緑団地 (桜台)	公	S47/48	374	無	H54/55	無抽選住宅
	(2)大洞緑団地 (柏台)	公	S48/49	246	無	H55/56	無抽選住宅
	(3)大洞緑団地 (桐ヶ丘)	公	S51	54	無	H58	無抽選住宅
	(4)大洞緑団地 (紅葉ヶ丘)	公	S50	161	無	H57	無抽選住宅
	(5)大洞緑団地 (簡平・簡二)	公	S49 S47	3 28	無	H16 H29	募集停止
7	加野団地	公	S42/43	30	無	H9/H10	募集停止
8	ハイツ上加納	公/改	S51	120(改 12)	有	H58	無抽選住宅
9	上加納荘	公/改	S47/48	50(改 40)	無	H54/55	無抽選住宅
10	北一色団地	公	H2. 3. 4	32	無	H72～74	抽選住宅
11	(1)黒野北団地(木造)	公	S26～34	22	無	S56～H 元	募集停止
	(2)黒野北団地 (簡平・簡二)	公	S42 S47	2 3	無	H9 H29	無抽選住宅
12	黒野南団地	公	S50～53	9	無	H32～35	無抽選住宅
13	黒野コーポ	公	S52～56	162	無	H59～H63	抽選住宅
14	ハイツ桜木	公/管	H5	133(管 1)	有	H75	抽選住宅
15	ハイツ島	公/特	H6	59(特 9)	有	H76	抽選住宅
16	(1)松籟荘(1・2)	公	S32/33	48	無	H39/40	無抽選住宅
	(2)松籟荘(3・4・5)	公	H2/3	28	無	H72/73	抽選住宅
	(3)松籟団地(ﾌﾟﾛｯｸ)	公	S33～36	64	無	H15～18	募集停止
17	リバーサイド菅生	特市	H4	36	有	H74	無抽選住宅
18	早田団地	公	S54	2	無	H36	抽選住宅
19	早田北団地	公	S57	6	無	H64	抽選住宅
20	長森南団地	公	S25	3	無	S55	無抽選住宅
21	本郷ハイツ	公/特	H12	48(特 6)	有	H82	抽選住宅
22	(1)三里北団地(中耐)	公	S61/63	36	無	H68/H70	抽選住宅
	(2)三里北団地(木造)	公	S25	6	無	S55	募集停止

団地名		種類	建設	管理 戸数	EV 設置	耐用年限 到達年度	抽選住宅 か否か
23	三里南団地	公	S58/60	24	無	H65/H67	抽選住宅
24	(1) 三田洞団地(中耐)	公	S37~46	240	無	H44~53	無抽選住宅
	(2) 三田洞団地(簡二)	公	S39~46	124	無	H21~28	無抽選住宅
	(3) 三田洞団地(ﾌﾞﾛｯｸ)	公	S37/38	32	無	H19~20	無抽選住宅
	(4) 三田洞団地(3丁目)	公	S42/46	38	無	H24/H28	無抽選住宅
	(5) 三田洞団地(4丁目)	公	S41	3	無	H8	募集停止
25	正木コーポ	公	H8	29	有	H78	抽選住宅
26	折立団地	公	S58/59	32	無	H65/H66	抽選住宅
27	(1) 岩戸団地(中耐)	公	H1	12	無	H71	抽選住宅
	(2) 岩戸団地(木造)	他	S31	1	無	S61	募集停止
28	梅林団地	公	S60/61	18	無	H67/68	抽選住宅
29	ハイツ早田	公/店	S63	112(店2)	有	H70	抽選住宅
30	ふれあいハウス白山	公/管	H2	20(管1)	有	H72	抽選住宅
31	ハイツ長森	公/管	H16	105(管1)	有	H86	抽選住宅

(種類) 公：公営住宅 特：特公賃住宅 特市：特別市営住宅 改：改良住宅

店：店舗 管：管理人室 他：市単独

岐阜市の市営住宅のうち、平成 23 年以前に既に耐用年限を経過している戸数は 258 戸ある。また、昭和 36 年から 56 年の 20 年間に於いて建設された住宅は 2,639 戸と全体の約 7 割を占めている。これらは、平成 44 年から 63 年にかけて、順次、耐用年限を迎えることから、この先、市営住宅の建替えを一切行わないこととした場合、平成 63 年に耐用年限に至っていない戸数は、わずか 753 戸となる。

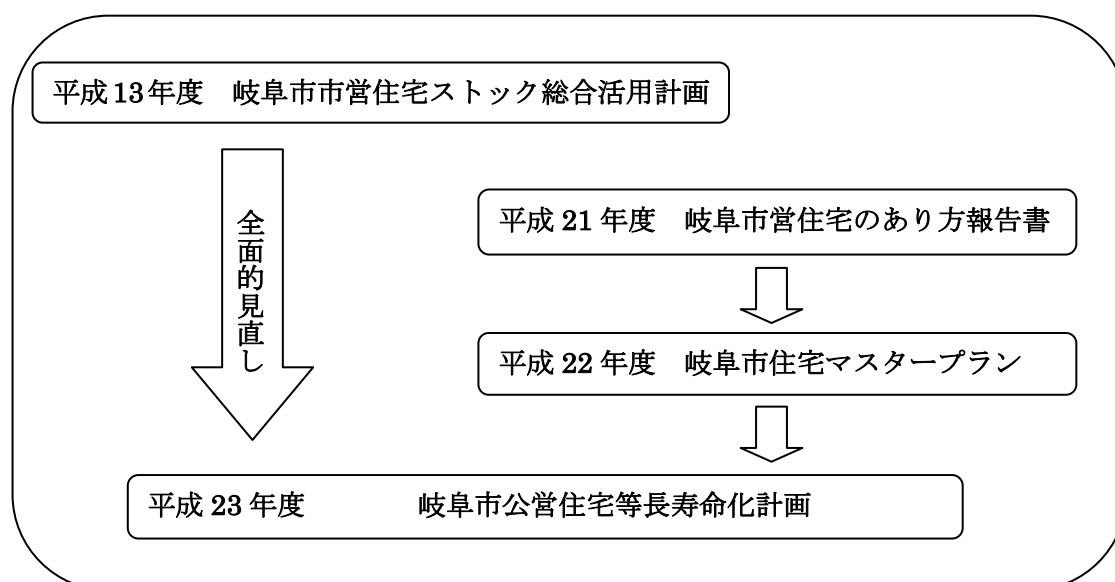
② 岐阜市の市営住宅に係る計画

岐阜市では市営住宅の多くが昭和 30 年代から 50 年代にかけて建設されたものであり、老朽化が進行している状況にある。

これを受けて、市営住宅の適切な維持管理及びマネジメントを図るために建替事業、改善事業、維持保全等の適切な手法の選択のもと総合的な活用を行っていくことを目的として、「岐阜市市営住宅ストック総合活用計画」を平成 13 年度に策定し、維持管理を図ってきた。

その後、平成 21 年度に「岐阜市営住宅のあり方報告書」が作成され、平成 22 年度に「岐阜市住宅マスタープラン」が策定されたこと、また「岐阜市市営

住宅ストック総合活用計画」策定から 10 年以上が経過し、社会情勢や財政状況の変化から建替更新が困難になってきていることを受け、現在の住宅ストックをいかに健全に、有効に、より長く使っていくかという長寿命化の観点からの市営住宅を対象とする「岐阜市公営住宅等長寿命化計画」を平成 23 年度に策定し、平成 24 年度より実施している。



③ 岐阜市の市営住宅に関する基本方針

岐阜市は、「岐阜市住宅マスタープラン」において、民間借家に居住しながらも居住面積水準と年収の困窮状況から将来的に住宅に困窮するおそれのある世帯数と、将来の空き家募集による公営住宅供給量から、公営住宅の需給バランスを検証している。

民間借家に居住し、住宅に困窮するおそれのある世帯数

	平成 22 年	平成 27 年	平成 32 年	平成 37 年	平成 42 年
①世帯数	152,256	152,256	149,328	146,400	141,520
②公営住宅入居資格世帯数	17,198	17,771	17,812	17,955	17,706
③民間借家に居住し住宅に困窮するおそれのある世帯数	2,956	3,036	3,028	3,039	2,988
④既入居者の退去による空家発生数（戸/年）	236	230	225	223	223

出典：岐阜市住宅マスタープラン

検証結果によると、平成 42 年度までにおいては、特段の外的要因がないことを前提に、現有の公営住宅の適切な維持管理を進めれば、当面発生する住宅困窮世帯には対応できるものと判断している。よって、今後の供給方針としては、既に供給している住宅について、耐用年限を迎えるまで住宅の長寿命化、適切かつ計画的な管理を行うことでその維持を図るものとし、既存住宅ストックを活用することで量的確保をし、当面新たな住宅建設はしないとする方針を示している。

(2) 岐阜市における市営住宅政策のあり方

市営住宅の政策目的は、「公営住宅法」にあるように、国及び地方公共団体が協力し、健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備し、これを住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することである。昭和 26 年の「公営住宅法」の施行以降、各自治体は人口増加と核家族化による世帯数の増加に対応するため、住宅数の確保を最優先事項としてきた。

その後、少子高齢化の進行により人口が減少傾向にある一方、住宅戸数の増加によって住宅の需給関係が変化したことに伴い、平成 18 年において「住生活基本法」が制定された。「住生活基本法」では、国及び地方公共団体は下記に掲げる 4 つの基本理念にのっとり、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有するとして、各自治体に対して居住の安定の確保だけでなく質の向上を求めている。

住生活基本法（平成十八年六月八日法律第六十一号）

（現在及び将来における国民の住生活の基盤となる良質な住宅の供給等）

第三条 住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策の推進は、我が国における近年の急速な少子高齢化の進展、生活様式の多様化その他の社会経済情勢の変化に的確に対応しつつ、住宅の需要及び供給に関する長期見通しに即し、かつ、居住者の負担能力を考慮して、現在及び将来における国民の住生活の基盤となる良質な住宅の供給、建設、改良又は管理（以下「供給等」という。）が図られることを旨として、行われなければならない。

（良好な居住環境の形成）

第四条 住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策の推進は、地域の自然、歴史、文化その他の特性に応じて、環境との調和に配慮しつつ、

住民が誇りと愛着をもつことのできる良好な居住環境の形成が図られることを旨として、行われなければならない。

(居住のために住宅を購入する者等の利益の擁護及び増進)

第五条 住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策の推進は、民間事業者の能力の活用及び既存の住宅の有効利用を図りつつ、居住のために住宅を購入する者及び住宅の供給等に係るサービスの提供を受ける者の利益の擁護及び増進が図られることを旨として、行われなければならない。

(居住の安定の確保)

第六条 住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策の促進は、住宅が国民の健康で文化的な生活にとって不可欠な基板であることにかんがみ、低額所得者、被災者、高齢者、子どもを育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保が図られることを旨として、行われなければならない。

岐阜市においても戦後から平成にかけて、全体的な住宅不足に対応するべく、郊外を中心に大規模な団地を造成し、市営住宅の老朽化に対しては、建替えを実施することによって住宅数の維持を図ってきた。

しかし、平成20年の「住宅・土地統計調査」によると、岐阜市の既存住宅ストック数は平成20年時点で192,440戸、空き家数は32,850戸あり、空き家率は17.1%となっていることからして、民営住宅の増加に伴い、住宅数の確保はもはや最優先事項ではないと考えられる。

よって、今後の岐阜市の市営住宅政策においては、住宅に困窮する低所得者への住宅供給を主たる目的としながらも、単に住宅数を確保するのではなく、少子高齢化や生活様式の多様化、さらなる核家族化の進展等、複雑化した社会に対応し、市民のニーズに合致した良質な住宅を供給していかななくてはならない。

2 監査手続

市営住宅に関連する条例、規則及び関係帳票の閲覧、担当課への質問、市営住宅の視察を行った。

3 監査の指摘及び意見

(1) 岐阜市公営住宅等長寿命化計画について(意見)

① 岐阜市公営住宅等長寿命化計画の概要

岐阜市は長寿命化計画において、長寿命化を図るべき市営住宅の選定を、耐

用年限が経過し長寿命化が困難な老朽住宅以外の住宅であり、耐用年限までに適切に活用することが可能な住棟として、耐用年限を長寿命化の判断基準のひとつとしている。

また、選定した住棟を耐用年限まで維持するべく、予防保全的な維持管理、耐久性の向上に資する長寿命化型の改善事業を優先して取り組むべき事業と位置付け、居住性向上型や、福祉対応型、安全確保型の改善事業については、将来において対応を講じていくものとしている。

② 長寿命化の観点について

岐阜市では、耐用年限の経過年限を長寿命化の判断基準のひとつとしており、長寿命化計画の対象となった住宅については、耐用年限まで維持することを目標としている。ここで、「公営住宅法」で定められている公営住宅の耐用年限は、木造及び簡易耐火造の平屋が 30 年、簡易耐火造の 2 階建が 45 年、耐火造が 70 年と相当長く設定されていることから、今後、建替えや改修を行わず、耐用年限まで予防保全的な補修のみを実施するとした場合、岐阜市の市営住宅は全体的に老朽化による機能の低下が進んでいくことになる。そこで、建築後相当程度の年数が経過している住宅の現状を把握するべく、現場視察を行った。

	住宅名	茜荘		
	住宅環境	周辺部		
	築年数	51 年～53 年		
	応募倍率	5.5 倍（抽選）	高齢者世帯率	60%以上 80%未満
	所見	ひび割れ等、外壁の老朽化だけでなく、階段室の内壁や玄関ドアの塗装の剥れが散見された。		
	住宅名	岩田荘（S,N）		
	住宅環境	郊外部		
	築年数	56 ～57 年		
	応募倍率	無抽選	高齢者世帯率	60%以上 80%未満
	所見	住居によってバルコニーや階段室の手すりの錆による劣化が進行していた。		
	住宅名	大洞団地（中耐：階段室型、廊下型）		
	住宅環境	郊外部		
	築年数	41 年～45 年		
	応募倍率	無抽選		
	高齢者世帯率	階段室型：40%以上 60%未満 廊下型：60%以上 80%未満		
	所見	一部、外壁のひび割れがみられるものの、築 50 年超の物件と比べると激しい老朽化は見られなかった。エ		

		レベーター未設置のため、4階の空室が目立った（階段室型のみ）。		
	住宅名	松籟荘（1・2）		
	住宅環境	周辺部		
	築年数	54年～55年		
	応募倍率	無抽選	高齢者世帯率	60%以上 80%未満
	所見	階段室の手すりの錆による劣化が激しいものの、平成入ってから外壁改修をしており、外壁に目立った劣化は認められなかった。階段室の内壁や玄関ドアの塗装の剥れが散見されたほか、階段室手すりの錆による劣化が認められた。		

外観写真：2012年10月撮影

上記のうち、築50年以上の市営住宅については、老朽化がかなり進んでおり、また、どれも高齢者世帯率が高い4～5階建の住宅であるが、エレベーターが未設置であった（但し、大洞団地廊下型については今後、エレベーターを設置予定）。さらに、長寿命化計画における居住性の判定によると、茜荘、岩田荘（S、N）、松籟荘（1・2）は、住戸面積が3人世帯の最低居住面積水準の39㎡を下回っており、台所、洗面所、風呂の3箇所給湯が未整備、大洞団地（階段室型、廊下型）は住戸面積が39㎡未満である等、居住性に関して整備水準を充たしておらず、今後、長寿命化計画にある屋上防水工事、外壁改修工事といった耐用年限までの維持に特化した修繕だけをもって、居住性の向上を図ることは困難と思われる物件が散見された。

税収や家賃収入が減少し、予算が限られている状況下では、長寿命化計画において維持管理の対象とされた物件に対して、全ての改善事業を行うことは不可能である。しかし、市営住宅が全体的に老朽化し機能の低下が進んでいく中で、市民が住みよい良質な住宅を提供するためには、既存の市営住宅の機能を維持するだけでなく、少子高齢化や生活様式の多様化、核家族化といった時代の変化に対応させるべく機能の向上を図ることも必要である。

今後は、市営住宅を耐用年限まで維持させるための保守という観点だけではなく、市民のニーズに合致した良質な住宅を供給するべく、市民のニーズを明確に把握し、居住性向上型や、福祉対応型、安全確保型の改善事業への対応を考慮した長寿命化計画を策定することが望まれる。

（2）用途廃止の方針が決定している市営住宅について（意見）

① 市営住宅の用途廃止物件の概要

岐阜市では、長寿命化計画において、耐用年限を超過し、長寿命化が困難な

老朽住宅は新たな入居募集を停止し、既存の入居者が全て退去した後に、随時、用途廃止することとしている。

用途廃止の方針が決定している住宅については、入居者に対し、他の市営住宅への優先入居や、移転費用の負担、移転後一定期間における家賃の軽減措置、敷金の住替え後の住宅への充当と言った優遇措置を講じ、文書や住民説明会を通して、住替えを依頼している。

現在、用途廃止の方針が決定し、新たな入居者の募集を停止している物件は下記の通りである。

用途廃止の方針が決定している物件一覧 (単位: 戸)

団地名	建設年 (年)	構造・階数	管理 戸数	入居 戸数	空家 戸数
黒野北団地(木造)	S26～34	木造平屋	26	21	5
長森南団地	S25	木造平屋	3	3	0
三里北団地(木造)	S25	木造平屋	6	2	4
松籟団地 (ブロック)	S33～36	簡易耐火構造・ 2階建	64	42	22
加野団地	S42.43	簡易耐火構造・平屋	30	8	22
大洞団地	S43～50	簡易耐火構造・平屋/ 2階建	42	16	26
三田洞団地2丁目	S42	簡易耐火構造・ 2階建	32	19	13
三田洞団地4丁目	S41	簡易耐火構造・平屋	3	1	2

注 加野団地については、敷地の一部(16戸)を公売により売却予定。

② 用途廃止による有効活用の促進について

用途廃止は、各所管に属する行政財産の用途を廃止し、普通財産にすることをいう。普通財産に変更される場合、原則として、その後の管理は各所管から包括的な部署である行政部に引継がれるため、市全体として当該普通財産の活用方法の検討が可能となり、ひいては、公有財産の有効活用につながる。また、用途廃止とせず行政財産としてまちづくり推進部で保有し続ける場合であっても、空室率が高まった物件については、需要が高まっている高齢者向け住宅への変更等、公有財産の有効活用を図るための将来計画を策定すべきである。

今後、用途廃止の方針が決定した市営住宅について、空室率が一定の基準に達した場合には、猶予期間を設けた上で完全撤去するなど、市営住宅の用途廃止に係るルールを整備し、適時、用途廃止を行うことで、公有財産の有効活用を図るべきである。

(3) 特定公共賃貸住宅及び特別市営住宅について(指摘)

① 特定公共賃貸住宅及び特別市営住宅の概要

岐阜市は、低所得者向けの公営住宅の他に特定公共賃貸住宅及び特別市営住宅を保有している。これらの住宅は、中堅所得者等の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進するための措置を講ずることにより、優良な賃貸住宅の供給の拡大を図ることを目的とする、中堅所得者向けの住宅である。

各住宅別の入居状況は下記の通りである。なお、今回の監査においては、実際の住宅環境や建物の状況を確認するべく、リバーサイド菅生への現場視察を行っている。

岐阜市における特定公共賃貸住宅及び特別市営住宅の概要

団地名	管理戸数	入居戸数	空室戸数	空室率
特定公共賃貸住宅				
ハイツ島	9	1	8	88.9%
本郷ハイツ	6	5	1	16.7%
特別市営住宅				
リバーサイド菅生	36	20	16	44.4%

注:ハイツ島と本郷ハイツについては、公営住宅の一部を特定公共賃貸住宅としている。

リバーサイド菅生の建物外観写真 (2012 年 10 月撮影)



② 特定公共賃貸住宅住宅及び特別市営住宅の有効活用について

上記の内、ハイツ島とリバーサイド菅生については、空室率が高い状況である。実際に現場で視察したリバーサイド菅生に関しては、JR 岐阜駅から車で 15 分圏内と立地条件が良く、建物の状態は良好であり、エレベーターや玄関入口にはスロープが設置される等、バリアフリー化も進んでいる優良物件であった。それにもかかわらず、中堅所得者向けの市営住宅の空室率が高いことは、中堅所得者向け住宅が市民のニーズを充たしていないことの現れである。これらの住宅は築年数が短い上、立地条件も良いことから、公営住宅として家賃の所得基準を低くすれば、すぐに入居希望が出ることが予想される。実際にハイツ島の総管理戸数 59 戸のうち、公営住宅として割り当てられている 50 件については、全て入居しており空室率は 0%となっている。

今後は、公営住宅への用途変更によって空室率を減少させるか、建物自体を民間譲渡する等、岐阜市における中堅所得者向けの市営住宅のあり方を検討すべきである。

第 5 小学校・中学校

1 施設の概要

公の施設の名称	小学校・中学校		
目的	社会において自立的に生きる基礎を培い、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うための、義務教育として行われる普通教育を施すこと		
所在地	市内各地区		
所管部署	教育委員会事務局教育施設課		
開館（竣工）年月	明治 5 年 4 月（最も古いもの）		
延床面積	小学校 47 校	校舎面積	253, 139 m ²
		屋内運動場面積	47, 997 m ²
	中学校 22 校	校舎面積	149, 170 m ²
		屋内運動場面積	28, 769 m ²
公有財産台帳価額	－（概ね、金額欄記載なし）		
固定資産台帳価額	小学校 16, 931, 210 千円（建物） 中学校 11, 104, 611 千円（建物）		
施設の内容	校舎、屋内運動場、更衣室、作業所		
類似施設の状況	－		

2 監査手続

小学校及び中学校の公立学校施設等の総括表等の関連帳票を閲覧するとともに担当課に質問を行い、施設の視察を実施した。

3 監査の指摘及び意見

(1) 余裕教室の利用について(意見)

平成23年度の公立学校施設等の総括表より、各小学校、中学校の教室の用途別に集計したものが次の表である。

小学校																
学校名	普通	普通教室以外													普通教室以外計／普通教室	
		理科	音楽	図画 工作	家庭	図書 室	コン ピュ ータ	生活	特別 活動	教育 相談	会議 室	少人 数	その 他	普通教室 以外計		
本郷小	12	1	1	1	1	2	1	1	3	1	2	1	4	19	158%	
華陽小	13	1	1	1	1	1	1	1		1	1		5	14	108%	
本荘小	21	1	1	1	1	1	1	1			1	2	1	11	52%	
日野小	15	1	1	1	1	1	1	2	2	1	1	3	0	15	100%	
長良小	18	1	2	1	2	2	1	1	2		2		7	21	117%	
島小	23	1	1	1	1	2	1	3	2	2	1	2	1	18	78%	
三里小	27	2	1	1	1	1	1			1		5	2	15	56%	
鷺山小	19	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3	3	16	84%	
木之本小	11	1	1	1	2	2	1	1	1	1	1	2	2	16	145%	
加納小	15	1	2	1	1	1	1	1	6		2	1	1	18	120%	
加納西小	13	1	1	1	1	3	1	1	1		1	6	4	21	162%	
則武小	16	1	2	1	1	1	1	1	1	1	2	4	2	18	113%	
長森南小	25	1	1	1	1	1	1	2	1	1		2	4	16	64%	
長森北小	12	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	7	19	158%	
常盤小	14	1	1	1	1	1	1	1	3	1		1	0	12	86%	
木田小	6	1	1	1	1	2	1	1		1	1	1	1	12	200%	
岩野田小	13	2	2	1	1	1	1	4	1	1	2	2	10	28	215%	
黒野小	21	1	1	1	1	2	1	2		1		2	5	17	81%	
方県小	6	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	3	13	217%	
茜部小	26	1	1	1	1	2	1	3	1		1	1	0	13	50%	
鷄小	23	1	1	1	1	1	1				1	2	3	12	52%	
七郷小	27	1	1	1	1	1	1			1		2	1	10	37%	
西郷小	21	1	1	1	1	1	1	2		1	2	1	2	14	67%	
市橋小	24	2	1	1	1	1	1				1	3	2	13	54%	
岩小	11	1	1	1	1	1	1	2		2		2	1	13	118%	
鏡島小	22	1	1	1	2	2		2		1		4	5	19	86%	
厚見小	20	2	1	1	1	1	1	2			1	4	11	25	125%	
長良西小	26	2	2	1	1	2	1	2	1	2	1	2	1	18	69%	
早田小	19	1	1	1	1	1	1	2		1		2	3	14	74%	
旦格小	13	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	11	85%	
芥見小	19	1	1	1	1	1	1			1			0	7	37%	
合渡小	14	1	1	1	1	1	1	2		1	1	3	2	15	107%	
三輪南小	20	1	1	1	1	2	1	3		1	1	2	2	16	80%	
三輪北小	7	1	1	1	1	1	1						0	6	86%	
網代小	7	1	1	1	1	1	1		1		1		2	10	143%	
城西小	18	1	1	1	1	2	1	1				4	2	14	78%	
藍川小	14	1	1	1	1	2	1	3		1	1	4	6	22	157%	
長良東小	22	1	1	1	1	1	1						1	7	32%	
長森西小	17	1	1	1	1	2	1	1		1	1	1	0	11	65%	
芥見東小	21	2	1	1	1	1	1	2	7	2		1	2	21	100%	
長森東小	15	1	1	1	1	1	1	1		1		1	4	13	87%	
柳津小	26	2	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2	4	20	77%	
岐阜小	15	1	1	1	1	1	1		1	1			0	8	53%	
明德小(廃校)																
徹明小	6	2	2	1	1	2	1	1	3	1	1	1	7	23	383%	
白山小	8	1	1	1	1	1	1	2		1	1	4	0	14	175%	
梅林小	12	2	2	1	1	2	1	1	1	2	1	2	7	23	192%	
合計	773	55	54	46	49	64	45	60	43	39	36	89	131	711	92%	

中学校

学校名	普通	普通教室以外															普通教室以外計	普通教室以外/普通教室
		理科	音楽	美術	技術	家庭	コンピュータ	図書室	視聴覚	少人数	特別活動	教育相談	多目的	会議室	倉庫	その他		
伊奈波中(廃校)																		
明郷中(現清流中)	8	2	1	1	2	2	1	2		4	1	3				4	23	288%
本庄中	16	3	2	2	2	2	1	1	1	2	4	3		1	9	6	39	244%
梅林中	15	3	2	2	4	1	1	1		2	1	1			4	3	25	167%
加納中	13	2	1	2	2	2	1	1		4	4	3				8	30	231%
長森中	23	3	2	2	2	2	1	1		5	1	3		1	1	2	26	113%
長良中	13	2	2	2	2	2	1	1	1	5	2	1	4	1	2	2	30	231%
島中	24	3	2	2	2	2	1	1		3	2	2		1		3	24	100%
岩野田中	14	2	2	1	2	2	1	1	1	1	4	2		1		2	22	157%
精華中	24	2	1	1	2	2	1	1	1	2	2	1		3		2	21	88%
藍川中	12	2	3	2	2	2	2	2		3	2				2	2	24	200%
三輪中	13	2	1	1	2	2	1	1	1	2	2	4	2			1	22	169%
岐北中	24	3	2	2	2	2	1	2		3	1	2		1		3	24	100%
厚見中	10	2	2	1	2	2	2	1	1	1	2	1		2		4	23	230%
青山中	14	2	2	2	2	2	1	1		4	1	2		1	1	1	22	157%
陽南中	19	3	2	2	2	2	1	1			4	1	2	1	1	9	31	163%
藍川東中	11	2	2	1	2	2	1	2	1		3	2		1	1	5	25	227%
岐阜西中	18	2	2	1	2	2	1	1				2				0	13	72%
藍川北中	7	2	1	1	2	2	1	2		2	1	1	2	2		4	23	329%
長森南中	14	2	1	1	2	2	1	1		2	4	1	3			2	22	157%
東長良中	18	2	2	1	2	2	1	2	1	2	1	3	3	2		1	25	139%
境川中	26	2	2	2	2	2	2	1		3	1	3		2	1	4	27	104%
合計	336	48	37	32	44	41	24	27	8	50	43	41	16	20	22	192	645	192%

注 この表は一部教室等を大きさにより 0.5 でカウントする等、監査人が独自にカウントしているため、市が把握している教室数とは必ずしも一致しない。

(余裕教室の利用例)



倉庫として利用



図書室として利用



公民館の分室として使用されている校舎



展示スペースとして利用

この表の普通教室以外の普通教室に対する比率を見ると、200%を超過している学校が複数あるなど、かなり高い比率となっている学校がある。これは、人口増加時には学校を分離、新設してきたこと、さらにその後の少子化により児童、生徒数が減少したことにより、それまで使用していた普通教室を普通教室として使用する必要がなくなり、特別教室や少人数教室として使用されているためである。

実際に、この比率が高い徹明小学校、方県小学校、岩野田小学校、加納中学校、本荘中学校を視察し、普通教室以外の利用状況を確認したところ、取り壊しが決まっている校舎の教室を除き、全く使用されていない教室は見受けられなかった。

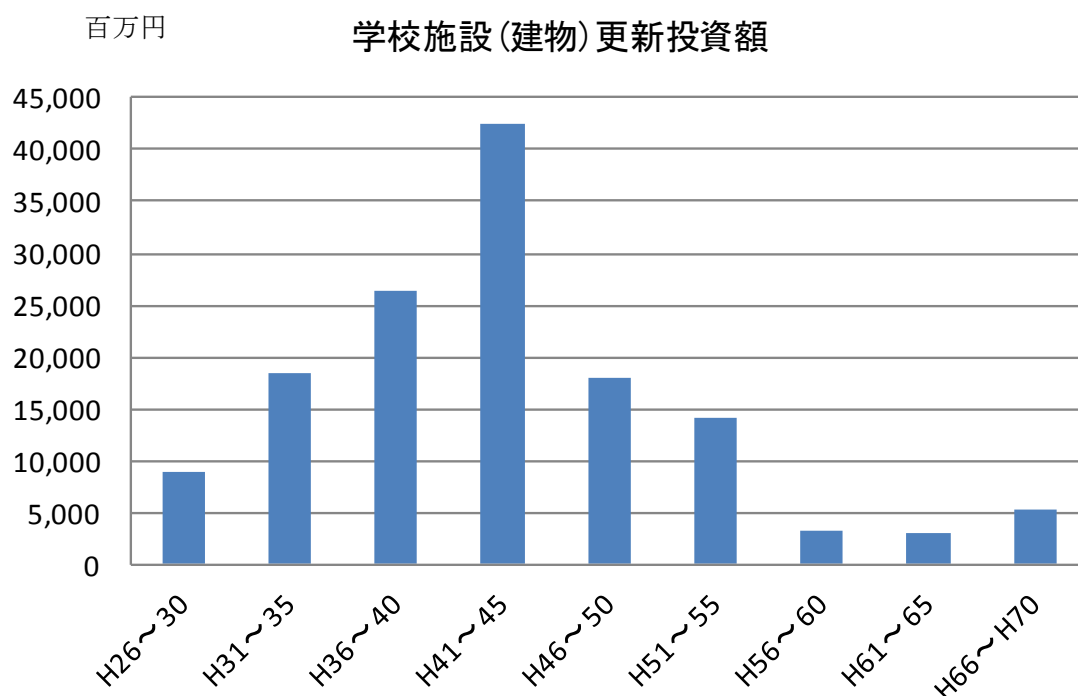
児童生徒の減少により生まれた余裕教室を、習熟度別の教育や特別活動のために使用することは教育の充実にとって有用なものであると考えられる。しかしながら、平成20年度に金華小と京町小とが統合され新設された岐阜小学校は、児童数に合わせた必要な教室を設けていると考えられるが、普通教室以外の普通教室に対する比率は53%と低いことからすると、学校の中には学校で使用する必要のない余裕教室がある学校も存在すると考えられる。

学校で使用されない余裕教室があるのであれば、学校以外の目的のために使用することが、公有財産等の有効活用の観点から適切である。文部科学省も、「学校用地取得費補助金に係る財産処分の承認等について（通知）」（20文科施第121号 平成20年6月18日発出）を発出し、学校施設の転用手続の弾力化・簡素化を図り、学校施設の有効活用を促進している。

岐阜市においては、視察した徹明小学校や岩野田小学校の空き教室が、公民館の分室として利用されていたことや、留守家庭児童会としての利用等、学校以外への利用は行われてきているが、余裕教室の数を考えるとより一層の学校

以外への利用を図ること、特に現状では教育委員会の所管の範囲内の利用に限られているが、その他の市の業務にも利用されることにより、学校施設の有効活用を図られたい。

(2) 更新投資計画について（指摘）



学校施設（建物）の更新投資シミュレーションの結果では、このグラフの通り平成41年から平成45年にかけて更新投資のピークとなる。この5年間の平均にしても、年間80億円超の更新投資が学校施設のみで必要となることになるが、毎年度、この金額を学校施設の更新に関する計画を策定し、短期間に更新投資が集中することを防止することが必要である。その場合、ピークと考えられる年度の前後についても、必要とされる更新投資の額が多額であり、慎重に更新投資計画の策定をされたい。

また学校施設の更新投資には多額の資金を要するため、全市的な更新投資計画に含めて、検討すべきである。

第6 教育研究所

1 施設の概要

公の施設の名称	岐阜市教育研究所（旧芥見南小学校）
目的	岐阜市は平成8年度に地方自治法第252条の22第1項に定める中核市の指定を受けた。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第59条において、県費負担の教職員研修については、中核市の教育委員会が行うこととされているため、中核市の指定を受けたことにより、初任者研修、10年経験者研修等の研修を岐阜市教育委員会にて実施する必要が生じることとなった。 教育研究所は上記教職員研修を行うために設置された施設である。
所在地	岐阜市芥見南山3-10-1
所管部署	教育委員会事務局学校指導課
開館（竣工）年月	平成12年（昭和54年）
延床面積	7,073.16 m ²
公有財産台帳価額	－（記載なし）
固定資産台帳価額	172,927 千円
施設の内容	南舎（鉄筋コンクリート造4階建 床面積2126.04 m²） 中舎（鉄筋コンクリート造4階建 床面積2645.35 m²） 北舎（鉄筋コンクリート造3階建 床面積1318.80 m²） 体育館（鉄筋コンクリート造2階建 床面積982.97 m²）
類似施設の状況	－



（教育研究所）

(1) 利用状況

平成 23 年度における教育研究所で利用している部屋別の利用率は下表の通りである。

教室名			使用回数	稼働率
中 舎	3－1	午前	69	19%
		午後	124	34%
	3－2	午前	64	18%
		午後	114	31%
	3－3	午前	68	19%
		午後	122	33%
	3 大	午前	88	24%
		午後	163	45%
	4－1	午前	54	15%
		午後	94	26%
	4－2	午前	58	16%
		午後	88	24%
	4－3	午前	53	15%
		午後	88	24%
	4 大	午前	79	22%
		午後	131	36%
南 舎	南 1－1	午前	37	10%
		午後	59	16%
	南 2－1	午前	26	7%
		午後	36	10%
	南 2－2(応接)	午前	17	5%
		午後	24	7%
	南 3－1	午前	26	7%
		午後	42	12%
	南 3PC1	午前	92	25%
		午後	101	28%
	南 3PC2	午前	92	25%
		午後	101	28%
	南コンピューター室	午前	31	8%
		午後	35	10%
	南 4 研修室	午前	18	5%

		午後	20	5%
体育館		午前	16	4%
		午後	15	4%

※教育研究所は土日祝日を休館日としているが、利用率の算定にあたっては、利用回数を 365（日）で除して算定している。

上表に記載のない北舎については、教育研究所の視察時に確認し、埋蔵文化財及び資料を保管するために利用されていることを確認した。また中舎 1 階 2 階についても、埋蔵文化財の作業室等として利用されていることを確かめた。このほか、教育研究所では、岐阜市立学校の教育情報ネットワークを管理・運営していることから、南舎 4 階の 1 室に同ネットワークのセンターサーバー機器を設置している。

2 監査手続

関連する条例、規則及び関係帳票の閲覧を行い、担当課に対して質問を実施し、教育研究所の視察を行った。

3 監査の意見

現在、旧芥見南小学校校舎を、教育研究所として利用している。そのため、教育研究所開設に伴って発生した建築費用はなく、廃校の有効活用を行っている。

公有財産等にかかるコストの削減という観点から見ると、このような利用目的がなくなった施設等を、他の有益な目的のために使用することは望ましいものであり、資産の有効活用及び公有財産等にかかるコストの削減の観点からも適切な対応といえる。

ただし、以下の 2 点について配慮する必要があると考える。

① 教育研究所に関するコストの把握について(意見)

教育研究所を維持更新することが、そもそも適切であるかどうかを判断するためには、施設の維持コスト全体を把握する必要がある。

場合によっては、他の貸室業務を行っている施設を借りる形で研修を行った場合の方が、経費が少なくなる場合も考えられるが、維持コスト全体を把握していなければ、今後、施設を維持するか否かの判断を行うことも出来ないからである。この点、現状では、教育研究所自体にかかったコストのみを把握したものはなく、教育研究所を維持することによるコストが把握できるように、管理資料を整備することが適切と考える。

長期的には、現在の施設が更新時期を迎えたときに更新投資を行うのか、それとも他の施設で代替するのかの判断を行う必要があるが、現在の管理資料では適切に更新に関する意思決定を行えないことが考えられる。現在の状況は、施設自体は有効活用しているといえるが、その発生するコストを把握し、その有効性を継続的に検証する必要があると考える。

② 教育研究所の利用状況の向上について（意見）

教育研究所を含む旧芥見南小学校は、南舎、中舎、北舎、体育館、運動場により構成されており、主に南舎、中舎 3 階 4 階を教育研究所が利用し、中舎 1 階 2 階、北舎を埋蔵文化財の保管場所として利用している。また、中舎 2 階の一部の部屋を不登校児のための適応指導教室として利用している。体育館については、夜間、地域住民に開放しており、剣道等のクラブが利用している。運動場については、一部駐車場として利用している。

教育研究所の利用状況については、(1)の表の通りであるが、全体として利用率は高くはない状況となっている。特に体育館の利用率は 4%であり、南舎についても全体として 10%程度の利用率となっている。

コストをかけて耐震対策を行っていることも考慮すれば、上記の内容について、利用率が向上するような対応が必要なものと考えられる。

現在の有効活用を更に進め、教育研究所のみで利用するのではなく、児童館や公民館等、他の施設との併設とすることにより、公有財産等の有効活用を最大限に図ることが望ましいものとする。

第 7 公民館

1 施設の概要

公の施設の名称	公民館
目的	市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする（社会教育法第 20 条）。
所在地	下表参照
所管部署	教育委員会事務局社会教育課
改築年度	下表参照
延床面積	下表参照

公有財産台帳価額	－（一部のみ記載）
固定資産台帳価額	2,354,126 千円
施設の内容	下表参照
類似施設の状況	コミュニティセンター

(1) 各公民館の概要

公民館	所在地	改築年度	延床面積 (㎡)	構造
金華	大工町 1 番地	平成 6 年度	635.84	鉄筋 3 階建
京町	京町 3 丁目 19 番地	平成 23 年度	389.67	鉄筋 2 階建
明德	明德町 11 番地	昭和 53 年度	832.54	鉄筋 3 階建
徹明	金宝町 4 丁目 1 番地	昭和 52 年度	697.67	鉄筋一部鉄骨 2 階建
白山	白山町 2 丁目 1 番地	昭和 63 年度	343.18	鉄筋 2 階建
梅林	金竜町 6 丁目 6 番地	昭和 54 年度	351.83	鉄筋 2 階建
本郷	本郷町 3 丁目 1 番地	平成 3 年度	432.55	鉄筋 2 階建
華陽	華陽 5 番 11 号	平成 2 年度	365.10	鉄筋 4 階建
本荘	此花町 6 丁目 29 番地	平成 4 年度	527.96	鉄筋 3 階建
日野	日野西 4 丁目 2 番 6 号	昭和 54 年度	460.35	鉄筋 2 階建
長良	長良 259 番地	昭和 55 年度	672.68	鉄骨一部鉄筋平屋建
島	北島 7 丁目 6 番 12 号	昭和 56 年度	378.78	鉄筋 3 階建
三里	六条北 2 丁目 5 番 2 号	昭和 50 年度	563.17	鉄筋 3 階建
鷺山	鷺山北町 9 番 12 号	昭和 53 年度	351.83	鉄筋 2 階建
木之本	木ノ本町 1 丁目 18 番地	昭和 56 年度	353.61	鉄筋 2 階建
加納東	加納西丸町 1 丁目 73 番地 2	昭和 55 年度	333.98	鉄筋 3 階建
加納西	加納高柳町 1 丁目 1 番地	平成 9 年度	440.42	鉄筋 2 階建
則武	則武 209 番地 2	昭和 54 年度	411.89	鉄筋 3 階建
長森南	切通 5 丁目 3 番 14 号	昭和 59 年度	350.91	鉄筋 2 階建
長森北	野一色 4 丁目 11 番 3 号	昭和 52 年度	349.13	鉄筋 2 階建
常磐	上土居 838 番地	昭和 57 年度	439.33	鉄筋 2 階建
木田	木田 479 番地 5	昭和 55 年度	432.73	鉄筋 2 階建
岩野田	栗野西 2 丁目 33 番地	昭和 58 年度	353.61	鉄筋 2 階建
黒野	下鵜飼 1564 番地 3	昭和 56 年度	338.28	鉄筋 2 階建
方県	安食 443 番地 2	昭和 58 年度	432.73	鉄筋 2 階建
茜部	茜部新所 4 丁目 126 番地 2	平成 13 年度	507.88	鉄筋 2 階建
鶉	中鶉 7 丁目 11 番地	昭和 58 年度	351.52	鉄筋 2 階建
七郷	西改田字川向 3 番地	平成 22 年度	513.03	鉄筋平屋建

西郷	中西郷 4 丁目 236 番地	昭和 56 年度	432.73	鉄筋 2 階建
市橋	市橋 4 丁目 10 番 10 号	昭和 54 年度	512.17	鉄筋 2 階建
岩	岩滝西 1 丁目 612 番地	昭和 59 年度	353.61	鉄筋 2 階建
鏡島	鏡島西 2 丁目 2 番 47 号	昭和 57 年度	436.57	鉄筋 2 階建
厚見	上川手 198 番地 5	平成 3 年度	488.54	鉄筋 2 階建
長良西	万代町 2 丁目 5 番地 1	昭和 53 年度	806.00	鉄筋 2 階建
早田	学園町 2 丁目 35 番地	昭和 59 年度	353.61	鉄筋 2 階建
日置江	日置江 1859 番地 1	昭和 57 年度	449.05	鉄筋 3 階建
芥見	芥見 2 丁目 98 番地	昭和 50 年度	854.94	鉄筋 2 階建
合渡	寺田 3 丁目 11 番地 1	昭和 62 年度	347.89	鉄筋 2 階建
三輪南	太郎丸 1034 番地	昭和 61 年度	353.61	鉄筋 2 階建
三輪北	北野東 356 番地	昭和 58 年度	353.61	鉄筋 2 階建
網代	秋沢 2 丁目 297 番地	平成 15 年度	346.59	鉄筋平屋建
城西	萱場東町 1 丁目 1 番地	平成元年度	347.89	鉄筋 2 階建
藍川	加野 3 丁目 3 番 1 号	平成元年度	347.89	鉄筋 2 階建
長良東	長良宮路町 3 丁目 5 番地 1	昭和 52 年度	349.13	鉄筋 2 階建
長森西	北一色 5 丁目 5 番 1 号	昭和 56 年度	379.10	鉄筋 2 階建
芥見東	大洞桜台 1 丁目 26 番地 2	昭和 52 年度	349.13	鉄筋 2 階建
岩野田北	栗野東 2 丁目 33 番地 3	昭和 56 年度	353.61	鉄筋 2 階建
芥見南	芥見南山 3 丁目 12 番 1 号	昭和 57 年度	353.61	鉄筋 2 階建
長森東	水海道 2 丁目 10 番 1 号	昭和 58 年度	353.61	鉄筋 2 階建
柳津	柳津町宮東 1 丁目 1 番地	昭和 45 年度(北館)	640.56	鉄筋平屋建
		昭和 55 年度(南館)	1,855.53	鉄筋 2 階建

※鶯公民館については、H24.4.1 現在、改築中であるため取り壊されています。

公民館は、岐阜市内に 50 か所設置されている。公民館の設置については、「公民館の設置及び運営に関する基準」（平成 15 年 6 月 6 日文部科学省告示第 112 号）第 2 条により、「人口密度、地形、交通条件、日常生活圏、社会教育団体の活動状況等を勘案して、当該市町村の区域内において、公民館の事業の主たる対象となる区域を定めるものとする。」とされている。

2 監査手続

公民館に関連する条例、規則及び関係帳票の閲覧を行い、担当課に対して質問を実施し、複数の公民館の視察を行った。

監査手続を実施したところ、以下の状況であった。

(1) 利用状況

平成 23 年度における各公民館における研修室（ホール）（以下「ホール」という。）、実習室（和室）等の利用率、利用者数は下表の通りである。

公民館	ホール 利用率(%)	実習室 (和室) 利用率(%)	会議室等 利用率(%)	利用者数(人)
金華	52	20	46	24,263
京町	44	43	—	12,179
明德	44	56	—	16,758
徹明	71	29	10	34,023
白山	47	16	—	19,106
梅林	46	45	—	22,093
本郷	43	16	35	17,120
華陽	87	59	—	14,644
本荘	56	29	30	39,268
日野	31	27	6	12,095
長良	73	41	43	43,691
島	41	30	—	15,954
三里	52	33	32	28,609
鷺山	49	28	—	17,642
木之本	62	30	—	16,130
加納東	59	33	—	19,177
加納西	62	45	37	23,183
則武	48	12	—	24,269
長森南	42	30	—	16,852
長森北	59	32	—	16,812
常磐	48	16	—	14,459
木田	27	9	17	6,982
岩野田	25	16	—	8,677
黒野	59	30	25	27,910
方県	20	8	5	8,354
茜部	59	7	56	24,696
鶉	44	18	—	10,547
七郷	51	37	36	22,153
西郷	29	26	23	12,404
市橋	44	44	56	28,046

岩	38	41	—	15,264
鏡島	38	17	35	26,731
厚見	61	11	45	27,115
長良西	69	55	57	39,483
早田	62	38	—	23,796
日置江	42	14	10	12,345
芥見	43	17	21	14,880
合渡	56	32	—	16,921
三輪南	40	38	—	13,440
三輪北	42	21	—	8,622
網代	22	4	—	5,603
城西	47	46	—	12,652
藍川	52	34	—	17,597
長良東	51	37	—	19,033
長森西	48	24	—	20,484
芥見東	41	23	—	14,064
岩野田北	71	53	—	30,449
芥見南	34	25	—	10,822
長森東	46	35	—	15,090
柳津	45	8	10	35,273
平均	48	29	22	19,954

※会議室等については、該当する公民館について掲載(平均は該当公民館のみで計算)しています。

※黒野・柳津については、会議室が複数あるため、平均の利用率を掲載しています。

(2) 利用率の低い公民館について

特に利用率が低い公民館は次の通りである。

(ホールの利用率が 30%未満)

方県公民館 20%、網代公民館 22%、岩野田公民館 25%、木田公民館 27%、西郷公民館 29%の 5 公民館

(利用者数が 10,000 人未満)

網代公民館 5,603 人、木田公民館 6,982 人、方県公民館 8,354 人、三輪北公民館 8,622 人、岩野田公民館 8,677 人の 5 公民館。

ホール利用率 30%未満、かつ利用者数 10,000 人未満の公民館について、利用率が低い理由を確かめるため、視察等により現状を把握した。

① 方県公民館（ホール利用率 20% 全体利用者数 8,354 人）



方県公民館

方県公民館は、岐阜市のほぼ北西部の端に位置する人口の少ない地区にあるとともに、小学校及び自治公民館等の施設を各種団体が多く利用しているため、公民館の利用状況が低い状況となっている。

② 網代公民館（ホール利用率 22% 全体利用者数 5,603 人）



網代公民館

網代公民館も、岐阜市の北西部の端に位置する人口の少ない地区にあるとともに、小学校及び自治公民館等の施設を各種団体が多く利用しているため、公民館の利用が低い状況となっている。

③ 岩野田公民館（ホール利用率 25% 全体利用者数 8,677 人）



岩野田公民館ホームページより

岩野田公民館は、岩野田地区北部に位置しており、同地区の南部の住民は北部コミュニティセンターを利用しやすい環境にあることから、岩野田公民館の利用が低い状況となっている。

④ 木田公民館（ホール利用率 27% 全体利用者数 6,982 人）



木田公民館ホームページより

木田公民館は、木田地区の人口が少ないことと、西部コミュニティセンター、小学校及び自治公民館等の施設を各種団体が多く利用するため、公民館の利用が低い状況となっている。

(3) 収支状況について

① コスト把握について

減価償却費等を含んだ総コストについて、公民館ごとに把握している資料はない。ただし、平成23年度における、公民館全体での減価償却費を除くコストについては市で把握しており、下表の通りとなっている。

支出		金額（千円）
人件費	報酬	85,063
	給料	13,929
	職員手当等	8,514
	共済費	6,665
	賃金	625
需用費	消耗品費	3,388
	燃料費	20,234
	印刷製本費	316
	光熱水費	17,885
	修繕料	14,139
役務費	通信運搬費	7,573
	手数料	617
委託料		37,685
使用料及び賃借料		4,187
備品購入費		3,316
報償費		2,495
旅費		28
公課費		8
工事請負費※1		134,583
負担金補助及び交付金※2		5,092
計		366,342

※1 公民館の更新にあたって生じたコスト

※2 主に自治公民館の修繕に対する補助金

② 収入について

1) 使用料

公民館（柳津公民館を除く）には、概して、ホール、実習室（和室等）が備えられている。なお、一般的な使用料金は下表の通りである。

ホール			実習室(和室等)		
午前	午後	夜間	午前	午後	夜間
800 円	1,000 円	1,300 円	600 円	800 円	1,000 円

2) 使用料の減免

公民館の目的である、住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与するものと認められる場合、使用料を減免できるとの規定がある。

具体的には「岐阜市公民館条例」第 9 条において、次のような場合とされている。

ア) 教育委員会と共同主催に係る講習会、研究会等に使用する場合

イ) 社会教育関係団体、小学校及び中学校又は公共的な団体で教育委員会が適当と認めたものがその目的のために使用する場合

ウ) その他教育委員会が必要と認めた場合

3) 平成 23 年度使用料収入

収入	金額（千円）
使用料及び手数料	2,851

平成 23 年度における全公民館の年間利用者数は 979,870 人であり、この内、有料使用者数（クラブ・サークル、自治会等の使用料免除の対象となった利用者以外の利用者）は 43,678 人となっている。有料使用者の全体に占める割合は 4.46%となっている。これに伴い、年間収入は 2,851 千円となっており、1 公民館あたり年 57 千円となっている。

3 監査の指摘及び意見

(1) 各公民館のコストの把握について（指摘）

岐阜市では、2 (3) ①コスト把握について に記載したように、公民館全体の支出については把握しているが、公民館ごとの支出については把握されていない。現在の岐阜市の財政状況において、公民館にも運営の合理化が求められているが、公民館ごとの状況が判らなければ、運営の適否や改善した効果も把握できないことになる。

また、公民館運営のコストは年度ごとの支出だけではなく、過年度に支出した固定資産も公民館運営に貢献しているものであり、固定資産利用のコストである減価償却費やその他の関連する経費、公民館運営の利用料収入を含めて把

握することが適切である。

厳しい財政状況のなかで、公民館の更新を検討するにあたり、現在、存在するものを全てそのまま作り直すことは困難となることが想定される。その場合、費用対効果が高い公民館から優先的に更新することが適切である。そのためには、公民館ごとの費用及び効果を測定するため、公民館の利用状況のみならず公民館運営のコストも把握する必要がある。その場合は、設備投資に係る費用である減価償却費やその他の関連経費を含めた総コストで把握することが必要である。

したがって、公民館ごとの支出のみならず、減価償却等を含めた総コストを把握することが必要である。

また、現在、公民館の収支状況や利用状況について情報公開がされていない。今後の公民館のあり方や、整理統合等に関する問題を、市民が判断するためにも、各公民館の収支状況等について開示していくことが必要である。

(2) 使用料収入について

① 受益者負担のあり方について（意見）

現在、岐阜市の公民館（柳津公民館を除く）においては公民館登録団体として登録されたクラブ・サークル等の使用料を全額免除とする措置がとられている。

公の施設の使用料の算定については、平成 21 年 10 月に岐阜市財政部行財政改革課により作成された「公の施設の使用料算定基準～受益者負担のあり方～」（以下「使用料算定基準」という。）に次のように定められている。

「使用料が施設の維持管理等に要する費用を下回る場合、不足分は公費（税金）で賄うため、施設を利用されない方にも費用の負担を課すこととなり、市民全体の負担となる。施設を利用される方と利用されない方との負担の公平化を図るため、受益者負担を原則として使用料を算定する。」

そして、「使用料算定基準」によると、受益者負担の割合を算定するにあたっては、施設の必需性及び市場性の二つの指標によって判断することとされる。

公民館では、公民館のホール等の貸室を市民等が利用するにあたって、使用料を徴収することとしている。この点、公民館の貸室は市民が日常生活を営む上で必要となる生活水準を確保するために利用するというよりは、日常生活をより便利で快適なものにするため、個人の価値観に応じて、選択的に利用されているものといえる。

また、貸室という視点では、特定の地区においては、民間による提供が困難

な施設ではなく、民間による提供が期待できる施設といえることから必需性は高くなく、市場性は高いものであるため、「使用料算定基準」でもって算定した場合、利用者の負担割合を 70%以上と設定することが可能な公民館もあると考えられる。

このことから公民館登録団体として登録されたクラブ・サークルの活動であることをもって、全額免除することは、「使用料算定基準」の原則的な扱いに沿わない可能性がある。

また、「岐阜市公民館条例」の住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与するものと認められる場合、使用料を減免できるとの定めは、使用料を減免することにより住民の教養の向上等に資する活動が促進されることが前提となっていると考えられる。しかしながら、公民館登録団体は 10 名以上という定めがあることから、公民館利用者の 1 人当たりの 1 回の使用料は最大で 130 円と少額であること、公民館と同様の目的で使用されているコミュニティセンターの使用料は減免されていないが利用率は公民館よりも高いことから、使用料を減免することによって公民館の利用率が大きく向上しているとは考えにくい。

使用料を減免する効果があまりないのであれば、受益者負担の原則の例外とする必要がないと考えられるため、使用料の免除のあり方について検討することが必要であると考ええる。

② 柳津公民館の使用料及び減免規定について(指摘)

柳津公民館については、公民館の使用料について他の 49 公民館とは別の取り扱いがなされている。

柳津公民館は、岐阜市南部の旧柳津町に設置されている公民館であり、平成 18 年 1 月 1 日に岐阜市と柳津町が合併したことにより、岐阜市の公民館に編入された公民館である。岐阜市の基準で建設された 2 室、3 室で構成された他の公民館と異なり、かなり規模が大きいことが特徴である。

柳津公民館については、このような経緯から、他の公民館とは異なる、下表のような料金設定がなされている。

単位:円

部屋名		利用料金(1時間につき)		4 時間利用した時	
		午前午後	夜間	午前午後	夜間
1	第 1 会議室	1,060	1,590	4,240	6,360
2	第 2 会議室	710	1,060	2,840	4,240
3	第 3 会議室	710	1,060	2,840	4,240

4	第2研修室	360	530	1,440	2,120
5	第3研修室	710	1,060	2,840	4,240
6	第1学習室	360	530	1,440	2,120
7	第2学習室	360	530	1,440	2,120
8	第3学習室	360	530	1,440	2,120
9	視聴覚室	1,060	1,590	4,240	6,360
10	大会議室	1,330	1,980	5,320	7,920
11	第4学習室	210	300	840	1,200
12	第6研修室	210	300	840	1,200
13	調理室	210	300	840	1,200
14	第4研修室	210	300	840	1,200
15	第5研修室	210	300	840	1,200
16	実習室	210	300	840	1,200

最も利用されている大会議室については、午前（9 時～13 時）及び午後（13 時～17 時）1 時間 1,330 円、夜間（17 時～21 時）1 時間 1,980 円と設定されており、4 時間利用した場合の使用料は、午前及び午後は 5,320 円、夜間は 7,920 円となる。

また、柳津公民館では、公民館によって認可されたクラブ・サークルであったとしても、他の公民館とは異なり、全額免除という措置はとられておらず、半額減免の措置がとられている（「旧柳津町中央公民館等使用料減免に関する規定」第3条に準じている）。

例えば、柳津公民館にて午後（13 時～17 時）に 4 時間ホールを利用した場合、5,320 円の使用料の半額 2,660 円が減免され、残りの 2,660 円を利用した市民が負担している。これに対し、他の 49 公民館において午後にホールを利用した場合、1,000 円の使用料の全額が減免され、利用した市民の負担はない取り扱いとなっている。

このため、公民館は原則として立地する地区の市民が利用することを前提しており、同じ市民であるにもかかわらず、居住する地区により公民館の使用料の負担が異なっていることになり、市民間での公平性が害されているといえる。

このように柳津公民館が、他の公民館と別扱いとなっているのは、岐阜市との合併協定において、「使用料について、原則として現行通りとする。」との規定があるためである。しかし、同じ合併協定において、「同一又は類似する施設の使用料は、施設の規模、実態等を考慮し、適切に調整を図るものとする。」とも記載されている。

岐阜市と柳津町は平成 18 年 1 月 1 日に合併しており、平成 23 年度末現在で

既に 6 年が経過しているにも関わらず、同じ公民館の利用にあたって、市民間で大幅な負担の差が生じていることは適切なものとは思われない。

よって、使用料及び減免の取り扱いについて適切に調整することが必要となるものと考えられる。

③ 使用料の減免について（指摘）

使用料の減免を希望する場合、「公民館使用料減額免除申請書」（以下「減免申請書」という。）を記入することとされている。

しかし、減免申請書の提出に関して、条例や施行規則等に規定がない状態となっている。また、減免申請書の記載がないにも関わらず、減免措置がとられているものがあつた。

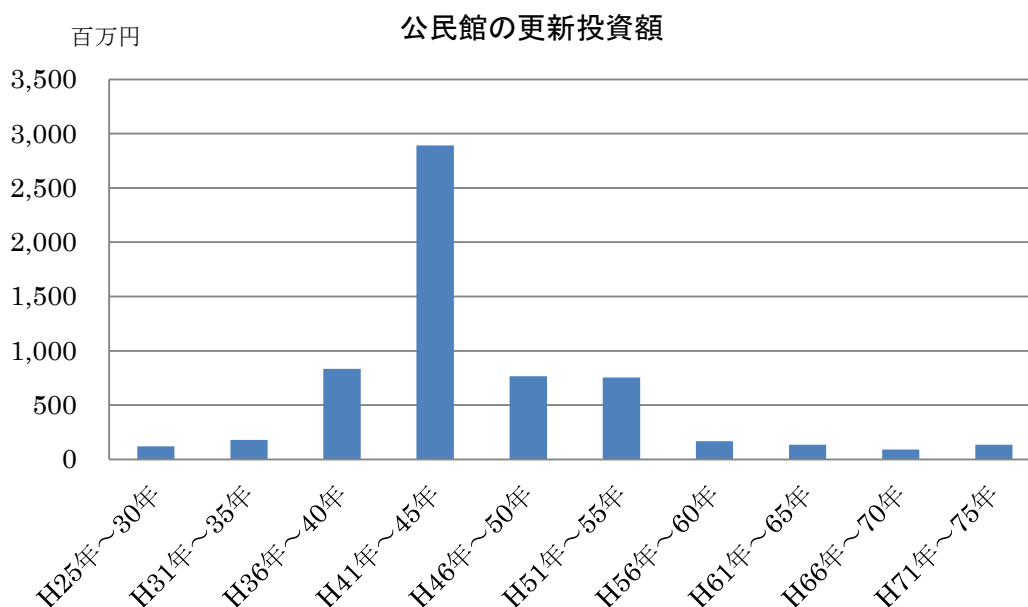
よって、施行規則等に、減免申請に関する規定を盛り込むとともに、減免希望者に対して、必ず減免申請書の記載を行うことの指導が必要である。

(3) 更新について

① 更新計画について（指摘）

公民館について、現在の規模で更新すると仮定すれば更新額の総額は約 62 億円と試算される。また、更新時期と更新額については下表のグラフのように算定された。

（建築着工統計調査(2011 年度) 公務用建物(鉄筋コンクリート)の平均単価 263,816 円／㎡により算定)



昭和 50 年代に設置又は改築され現在も使用されているものが 35 か所あり、そのため更新時期が平成 41 年から平成 45 年の期間に集中することが想定されており、短期間に複数の公民館の更新を行うことは、予算上、困難なものになると考えられる。

このような状況の中で、本来ならば、公民館について具体的な中長期の維持更新計画を策定すべきであるが、現在のところされていないため、適切な更新計画を立てる必要がある。

ただし、所管部署の独自の計画だけでは実効性のないものになるため、岐阜市の全体計画における位置づけを明らかにし、財政的な裏付けのある具体的なものにする必要がある。

② 公民館の規模について（意見）

地区コミュニティの中心的存在である公民館は必要なものと考えられるが、公民館が低利用となった原因となっている下記の 3 つの理由により、必ずしも公民館を現在の規模で更新する必要性はないものと考えられ、改築ではなく、他の既存の公共施設の空き室を利用する等といった対応により、更新投資額の縮減に努めることが必要な処置であると考えられる。

1) コミュニティセンターの存在について

公民館の設置及び運営に関する基準第 6 条 2 項では「対象区域内に類似の施設がある場合、必要な協力及び支援に努めるものとする。」と規定されていることから分かるように、公民館には類似施設の存在が認められており、コミュニティセンターについては、以下の 3 点から上記の公民館の類似施設に該当すると考えられる。

ア) 利用目的

公民館は、住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的として設置されている。これに対し、コミュニティセンターは、地域住民の連帯意識を高め、快適で住みよい地域社会の形成に寄与するため、地域の市民が活動する場として、また、生涯学習を実践する場として設置されている。表現は異なるものの、両者はともに、生涯学習の場として設置されているという点で共通している。

イ) 利用実態

コミュニティセンターの利用者は、健康体操、書道等の各種クラブ・サークル及び自治会等が中心となっており、公民館と変わらない状況となっている。

リ) 事業評価における枠組み

岐阜市の施策においても、公民館とコミュニティセンターの運営は、「生涯学習の推進」という施策に含まれている。

市民は生涯学習の活動の場として、公民館だけではなく、コミュニティセンターも利用しており、受益者である市民にとって、両施設の差に対する意識は低いものとなっている。これについて視点を変えれば、市民に必要なサービスは公民館のみでなく、コミュニティセンターによっても供給されているものと考えられ、市民に提供するサービスに重複が生じている状況は解消することが必要なことである。

コミュニティセンターとの間で、利用にあたっての連携をとることにより、サービスの重複が解消されれば、公民館について現在の規模での運営が必要ではないところも出てくるものと考えられる。

2) 小学校等の施設の存在について

地区住民が生涯学習の場及び自治会等の会合の場として、小学校等の公民館ではない施設を利用している事例も見受けられた。小学校等は公民館の類似施設とまではいえないが、教室等を利用して生涯学習又は会合等に利用できる施設である。よって、公民館の周辺に小学校等、生涯学習や会合のために利用、代替できる施設が存在するならば、公民館は現在の規模で更新する必要はないものと考えられる。

3) 地区人口について

地区人口が少ないことは、概して利用率が低くなることにつながるものである。しかし、地区人口が少ないとしても、人口に見合った規模の施設であれば、低利用率という状況は生じないものと考えられるため、更新にあたっては規模に配慮することや、近隣の公民館との統合も考慮すべき事項と考えられる。

なお、他の公共施設の空き室を利用するとした場合の例としては、廃校となった小学校等の校舎を利用することや、利用率の低いコミュニティセンター等、貸室を業務とする公共施設の空き室を利用するといった方法が考えられる。また、使用中の小学校であったとしても、少子化により空き室が多い校舎については、資産の有効活用が図られていないことは否定しえないことから、当該空き室を利用することも考えられる。

③ 利用率の把握について（意見）

岐阜市では、公民館の利用率について、公民館の貸室を「ホール」、「和室」、「その他」の 3 形態に区分し、それぞれについて実際に使われた回数を、各公民館からの報告により把握し、利用率を算定している。

しかし、「和室」は概して 2 部屋あり、「その他」についても、和室・ホール以外の名前が付された全ての部屋が含まれるため、複数の部屋の場合もある。

現在の集計方法では、区分に含まれるいずれかの部屋が利用されていれば、全ての部屋が利用されているという情報が作成され、部屋の正しい空き状況を把握できない状況となっているため、「ホール」、「和室」、「その他」の 3 区分ではなく、各公民館が保有する部屋ごとの利用率が記載された管理表を作成し、適切に利用率を把握し、これを施設の有効活用や、施設の整備、更新に際しての参考資料とすることが望ましい。

第 8 児童館

1 施設の概要

公の施設の名称	児童館及び児童センター（以下「児童館」という。）
目的	児童厚生施設は、児童遊園、児童館等児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする施設とする（児童福祉法第 40 条）。
所在地	下表参照
所管部署	福祉部福祉事務所子ども家庭課
開館（竣工）年月	下表参照
延床面積	下表参照
公有財産台帳価額	一部のみ記載
固定資産台帳価額	793,328 千円
施設の内容	下表参照
類似施設の状況	－

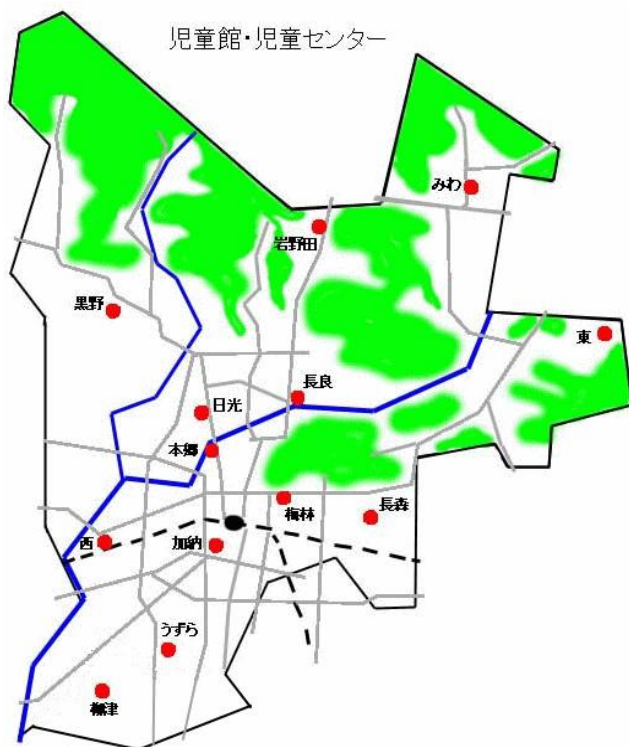
(1) 各児童館の概要

児童館	住所	建築年度	延床面積 (㎡)	構造	建築価格 (千円)
梅林	田端町 1 番地 11	昭和 48 年	514.44	鉄筋コンクリート造 2 階建	106,905
黒野	古市場字西畑 20 番地 1	昭和 51 年	599.78	鉄筋コンクリート造 2 階建	125,910

東	大洞桜台 1 丁目 33 番地 2	昭和 55 年	315.23	鉄骨造 平屋建	60,307
加納	加納高柳町 1 丁目 1 番地	昭和 58 年	348.27	鉄筋コンクリート造 平屋建	90,570
西	鏡島南 2 丁目 8 番 40 号	昭和 59 年	468.22	鉄筋コンクリート造 3 階建の 1 階	113,687
日光	日光町 9 丁目 1 番地 3	昭和 60 年	370.16	鉄筋コンクリート造 2 階建の 1 階	83,990
本郷	青柳町 5 丁目 24 番地 1	昭和 61 年	488.78	鉄骨造 平屋建	110,451
長良	長良 389 番地 2	昭和 63 年	515.5	鉄筋コンクリート造 2 階建	118,542
長森	野一色 4 丁目 11 番 4 号	平成 1 年	448.5	鉄筋コンクリート造 平屋建	101,876
岩野田	栗野東 1 丁目 95 番地	平成 2 年	532.42	鉄筋コンクリート造 2 階建	133,888
みわ	門屋字野崎 95 番地	平成 3 年	674.92	鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造 2 階建	184,622
うずら	中鶉 7 丁目 58 番地	平成 5 年	676.81	鉄筋コンクリート造 2 階建	221,106
柳津	柳津町丸野 1 丁目 34 番地	昭和 61 年	681.55	鉄筋コンクリート造 2 階建の 2 階	180,454

以上、過去の建築価格の合計は 13 か所で 1,632,308 千円となっている。

児童館の分布は、下記の図の通り。



(2) 設置の根拠

【児童福祉法第7条第1項】

この法律で、児童福祉施設とは、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターとする。

【児童福祉法第40条】

児童厚生施設は、児童遊園、児童館等児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする施設とする。

(3) 児童館の業務

児童館は、児童福祉法第40条の目的を果たすため、以下の業務を行うこととされている。

【岐阜市児童館条例施行規則第2条】

児童館は次の事業を行う。

- ① 児童の健全な遊び場の提供
- ② 児童の健全な遊びの指導
- ③ 子育て家庭の支援
- ④ 母親クラブその他地域活動組織の育成及び支援
- ⑤ 地域の児童の健全育成
- ⑥ ①～⑤に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

2 監査手続

児童館に関連する条例、規則及び関係帳票の閲覧を行い、担当課に対して質問を実施し、必要に応じて視察を行った。

監査手続を実施したところ、以下の状況であった。

(1) 各児童館の利用状況について

各児童館の平成 23 年度における利用状況は下表の通りであった。

児童館	児童館利用者(人)					移動児童館 利用者(人)
	乳幼児	保護者等	小学生	中高生	合計	
梅林	5,815	7,194	8,742	1,305	23,056	1,434
黒野	6,438	7,474	12,312	1,439	27,663	1,869
東	2,128	3,054	6,579	364	12,125	1,393
加納	7,747	8,572	11,623	749	28,691	4,115
西	10,704	10,063	7,146	2,380	30,293	2,910
日光	12,416	14,159	8,140	1,058	35,773	2,528
本郷	6,832	7,235	6,355	1,115	21,537	985
長良	10,839	11,435	8,666	904	31,844	3,083
長森	11,179	11,471	6,825	310	29,785	1,214
岩野田	4,439	6,147	9,004	410	20,000	2,502
みわ	6,229	5,762	6,835	2,606	21,432	2,136
うずら	9,481	8,440	12,919	2,406	33,246	1,296
柳津	9,335	8,382	10,192	800	28,709	3,298
合計	103,582	109,388	115,338	15,846	344,154	28,763

上の表より、東児童センターの利用者数が 12,125 人と少ないことが分かる。全 13 か所の平均利用者数が 26,473 人であるのに対し、東児童センターの利用者数はその利用者数の 46%に留まっている。特に乳幼児の利用者数は 2,128 人であり、全 13 か所の平均利用者数 7,968 人の 27%に過ぎない。

このため、東児童センターの状況を確認するため、視察を行った。



東児童センターホームページより

視察を行った結果、東児童センターにおいて、利用者数が少ない理由として、次の事項が考えられる。

① 芥見東地区について

芥見東地区は県下最大の大洞緑団地を抱える地域である。ただし、当該団地が造成されたのは 1970 年代であり、造成から約 40 年が経過している。そのため、高齢化が進み、子どもが少ないことから利用者が伸びない状況となっているものと考えられる。

② 非稼働時間について

東児童センターでは、第 2 火曜日 10 時半～11 時、毎週水曜日 10 時半～11 時半、毎週木曜日 10 時半～11 時、毎週金曜日 10 時半～11 時に幼児クラブを実施している。小学生の利用が多くなる 15 時以降及び土日以外の時間で見ると、第 1 第 3 第 4 火曜日の午前中、及び平日 12 時から 15 時までの全ての時間が空いている状況となっている。

児童館ではこの空き時間等を利用して、児童と子育て家庭に対する相談・援助、地域組織活動の育成等を行う他、地域の施設で移動児童館を実施している。

東児童センターの移動児童館の開催数は年間 25 回であり、全 13 か所の児童館の開催数の合計が 509 回であり、1 児童館あたり平均 39 回開催されていることと比較すると、開催数が少ないといえる。

このように、東児童センターでは幼児クラブや移動児童館のために利用している時間が少ないため、利用者数が少ない状況となっているものと考えられる。

(2) 収支状況について

減価償却費等を含めた総コストについて児童館ごとに把握している管理資料はないが、公の施設の「使用料算定基準」に基づいて作成される、公の施設コスト（原価）積算票を利用し、総コストを把握することは可能である。

過去３年間及び平均の総コストは下表の通りである。

単位：千円

児童館	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平均
梅林	17,573	27,052	17,892	20,839
黒野	18,209	19,045	18,658	18,638
東	16,477	16,361	16,993	16,610
加納	16,250	18,362	17,812	17,475
西	17,425	17,376	18,427	17,743
日光	26,402	15,360	16,409	19,390
本郷	17,699	17,498	22,265	19,154
長良	17,924	17,648	19,036	18,203
長森	16,767	16,994	16,802	16,854
岩野田	17,497	17,785	18,458	17,913
みわ	21,130	21,176	23,846	22,051
うずら	21,237	21,227	22,739	21,734
柳津	22,254	21,775	31,533	25,187

3 監査の指摘及び意見

(1) 利用効率の改善について

① 幼児クラブについて（意見）

児童館は、平日 15 時までの時間帯では主に幼児クラブ等により利用されており、15 時以降は主に小学生及び中高生が利用している。

幼児クラブは、児童館が主催し、遊びを提供する場であるとともに、同じ年代の乳幼児及び保護者が集い、情報交換をする場でもあり、子育て支援のために開催されている。幼児クラブは、登録制のものが中心であるが、自由参加型のものもある。

各児童館において平成 24 年 12 月時点での幼児クラブは下表の予定で行われている。

児童館	月合計 開催数	月		火		水		木		金	
		朝	昼	朝	昼	朝	昼	朝	昼	朝	昼
梅林	15	休	休	4		4		3		4	
黒野	10	休	休			2		4		4	

東	13	休	休	1		4		4		4	
加納	13	休	休	3		4		4		2	
西	8	休	休	2		4				2	
日光	18	休	休	4		4		2		4	4
本郷	12	休	休			4		4		4	
長良	13	休	休	4		2		4		2	1
長森	11	休	休			2	1	4		4	
岩野田	13	休	休	1		4		4		4	
みわ	16	休	休	4		4		4		4	
うずら	34	休	休	4	4	4	2	8	4	4	4
柳津	15	1		4		4		4		2	

※1 朝は9時～12時、昼は12時～15時を表す。

※2 15時以降及び土日については、主に小学生・中高生が来館するため表記しない。

※3 表中の数字は、月あたり幼児クラブ等開催数であり、空欄は幼児クラブ等の予定がない時間である。

※4 表中、休とあるのは休館日を表す。

上表から分かるように、小学生・中高生が来館する15時以降及び土日を除く時間帯のうち、約50%の予定が空いている状況となっている。

幼児クラブの要望を正確にとらえ、要望がある場合は開催回数を増加するなど、利用効率を改善することが望ましいと考える。

② 他の公共施設の利用について（意見）

児童館については、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」第37条第2号にて、「児童館等屋内の児童厚生施設には、集会室、遊戯室、図書室及び便所を設けること。」とされている。また、「児童館の設置運営について」（平成2年8月7日厚生省発児第123号厚生事務次官通知）において、建物の広さは原則として、217.6㎡以上とすることが求められている。ただし、相談室、創作活動室等を設けない場合には185.12㎡以上として差し支えないとされている。また、児童館の機能に加えて、児童の体力増進に関する指導機能を併せ持つ児童センターについては、建物の広さは原則として、336.6㎡以上とすることが求められている。ただし、相談室、創作活動室等を設けない場合には297㎡以上として差し支えないとされている。

この点、他の既存の公共施設において、空き室が見られるものもあり、例えば廃校となった小学校等の校舎について考えれば、当該基準を満たすものと考えられる。

更新時において、新たに児童館のための建物を建てるのではなく、建設コス

トの掛からない既存の公共施設を利用できないか検討することが、更新投資額の縮減につながり、最少の経費の追求及び運営の合理化に資するものと考えられる。

③ 移動児童館について（意見）

平成 23 年度における移動児童館の利用者数及び開催数等は下表の通りである。

児童館	全体 利用者数(人)	うち、移動児童 館 利用者数(人)	移動児童館 開催数(回)	移動児童館 1 回あたり 利用者数(人)
梅林	24,490	1,434	21	68
黒野	29,532	1,869	31	60
東	13,518	1,393	25	56
加納	32,806	4,115	93	44
西	33,203	2,910	30	97
日光	38,301	2,528	26	97
本郷	22,522	985	37	27
長良	34,927	3,083	85	36
長森	30,999	1,214	17	71
岩野田	22,502	2,502	40	63
みわ	23,568	2,136	39	55
うずら	34,542	1,296	25	52
柳津	32,007	3,298	40	82
合計	372,917	28,763	509	57

現在、移動児童館は各地区、子ども会、小学校等の求めに応じて公民館やコミュニティセンター等の施設を利用して行われており、3（1）①にて示した表の空き時間、又は幼児クラブ等と時間が重なる場合に日程・人員を調整して行われている。

現状であっても一定の利用者数の増加は図られているが、求めに応じて行う形であるため、実施回数が伸びない傾向にある。児童館としての最大の効果を上げるためには、自発的に移動児童館を実施することが望ましいと考えられる。

この点、児童館の職員に空き時間があるのであれば、自発的に移動児童館を開催することが可能であると考えられる。移動児童館については、市の他の施設である、公民館、コミュニティセンター等の貸室業務を行っている施設を使い、定期的に行うことが考えられる。

例えば、公民館は各地区に設置されており、地区の市民にとっては身近に存

在する施設であるため利用しやすいものと考えられる。公民館の空き室を利用して、定期的に移動児童館を開催することにより、児童館のサービスを楽しむ市民を増加させることができ、利用者数の増加につながると考えられる。

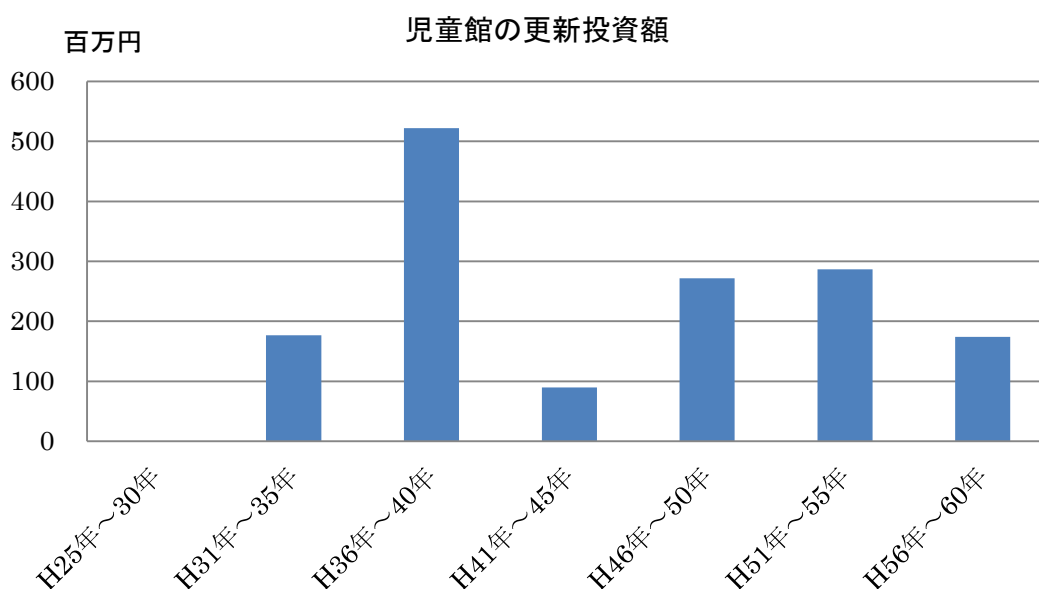
さらに、移動児童館を充実させることにより、児童館のサービスを受けない市民を減少させることができ、市民間の不公平感を緩和することが可能となるものと考えられる。

また、幼児クラブ等の児童館の活動を主として移動児童館で行うならば、来館者が児童館を利用する回数は減少するため、現在の規模の児童館は必要がなくなることも考えられる。移動児童館の実施により、児童館が設置されていなくとも児童館のサービスを提供できるようになるのであれば、児童館を設置する必要性は低下することになり、児童館の数について、減少させることも考えられる。

以上のことより、移動児童館の活動を岐阜市全域で活発に実施することにより、児童館が設置されない地区の市民も一定のサービスを楽しむようになるとともに、公民館、コミュニティセンターを有効活用することができると考えられる。また、児童館に対する必要性が低下することになるため、児童館を更新する際には、規模を縮小することや、児童館の統合をすることも考えられる。

(2) 更新計画について（指摘）

児童館について、現在の規模で更新すると仮定すれば更新額の総額は約 15 億円と推定される。また、更新時期と更新額については次のグラフのように推定される。



児童館については昭和 48 年から平成 5 年までの 20 年間に 13 の児童館が建設された。特に昭和 58 年から平成 5 年にかけては児童館の建設がほぼ 1 年に 1 か所あったことから、更新時期も順次到来し、同時期に重なることが想定される。

このように更新時期が重なると、短期間に多額の更新投資が必要になることになるが、児童館においては施設の中長期の更新計画は立てられておらず、必要に応じて、施設の修繕を行うといった処置がとられているのみである。

このままでは、児童館の更新時が重なることにより短期間に多額の資金が必要になるため、中長期の計画を立てることが必要である。なお、所管部署の独自の計画だけでは実効性がないものになるため、岐阜市全体の更新投資の検討を行う部署と協議して、実効性のあるものにすることが必要である。

第9 コミュニティセンター

1 施設の概要

公の施設の名称	コミュニティセンター
目的	岐阜市コミュニティセンター条例に基づき設置される施設であり、地域住民の連帯意識を高め、快適で住みよい地域社会の形成に寄与するため、地域の方々が活動する場として、また、生涯学習を実践する場として設置されている。
所在地	下表参照
所管部署	市民参画部市民協働推進課
開館（竣工）年月	下表参照
延床面積	下表参照
公有財産台帳価額	－（金額の記載のないものが過半）
固定資産台帳価額	2,636,544 千円
施設の内容	下表参照
類似施設の状況	公民館

(1) 各コミュニティセンターの概要

コミュニティセンター	所在地	開館年月	延床面積 (㎡)	構造	建築価格 (千円)
東部	芥見4丁目80	昭和57年4月	2,804.02	鉄筋コンクリート造 2階建	570,099
西部	下鶴飼1丁目105	昭和58年4月	2,239.77	鉄筋コンクリート造 2階建	312,667
北部	八代1丁目11-13	昭和59年4月	2,153.78	鉄筋コンクリート造 2階建	330,581
南部	加納城南通1丁目20	昭和60年4月	2,454.16	鉄筋コンクリート造 2階建	386,552
日光	日光町9丁目1-3	昭和61年4月	2,016.64	鉄筋コンクリート造 2階建	326,943
長森	前一色1丁目2-1	平成3年11月	2,728.74	鉄筋コンクリート造 2階建	605,141
市橋	市橋6丁目13-25	平成9年4月	3,398.32	鉄筋コンクリート造 2階建	1,050,759
北東部	福富迎田6-1	平成16年12月	2,766.21	鉄筋コンクリート造 2階建	720,796

以上、過去の建築価格の合計は、8 か所で 4,303,538 千円となっている。

2 監査手続

関連する条例、規則及び関係帳票の閲覧を行い、担当課に対して質問を実施し、必要に応じて視察を行った。

監査手続を実施したところ、以下の状況であった。

(1) 各コミュニティセンターの利用状況について

コミュニティセンターでは、月ごとに部屋別の利用率を求め、市に報告し、市では月ごとの情報を集約し、年間での情報を把握している。

平成 23 年度における各コミュニティセンターの部屋別利用率は次の表の通りであった。

(%)

コミュニティ センター	大集会室	防災会議室	会議室 小会議室	集会室	音楽室	スポーツ室
東部	32.4	56.4	72.4	42.1	50.4	－
西部	45.2	70.7	27.2	36.4	－	－
北部	36.7	77.5	－	67.1	76.2	－
南部	73.4	78.0	33.3	35.9	70.0	－
日光	70.6	－	35.9	54.4	－	－
長森	43.6	71.4	－	42.4	57.9	86.5
市橋※	50.6	66.3	54.0	－	63.9	86.1
北東部	24.8	28.4	22.8	－	47.1	82.4

コミュニティ センター	教養娯楽室	多目的室	サークル室	料理教室	生活相談室
東部	17.9	32.6	32.6	10.1	－
西部	39.5	－	－	10.6	21.4
北部	16.6	36.4	62.1	－	10.9
南部	7.4	31.5	46.0	－	15.6
日光	28.1	49.8	68.5	－	－
長森	19.5	24.1	21.4	23.1	－
市橋	24.9	－	46.2	34.8	－
北東部	33.4	－	19.2	9.6	－

※市橋・会議室	会議室 1	会議室 3	和室会議室	平均
	65.1	46.6	50.4	54.0

上表より、北東部コミュニティセンターの部屋別についてみると、大集会室 24.8%、防災会議室 28.4%、会議室 22.8%、サークル室 19.2%、料理教室 9.6% といったように、利用率が全般に他よりも低いため、北東部コミュニティセンターの現場視察を行った。



岐阜市ホームページより

北東部コミュニティセンターは、地域の要望により、平成 16 年 12 月に開館した、岐阜市内で最も新しいコミュニティセンターである。

視察及びヒアリングを行った結果、北東部コミュニティセンターの利用率が低い理由は、以下の理由によるものと考えられる。

① 地域人口

コミュニティセンターには構成地域が定められており、当該コミュニティセンターの構成地域である北東部地域の人口は 19,219 人（藍川 7,096 人、三輪南 9,281 人、三輪北 2,842 人）であり、全 8 コミュニティセンター中、構成地域の人口がもっとも少ないコミュニティセンターとなっている。人口が少ないにも関わらず他のコミュニティセンターと同規模のものとなっているため、利用率が低くなっているものと思われる。

② 他の施設の存在

コミュニティセンターは、地域の生涯学習及びコミュニティ活動の場として部屋を貸すことを業務として行っているが、公民館等においても類似のサービスが市民に対し提供されている。

北東部コミュニティセンターが設置されている三輪南地区には三輪南公民館

(ホール利用率 38%)があり、また、自治公民館が地区内に 21 か所あることも、利用率が低い原因になっているものと考えられる。

(2) 収支状況について

① 総コスト

市民協働推進課では、各施設の使用料算定にあたって作成する公の施設コスト(原価)算定票の中で、各コミュニティセンターの総コストを集計している。

平成 23 年度における各コミュニティセンターの総コストは次の表の通りである。

コミュニティ センター	総コスト (千円)
東部	35,760
西部	44,961
北部	52,935
南部	27,200
日光	21,531
長森	43,381
市橋	59,167
北東部	27,488
合計	312,423

② 使用料収入

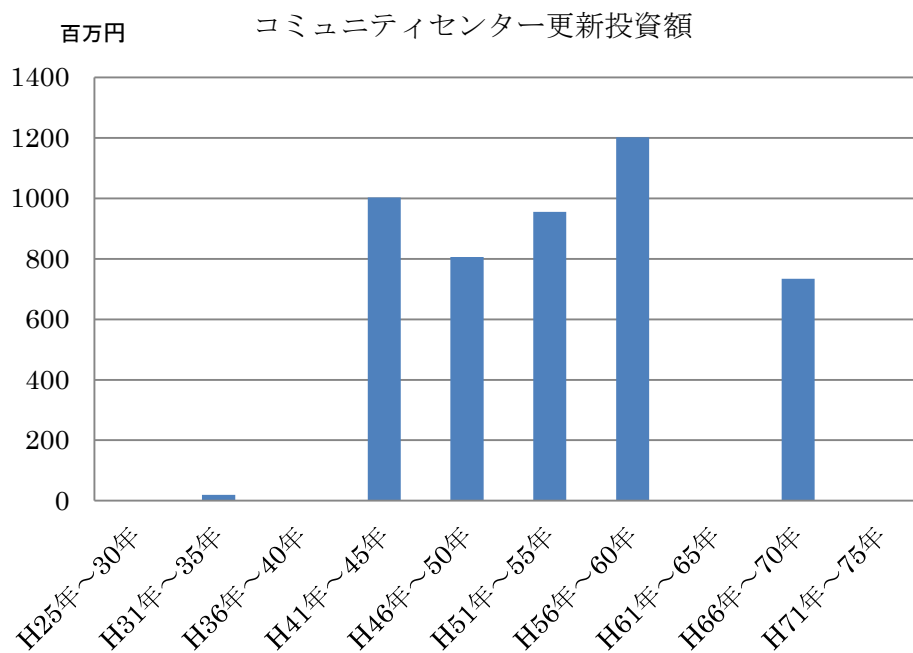
コミュニティセンターの運営は指定管理者によって行われているが、コミュニティセンターの使用料収入については、市に帰属するものとされている。平成 23 年度における各コミュニティセンターで生じた使用料収入は下表の通りである。

コミュニティ センター	使用料収入 (千円)
東部	2,934
西部	1,863
北部	2,671
南部	3,325
日光	2,995
長森	3,359
市橋	4,491
北東部	2,110
合計	23,751

3 監査の指摘及び意見

(1) 更新計画について（指摘）

コミュニティセンターについて、現在の規模で更新すると仮定すれば更新投資の総額は約 47 億円と試算される。また、更新時期と更新投資額については次のグラフにある通りである。



コミュニティセンターについては、昭和 57 年から昭和 61 年にかけて、東部・西部・北部・南部・日光の順に毎年 1 か所建築するペースで 5 か所のコミュニティセンターが開設された。その後、地域の要望もあり、平成 3 年に長森、平成 9 年に市橋、平成 16 年に北東部の 3 か所が設置された。

以上のように、平成元年以降に設置されたコミュニティセンターを除くと、建築された時期は同時期に集中しており、更新時期がまとまって到来することが想定される。

コミュニティセンターについても、必ず更新時期が到来するものであるため、更新時期に必要な資金を手当するためには、適切な更新計画を立てる必要があるが、現在のところ、各コミュニティセンターの空調及び屋上改修工事については計画的に修繕する計画を立てているが、コミュニティセンターの建物自体についての中長期の維持更新計画は策定されていない。

現在の財政状況及び将来他の施設等の更新投資も多額になることが想定されることから、更新投資について中長期の計画を立てることが必要である。なお、所管部署の独自の計画だけでは実効性がないものになるため、岐阜市全体の更

新投資の検討を行う部署と協議して、実効性のあるものにすることが必要である。

また、コミュニティセンターの更新にあたっては、利用者である市民の判断も仰ぐべきであるが、市民が適切な意思決定を行うためには、コミュニティセンターに関する利用状況及び収支に関する情報の開示が必要なものと考えられる。この点、岐阜市では、指定管理者のモニタリング結果にて、各コミュニティセンターの利用状況及び収入に関する情報については開示しているが、減価償却費等を含めた総コストに関する情報については開示されておらず、当該情報についても開示することが必要である。

(2) 有効利用について（意見）

2 (1) ②において北東部コミュニティセンターの利用率が低迷している要因として、公民館等の存在が挙げられた。

特に、公民館については、利用目的及び利用実態を考慮するとコミュニティセンターの類似施設ということができ、提供するサービスの内容が重複しているため利用率を低下させる一因になったものと考えられる。

上記のようにサービスが重複した結果、必要以上にサービスが提供されるということであれば、この過剰なサービスに係る支出は不要なものといえる。また、この状態は過大な公共施設を有しているといえる。

以上のことより、コミュニティセンターにより提供されるサービスと、コミュニティセンターの類似施設等から提供される重複するサービスを把握することにより、過剰となっているサービスを把握し、これに見合った施設規模等の見直しを行うことが、経費の縮減・運営の合理化につながるものと考えられる。

また、地域の需要に比し、過大な設備が整備されていることも利用率低迷の一因であると考えられる。

この点、コミュニティセンターの空き室について、他の公共施設のために利用することにすれば、空き室の縮減につながり、また、集約した他の公共施設のための建物等が不要となることから市全体での施設規模等の見直しにつながるることとなり、維持更新コストを低く抑えることが可能となるものと考えられる。

(3) 使用料免除申請について

① 規則からの逸脱（指摘）

視察した北東部コミュニティセンターにおいては、自治会連合会等の団体利用時に、免除申請者から「使用料免除申請書」の提出を受けておらず、規定に反する取り扱いとなっていた。

この点、「岐阜市コミュニティセンター条例施行規則」に従えば、使用料の免除という恩恵を受けている以上、規則に従い「使用料免除申請書」を提出する必要がある。

② 規則の運用方法（意見）

①において、「使用料免除申請書」の提出がされていない旨を記載したが、自治会連合会等は、その公的な性格から「岐阜市コミュニティセンター条例施行規則」第8条により、使用料を免除するとの措置をとっているものである。自治会連合会等の公的な性格については変化が生じるものではないことを考えれば、利用の都度、免除の申請を行うことは形式的であり、免除申請者である自治会連合会等及びコミュニティセンターの双方にとって、事務作業が生じることは、業務の非効率を生むものと考えられる。

よって、公的な性格から免除を認めた団体については、例えば1年間を通して、包括的に使用料免除の承認をする等といった対応により、事務作業の効率化を図ること等を検討されたい。

（4）利用者に対するアンケートについて（意見）

コミュニティセンターでは、利用者に対してアンケートをとり、当該回答を参考にして指定管理者の評価、利用効率及び業務の改善等の参考資料としている。

しかし、平成23年度におけるアンケートの集計数は全般に少なく、特に北東部コミュニティセンターに関しては回答が11件のみとなっていた。非常に少ない意見を集計したとしても、必ずしも利用者全体の意思が反映されているとはいえず、適切な判断を行うための資料として十分ではないと思われる。アンケートにより利用者の意見を収集するならば、可能な限り多くの利用者に配布し、回答を回収することが望ましい。

第 10 岐阜薬科大学・岐阜市立女子短期大学

1 施設の概要

公の施設の名称	岐阜薬科大学	
目的	学術の中心として広く知識を授けるとともに、深く薬学に関する学理と技術を教育研究し、知的道徳的に優れ、また応用能力のある人材を養成することを目的とする。	
所在地	本部・大学院：岐阜市大学西 1－25－4 三田洞キャンパス：岐阜市三田洞東 5－6－1	
所管部署	岐阜薬科大学庶務会計課	
開館（竣工）年月	本部・大学院：平成 21 年 10 月 三田洞キャンパス：昭和 40 年 9 月	
延床面積	本部：13,710 m ² 三田洞キャンパス：21,463 m ² 三田洞キャンパス建物内訳	
	本館	10,598 m ²
	生物薬学研究所	3,162 m ²
	教育研究総合センター	2,596 m ²
	体育館	1,979 m ²
	別館	1,657 m ²
	附属施設	1,471 m ²
公有財産台帳価額	本部：4,000,000 千円（1 か所のみ記入あり） 三田洞キャンパス：1,546,099 千円（空白箇所あり）	
固定資産台帳価額	本部：2,985,569 千円 三田洞キャンパス：3,687,335 千円	
施設の内容	本部：鉄筋コンクリート造 8 階建 三田洞キャンパス： 三田洞キャンパス建物内訳	
	本館	鉄筋コンクリート造 4 階建
	生物薬学研究所	鉄筋コンクリート造 3 階建
	教育研究総合センター	鉄筋コンクリート造 4 階建
	体育館	鉄筋コンクリート造 2 階建
	別館	鉄筋コンクリート造 3 階建
附属施設	－	
類似施設の状況	－	



岐阜薬科大学本部



三田洞キャンパス

公の施設の名称	岐阜市立女子短期大学		
目的	女子に対して幅広く深い教養及び総合的な判断力を養成し、豊かな人間性を涵養するとともに、専門的な知識と技能を授け、有為な社会生活を営み、かつ地域社会の発展に貢献する人材を養成することを目的とする。		
所在地	岐阜市一日市場北町 7-1		
所管部署	岐阜市立女子短期大学総務管理課		
開館（竣工）年月	平成 12 年 3 月		
延床面積	15,843.05 m ²		
	研究棟	鉄筋コンクリート造 6 階建	3,125.79 m ²
	講義棟	鉄骨鉄筋コンクリート造 5 階建	3,617.34 m ²
	実習棟	鉄筋コンクリート造 5 階建	5,939.53 m ²
	体育館	鉄骨造	1,316.58 m ²
	その他		1,843.81 m ²
公有財産台帳価額	不明（金額の入力なし）		
固定資産台帳価額	4,876,488 千円		
施設の内容	施設概要は延床面積の欄を参照		
類似施設の状況	—		

岐阜市立女子短期大学



・定員と現員数の状況

岐阜薬科大学

在学生の状況

(平成 24 年 5 月 1 日現在)

学科	定員	1 回生	2 回生	3 回生	4 回生	5 回生	6 回生	合計
薬学科	80	106	92	85	93	69	76	521
薬科学科	40	71	48	44	42	－	－	205
合計	120	177	140	129	135	69	76	726

大学院	定員	I	II	III	IV	合計
修士	35	31	34	－	－	65
博士後期	5	9	9	11	－	29
博士	3	6	0	0	0	6
合計						100

※「市政概要」平成 24 年度版より

岐阜市立女子短期大学

在学生の状況

(平成 24 年 5 月 1 日現在)

学科	1 年		2 年		合計	
	定員	現員	定員	現員	定員	現員
英語英文学科	50	57	50	62	100	119
国際文化学科	60	64	60	65	120	129
食物栄養学科	60	63	60	68	120	131
生活デザイン学科	60	71	60	68	120	139
合計	230	255	230	263	460	518

※「市政概要」平成 24 年度版より

2 監査手続

「岐阜薬科大学条例」、「岐阜市立女子短期大学条例」、各「大学案内」、「市政概要」等を閲覧するとともに担当課に質問し、さらに施設の視察を実施した。

3 監査の意見

(1) 岐阜市における二つの市立大学について（意見）

現在、岐阜市は岐阜薬科大学と岐阜市立女子短期大学の二つの大学・短期大学を保有し運営している。このことにつき、他の地方自治体と比較すると下記

の表の通りである。

市立大学・短大を設置している地方自治体

設置都市	名寄市	前橋市	神戸市	福山市	川崎市
人口（人）	29,939	336,365	1,541,596	465,391	1,432,374
一般会計(歳入：百万円)	18,113	140,474	721,923	172,200	580,101
特別会計(歳入：百万円)	5,930	81,914	727,123	111,630	463,626
大学名	名寄市立大学	前橋工科大学	神戸市 看護大学	福山市立大学	川崎市立 看護短期大学

設置都市	大月市	津市	京都市	倉敷市	岐阜市
人口（人）	28,214	279,335	1,470,587	481,723	418,498
一般会計(歳入：百万円)	12,080	104,769	753,594	181,292	162,669
特別会計(歳入：百万円)	6,950	101,916	613,726	111,889	102,238
大学名	大月短期大学	三重短期大学	京都市立 看護短期大学	倉敷市立 短期大学	岐阜薬科大学 岐阜市立 女子短期大学

※1 各地方自治体の公表資料より作成。なお、公立大学法人化したものは除く。

※2 人口は平成24年3月31日現在若しくは4月1日現在のもの。大月市のみ平成23年10月1日現在。

※3 一般会計・特別会計とも平成23年度のものを利用している。

※4 この他、神戸市は公立大学法人神戸市外国語大学、京都市は公立大学法人京都市立芸術大学がある。

この表を見てもわかる通り、岐阜市は単独で公立大学・短期大学の2校を設置しているが、これは都道府県及び政令指定都市を除いた地方自治体では稀な例であり、岐阜市が従来から教育・研究に重点を置いた市政を行っていたことによるものと推測される。

他方、市立大学・短期大学を設置するということは市立大学・短期大学の運営に要する支出のうち、市立大学・短期大学の収入で賄うことができない部分については岐阜市が負担することになる。この表のみでは、各大学の規模及び各地方自治体の負担金額は不明であるため、一概に比較することは難しく、岐阜市の市立大学・短期大学に対する負担が、過度なものになっているか否かは不明である。ただし、岐阜市と同規模の地方自治体で市立大学・短期大学を複数設置しているところは存在していないことから、この点で他の地方自治体と比較し負担割合が高いことが推定される。また下記の図は、過去5年間における各大学の一般財源による負担額の推移を示したものである。これを見る限り、毎年支出額の50%近くを一般財源により負担していることがわかる。

なお、両大学とも公立大学法人化されておらず、運営費の一部を一般財源に

よって負担している状態である。法人化については過去に検討されたが、今まで自治体の専門部局で行っていた業務を法人内で行うことが必要になることや、会計システムの開発・整備に別途コストが発生すること等により、法人化により歳出が増加することになるとして、法人化には至っていない。

岐阜市立大学の財政推移

(単位：百万円)

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
岐阜薬科大学 ※1					
A 支出額総額	2, 172	2, 352	3, 912	1, 359	1, 462
B 一般財源負担額	967	996	1, 628	697	731
比率 (B/A)	44. 52%	42. 35%	41. 62%	51. 29%	50. 00%
岐阜市立女子短期大学※2					
A 支出額総額	925	911	915	848	564
B 一般財源負担額	628	606	608	540	266
比率 (B/A)	67. 89%	66. 52%	66. 45%	63. 68%	47. 16%

※1 平成 19 年～21 年度は新校舎建設に伴い、工事請負費が増加している。

※2 平成 19 年～22 年度は学校用地の購入費を繰上げ償還することに伴い、公有財産購入費が増加している。

現在、両大学とも定員が充足されており、少子化により学生募集が困難になる等の、今後の大学の運営に支障をきたすような事象は発生していない。しかしながら今後は、日本経済の衰退による長期の不景気に伴い、一般財源の基となる税収が減少することにより、財政状態が厳しくなることが予想される。その厳しい財政状態の中で、市立大学・短期大学は学生の定員に合わせた施設の運営維持を継続的に行うことになる。

今後も将来にわたり少子高齢化が見込まれる中で、岐阜市が地元の教育・研究に対し果たすべき役割を再度考慮した上で、現在の学生のニーズに合わせた役務を提供するように継続して検討していくことが必要である。その上で、今後も上記のような一般財源による負担額の水準を漫然と保持するのではなく、今まで以上のさらなる効率化や必要に応じて授業料の値上げや統廃合等を行うことにより、岐阜市の将来の負担を減少させていくことが望まれる。

(2) 入学者出身比率について（岐阜薬科大学・意見）

岐阜薬科大学における、平成 23 年度入学者の出身高校の所在地別の割合は下記の表の通りである。この表によれば、岐阜市内出身の入学者割合は毎年 15%程度で推移しており、これに岐阜市以外の岐阜県内出身者も含めると 20%前後

で推移していることが分かる。なお、岐阜市内における年齢別人口に占める割合は1%弱である。これは、当大学が薬科大学という特殊な専門分野を担う学校であるため、競争率が高くなり、結果として岐阜市民及び岐阜県民が占める割合が相対的に低くなっているものと推定される。

学校という教育・研究が目的とされる機関であることから、他の公共施設とは異なり、市民の利用率のみをもって判断すべきではないという考え方もある。しかしながら、岐阜県外者が7割を占める学校の運営費の大部分を一般財源として岐阜市が補っている現状は、決して無視できるものではないと考える。今後、少子化・経済の低迷により岐阜市における財政悪化が予想されることを考慮すると、岐阜市出身者の入学者比率の増加等の当該大学からの岐阜市への還元方法を再考するとともに、さらなる効率化、授業料の値上げ等の手段により、岐阜市の負担を減少させる必要があるものといえる。

入学者出身高校所在地一覧

(上段：人数 下段：比率)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
岐阜市内	18	19	22	16	35
	14.1%	12.8%	16.7%	11.3%	20.7%
岐阜県内	4	8	11	10	16
	3.1%	5.4%	8.3%	7.0%	9.5%
岐阜県外	106	122	99	116	118
	82.8%	81.9%	75.0%	81.7%	69.8%
合計	128	149	132	142	169

岐阜市内年齢別人口との比較

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
17歳人口	4,094	3,776	3,967	3,848	3,913
次年度入学者	18	19	22	16	35
比率	0.4%	0.5%	0.6%	0.4%	0.9%

※岐阜市年齢別人口データより集計。各年度4月1日時点での年齢による。

(3) 入学者出身比率及び卒業者の就職先について（岐阜市立女子短期大学・意見）

岐阜市立女子短期大学における、平成23年度入学者の出身地別の割合は下記の表の通りである。この表によれば、岐阜市内出身の入学者割合は毎年20%弱

で推移しており、これに岐阜市以外の岐阜県内出身者も含めると半分程度で推移していることが分かる。なお、岐阜市内における年齢別人口に占める割合は2%程度である。

また、平成23年度の卒業者については、全体の26%程度が岐阜市内で就職していることもわかる。

これらを単純に比較した場合、岐阜市内での就職者比率が岐阜市内からの入学者比率よりも上回っているため、岐阜市内における就業者数を増加させる一助となっているといえる。

学校という教育・研究目的の機関であることから、他の公共施設とは異なり、一概に市民の利用率及び還元率のみをもって判断すべきではないという考え方もある。しかし、運営費の大部分を岐阜市が補っている公立学校としては、入学者の出身地及び卒業者の就職先について、岐阜市内の占有率が低いものと思われる。補助の大部分が岐阜市民からの税金を財源とすることを考慮すると、さらなる効率化、授業料の増加等により岐阜市の負担を減少させることが求められるといえる。

入学者出身地一覧

(上段：人数 下段：比率)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
岐阜市内	42	41	52	47	39
	16.1%	15.2%	18.4%	17.9%	15.5%
岐阜県内	119	109	115	91	79
	45.6%	40.5%	40.6%	34.6%	31.5%
岐阜県外	100	119	116	125	133
	38.3%	44.2%	41.0%	47.5%	53.0%
合計	261	269	283	263	251

岐阜市内年齢別人口との比較

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
17歳人口	2,026	1,846	1,980	1,943	1,910
次年度入学者	42	41	52	47	39
比率	2.1%	2.2%	2.6%	2.4%	2.0%

※岐阜市年齢別人口データより女性のみ集計。各年度4月1日時点での年齢による。

平成23年度卒業生就職所在地別比率

	岐阜市内	岐阜市外	合計
人数	53	150	203
比率	26.1%	73.9%	100.0%

※岐阜市内とは、本社所在地もしくは勤務地が岐阜市の企業を指す。

(4) 備品類の現物確認について（岐阜市立女子短期大学・意見）

備品類については、他の岐阜市における施設同様「岐阜市物品管理規則」に基づき管理がなされている。これによれば、新規取得などによる調達及び移管、廃棄についての手続は明確に規定されているが、保有する物品そのものの管理については物品取扱員によって管理する旨の記載が存在するのみである。

このことにつき、岐阜市立女子短期大学の担当者に備品類の現物確認を定期的に実施しているか質問したところ、定期的な備品類の調査は行っていないとの回答を得た。確かに、当該規則上、備品類につき現物を確認する旨は規定されてはいない。しかしながら、現物を確認するという手続には、現物の実在性を確かめるだけではなく、重要な牽制機能があり、備品類の管理上、現物確認作業を行うことは有益であり実施することが望ましいものとする。これは、備品類は不動産等と異なり、移転が比較的容易に実施できることから、担当者が任意で処分を行いやすいため、不正・横領の対象となる可能性が高いといえるが、定期的にその実在性を確認することが不正・横領への牽制となり、引いては資産管理上のリスクを軽減することができるのである。

以上より、備品類については定期的な現物確認を実施することが望ましく、同時に対象となる備品類の状態を確認することで改良・修繕の必要性の有無の検討を行うことで、業務の遂行に支障が生じることを事前に防止することも可能となると考えられる。

(5) 各大学に係る市の負担について（意見）

現在、岐阜市は岐阜薬科大学と岐阜市立女子短期大学（以下「大学等」という。）の運営を行っているが、(1) 岐阜市が運営する大学等について で記載した通り、一般財源により毎年度負担されている。これは、大学等の運営に要する人件費、消耗品や固定資産の取得等の支出に対して、大学運営による授業料等の収入が不足するため行われるものであり、市が大学等の運営のため負担しているものである。この負担額は平成 23 年度で約 10 億円、新校舎を建設した平成 21 年度には約 22 億円と多額となっている。

大学等を運営することにより、岐阜市は多額のコストを負担しているが、大学等の運営にはこのコストを超過する有用性があるものとして大学等の運営を継続していると考えられる。それならば、市民から税金の使途が付託されている市には、市民に対して大学等を運営する有用性を伝えるとともに、負担しているコストについても伝えることが説明責任を果たすものとする。さらに、市が負担しているコストが公表されることにより、大学等における支出に関する意思決定に緊張感を与えることも期待できると考えられる。

また、大学等の運営者である岐阜市には、大学等の運営の状況を正確に把握

することが必要であるが、収支及びその差額に対する負担金の情報だけでは不十分である。なぜなら、負担金（収支）は、①の表にある通り、建物など多額の資産の取得等がある場合には多額となる等、年度により増減するものであり、必ずしも大学等の運営の実態を表すものではないからである。大学等には校舎をはじめ、多額の設備等の長期間使用することができる固定資産があり、これらの固定資産については支出を行った単年度の価値の減少（負担）とするよりも、これを使用できる期間に按分して価値の減少（負担）として把握することが適切である。そのため、年度の支出から取得した固定資産の取得価額相当額を控除して、これに固定資産の取得価額を利用期間で按分する減価償却費を加えたものが、大学等で発生した費用（価値の減少）であり、これから大学等の収入を控除したものが、その年度の実質的なコストといえる。

現在、新地方公会計制度により財務諸表の作成が義務付けられているが、岐阜市では固定資産台帳の整備が必要な基準モデルが採用されていることから、この固定資産台帳に基づき減価償却費を算定することが容易であり、これを利用しこの実質的なコストを把握し、活用することが望まれる。

以上より、大学等の運営の状況を適切に把握するため、実質的なコストを把握するとともに、大学等を運営することの市民への説明責任を果たすため、大学運営の有用性ととともに、大学等への負担金、運営に要する実質的なコストを公表することが適切と考える。

第 11 岐阜市民病院

1 施設の概要

公の施設の名称	岐阜市民病院		
目的	市民の健康保持に必要な医療を提供するため、病院事業を設置する。		
所在地	岐阜市鹿島町 7 丁目 1 番地		
所管部署	岐阜市民病院事務局病院政策課		
開館（竣工）年月	平成 23 年 12 月（第 1 期工事完成）		
延床面積	59,558 m ²		
	外来診療棟	鉄筋コンクリート造 3 階建	5,031 m ²
		軽量鉄骨造平屋建	130 m ²
	リハビリ棟	鉄筋コンクリート造 3 階建	3,726 m ²
	中央診療棟	鉄筋鉄骨コンクリート造 10 階建	22,854 m ²
	西診療棟	鉄骨一部鉄筋コンクリート造 11 階建	22,704 m ²
	エネルギー棟	鉄筋コンクリート造 2 階建	1,286 m ²
	看護専門学校	鉄筋コンクリート造 3 階建	1,890 m ²
	看護師寮	鉄筋コンクリート造 3 階建	934 m ²
	その他附属建物		1,003 m ²
公有財産台帳価額	27,358 千円（診療所部分のみ金額の記載あり）		
固定資産台帳価額	20,314,334 千円		
施設の内容	施設概要は延床面積の欄を参照		
類似施設の状況	-		



岐阜市民病院

その他の状況

病床数及び看護単位（平成 24 年 4 月 1 日現在）

区分	一般	精神	計
病床数（床）	559	50	609
看護単位	12	1	13

※「病院概要」平成 24 年より

入院外来患者数（平成 23 年度）

（単位：人）

区分		入院		外来	
		延患者数	一日平均	延患者数	一日平均
内科	第一内科	17,458	47.7	34,130	139.9
	第二内科	41,255	112.7	56,357	231.0
	総合内科	2,867	7.8	14,251	58.4
	神経内科	2,566	7.0	6,888	28.2
	小計	64,146	175.3	111,626	457.5
外科		20,314	55.5	15,843	64.9
乳腺外科		1,201	3.3	7,443	30.5
脳神経外科		8,441	23.1	8,047	33.0
整形外科		16,514	45.1	18,712	76.7
リハビリテーション科		－	－	30,275	124.1
小児科		11,898	32.5	14,493	59.4
産婦人科		7,742	21.2	15,069	61.8
眼科		2,857	7.8	11,030	45.2
耳鼻いんこう科		3,876	10.6	11,320	46.4
皮膚科		1,970	5.4	14,853	60.9
泌尿器科		7,560	20.7	14,824	60.8
呼吸器科		19,310	52.8	21,316	87.4
胸部・心臓血管外科		6,526	17.8	4,450	18.2
歯科		785	2.1	7,175	29.4
放射線科		－	－	8,542	35.0
精神科		17,566	48.0	27,463	112.6
合計		190,706	521.1	342,481	1,403.6

※「病院概要」平成 24 年より

2 監査手続

「岐阜市病院事業の設置等に関する条例」、「岐阜市民病院事業会計決算書」、「施設概要」、「市政概要」等を閲覧するとともに担当課に質問し、さらに施設の視察を実施した。

3 監査の指摘及び意見

(1) 収支区分について（指摘）

地方公共団体が設置・運営する病院事業は、現行制度上、地方公営企業として位置づけられている。また、「地方公営企業法」第17条の2第2項で定められている通り、地方公営企業の運営については、主に独立採算制による経営管理方式を採用している。ここで、独立採算制とは同一の組織に属する、あるまとまった組織体における収入と支出を、他の組織体と切り離して管理し、収支均衡の維持や収益の確保を図る経営管理制度のことをいう（「コトバンク 世界大百科事典」より）。これを地方公営企業に当てはめた場合、地方公営企業はその所属する地方自治体の内部において、原則としてその経営に伴う収入をもってその経費を賄うことで、独自で運営・管理すべき組織であると定義づけることが出来る。

ところで、総務省が平成19年12月に策定した「公立病院改革ガイドライン」によれば、公立病院の果たすべき役割について「端的に言えば、地域において提供されることが必要な医療のうち、採算性等の面から民間医療機関による提供が困難な医療を提供することにある。」としている。つまり、公立病院は民間病院と異なり、いわゆる「採算に合わない医療行為」についても、公共性の立場から、当該医療行為を提供する必要がある組織であることがわかる。他方、公立ではない民間病院では、医療法において非営利原則が定められてはいるものの、「採算に合わない医療行為」については、診療科を設定しない、高度医療機器を適時に導入しないことにより、その経営対象から当該医療行為を恣意的に外すことは可能である。これらのことから考えると、公立病院事業においてはこの「採算に合わない医療行為」についても対応する必要があるため、上記の独立採算制のみをもって経営活動を管理することは事実上困難であるといえる。

したがって、こういったいわゆる「採算に合わない医療行為」については、地方自治体が、一般会計や他の特別会計等により負担をすることでその提供を可能にする必要が出てくる。そのためには、公立病院については、独立採算制を前提としつつ、「採算に合わない医療行為」との経費負担区分を明確にする必要がある。

「地方公営企業法」第 17 条の 2 及び第 17 条の 3 によれば、地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において負担すべき経費を以下のように定めている。ちなみに、「地方公営企業法施行令」においてそれぞれの経費の具体的な内容が規定されている。

地方公営企業法

(経費の負担の原則)

第 17 条の 2

次に掲げる地方公営企業の経費で政令で定めるものは、地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において、出資、長期の貸付け、負担金の支出その他の方法により負担するものとする。

一 その性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費

二 当該地方公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費

2 地方公営企業の特別会計においては、その経費は、前項の規定により地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において負担するものを除き、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てなければならない。

(補助)

第 17 条の 3

地方公共団体は、災害の復旧その他特別の理由により必要がある場合には、一般会計又は他の特別会計から地方公営企業の特別会計に補助をすることができる。

地方公営企業法施行令

(一般会計等において負担する経費)

第 8 条の 5 (抜粋)

法第十七条の二第一項第一号に規定する経費で政令で定めるものは、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める経費（当該経費に係る特定の収入がある場合には、当該特定の収入の額をこえる部分）とする。

：

三 病院事業 看護師の確保を図るために行う養成事業に要する経費、救急の医療を確保するために要する経費及び集団検診、医療相談等保健衛生に関する行政として行われる事務に要する経費

2 法第十七条の二第一項第二号に規定する経費で政令で定めるものは、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める経費（当該経費に充てることができる当該事業の経営に伴う収入の額を超える部分に限る。）とする。

：

二 病院事業 山間地、離島その他のへんぴな地域等における医療の確保をはかるため設置された病院又は診療所でその立地条件により採算をとることが困難であると認められるものに要する経費及び病院の所在する地域における医療水準の向上をはかるため必要な高度又は特殊な医療で採算をとることが困難であると認められるものに要する経費

この「地方公営企業法」第17条の2第1項によれば、上記のうち第一号に該当する経費は本来地方公共団体が一般行政として遂行すべき業務にかかる経費であり、受益者負担とするものではない。よって、この経費は一般会計等により負担する性質のものである。一方、第二号にかかる経費はこれに該当する医療収益をもって負担するものの、これにより負担しきれない部分につき一般会計等により負担する性質のものをいう。つまり前述のように能率的な経営を行ってもなおその収益による回収ができない、いわゆる「採算に合わない医療行為」がこれに該当するものと考えられる。この第二号の経費が第一号のものと異なる点は、あくまで第一義的には受益者負担とすべき性質のものであり、これに係る医療収益を充てても、なお賄いきれない時に一般会計等から充てる点であり、原則的な負担対象が違ふことにある。

これらの点を踏まえて、岐阜市民病院の現状に当てはめていくこととする。岐阜市民病院は「地方公営企業法」に沿って、毎年「岐阜市民病院事業会計決算書」を作成、報告をしている。この決算書は、岐阜市民病院事業決算報告書、岐阜市民病院事業損益計算書、岐阜市民病院事業剰余金計算書、岐阜市民病院事業剰余金処分計算書、岐阜市民病院事業貸借対照表より構成されている。この中で、岐阜市民病院事業損益計算書の構成を見てみると下記の通りとなっている。

岐阜市民病院事業損益計算書

- 1 医業収益
- 2 医業費用
- 医業利益
- 3 医業外収益
- 4 看護師養成所収益
- 5 託児所収益

- | |
|-------------|
| 6 医業外費用 |
| 7 看護師養成所費用 |
| 8 託児所費用 |
| 9 特別損失 |
| 当年度純利益 |
| 前年度繰越利益剰余金 |
| 当年度未処分利益剰余金 |

上記の通り、岐阜市民病院事業損益計算書においては、本来の活動たる医療行為の提供に伴う収益、費用から算出される医業利益の他、医業外業務、看護師養成所業務、託児所業務を区分して算出を行っている。なお、一般会計からの繰入額等を示す負担金交付金は医業外収益として計上されている。しかしながら、この区分では医療業務とそれ以外の業務についての収支状況は把握できるものの、医療業務そのものの収支は診療科ごとに区分されておらずひとくくりにされている。

この点につき岐阜市の担当者に確認したところ、収益については診療科ごとの内訳が計算されている状態であるが、費用については原価計算方法の検討を実施しているものの、現状においては診療科ごとに区分できていないとの回答を得た。また、「地方公営企業法」第17条の2による経費については、上記の通り損益計算書上の負担金交付金に含まれているものの、どのような内訳により構成されているかは現在公表されている資料からは判別できない状態である。

つまり、現時点において診療科ごとの収支状況が不明瞭な状態であるとともに、一般会計及びその他の特別会計により負担すべき金額の内訳が明確に開示されていないことを示しているといえる。なお、この点は総務省の「地方公営企業会計制度の見直しについて」においても指摘されているものである。

公立病院の医療業務において、経費負担区分が不明瞭な収支管理は、その効率的な運営を妨げる要因となってしまう。つまりは「地方公営企業法」第3条に規定されている「地方公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない。」とする経営の基本原則を損なう要因となりうるものである。そのため、各診療科の費用区分を明確にすることで、診療科ごとの収支状況を明確に算出出来るようになれば、公共性が求められる公立病院において効率的な運営の一助となるであろうし将来の岐阜市民病院のあり方を再検討する上で非常に有用な情報を提供しうるものであると考えられる。また、「地方公営企業法」第17条の2にかかる経費区分においても、一般会計及びその他特別会計からの繰入額の内訳

を岐阜市民により詳細に開示することは、岐阜市民への説明責任を果たす上でも非常に重要なものとなるといえる。

については、診療科ごとの原価計算制度を早急に確立することで、各診療科の収支状況を適切に把握できる体制を構築するとともに、一般会計及びその他特別会計からの繰入額につき、より詳細な開示を行うことにより、岐阜市民病院の運営に伴う岐阜市の負担額及びその内容を岐阜市民に情報提供する必要がある。

(2) 「岐阜市病院事業の設置等に関する条例」について（指摘）

岐阜市における病院事業の設置・会計業務に関し、「岐阜市病院事業の設置等に関する条例」が規定されている。この条例は、岐阜市の病院事業の運営にあたり順守しなくてはならないものであるが、当該条例の附則第3項にて「病院事業に当分の間、法（筆者注：地方公営企業法）第17条の2及び第17条の3の規定を適用しない」と規定されている。しかし、上記「①収支区分について」を参照の通り、「地方公営企業法」は適用されていることから、条例の内容が現状と一致していないことが分かる。

については、当該条例は岐阜市における病院事業の基となる規定であるため、その内容は適時適切に更新される必要がある。

(3) 医師住宅の使用状況について（意見）

岐阜市民病院は、臨時の医師用の住居として、4棟の住宅を保有している。この住宅の使用状況は下記の通りである。これによれば、平成22年度までは断続的に使用されていたようだが、近年においては遊休の状態が続いていることが伺える。

また、実際にこれらの住宅を視察したところ、目立った損傷等は見られなかったが電気メーターが外されており、すぐには利用できない状況にあった。

これらの点からすると、当該資産については現状として有効活用がされているとは言い難いといえる。臨時住居という施設である以上、継続的な利用は困難であると考えられるが、今後もその有効活用が見出せないのであれば、処分を行い整備費・維持費を削減することを検討されたい。

さらに当該資産の処分後、臨時の医師用住居を岐阜市が準備する必要が発生した場合には、現在空きが発生している公営住宅をその代替として充てることを検討する等、施設の管理部署間において柔軟な対応をすることにより岐阜市全体の効率化を図ることも有用であると考えられる。

医師住宅使用状況

物件 \ 年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
医師住宅(桜木町 東) (岐阜市桜木町2丁目8-1)		→ H22年11月末まで	
医師住宅(桜木町 西) (岐阜市桜木町2丁目8-1)	→ H21年9月末まで		
医師住宅(早苗町 北) (岐阜市早苗町7丁目32-1)	→ H22年3月末まで		
医師住宅(早苗町 南) (岐阜市早苗町7丁目32-1)	→ H22年1月末まで	↔ H22年5月31日から H22年7月3日まで	



(4) 備品類の管理状況について（意見）

岐阜市民病院は、その保有する備品類について年1回現物調査を実施している。具体的には、備品台帳と備品類に添付された備品シールを照合すること

より行われる。これにより、備品類の実在性と備品台帳の網羅性を確認している。

この備品類の管理状況についてヒアリングしたところ、備品台帳上に記載のない備品類があるとの報告を受けた。この理由については、過年度に病棟を移転した際に管理担当課が変更されたものを誤って登録を消去したことによるものと考えられるとのことである。なお、当該備品は現在も使用されており、遊休状態に陥ってはいない。

いずれにしろ、現状においては備品台帳の記載内容と実際の備品が一致しておらず、備品管理上望ましい状態ではないことがいえる。したがって、このような不一致の状況を改善する必要があるとともに、今後においても適時にこういった状況を修正していく仕組みを確立することが重要であると考えられる。

第 12 岐阜市立看護専門学校・岐阜市立第二看護専門学校

1 施設の概要

公の施設の名称	岐阜市立看護専門学校
目的	岐阜市に保健師助産師看護師法(昭和 23 年法律第 203 号)第 5 条及び学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 124 条に基づく看護師を養成するため、看護師養成所を設置する。
所在地	岐阜市鹿島町 7-1
所管部署	岐阜市立看護専門学校
開館(竣工)年月	昭和 47 年 4 月
延床面積	1,890 m ²
公有財産台帳価額	— (金額の入力なし)
固定資産台帳価額	岐阜市民病院の一部として計上されている。
施設の内容	鉄筋コンクリート造 3 階建 定員 1 学年 35 名 合計 105 名
類似施設の状況	-

公の施設の名称	岐阜市立第二看護専門学校
目的	岐阜市に、保健師助産師看護師法(昭和 23 年法律第 203 号)第 5 条及び学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 124 条に基づく看護師を養成するため、看護師養成所を設置する。
所在地	岐阜市青柳町 5-3

所管部署	岐阜市立第二看護専門学校
開館（竣工）年月	昭和 50 年 4 月
延床面積	1,854 m ²
公有財産台帳価額	－（一部のみ記載あり）
固定資産台帳価額	216,603 千円
施設の内容	鉄筋コンクリート造 3 階建 定員 1 学年 40 名 合計 120 名
類似施設の状況	-

2 監査手続

「岐阜市立看護専門学校条例」、「岐阜市立第二看護専門学校条例」、「市政概要」等を閲覧するとともに担当課に質問した。

3 監査の意見

二校の看護専門学校について（意見）

施設の概要に記載の通り、岐阜市立の看護専門学校が二つ存在している。岐阜市立看護専門学校は、岐阜市民病院に併設する形で存在する全日制の看護専門学校である。他方、岐阜市立第二看護専門学校は、准看護師の免許を取得した者が看護師の免許を取得することを目的とする昼間定時制の専門学校であり、岐阜市民病院とは別の場所に存在する。

この両者の条例、すなわち「岐阜市立看護専門学校条例」及び「岐阜市立第二看護専門学校条例」の第 1 条（設置）には、設置目的としていずれも「保健師助産師看護師法」（昭和 23 年法律第 203 号）第 5 条及び「学校教育法」（昭和 22 年法律第 26 号）第 124 条に基づく看護師を養成すると記載されており、その設立目的は全く同じものであるといえる。つまり、看護師の養成という目的を達成するための岐阜市立の施設が複数存在している状態であるといえる。

これに対し、全日制と定時制ではその運用・管理体系が全く異なるため、同列のものとして捉えるべきではないと考えることもできる。しかしながら、同一の専門学校内において全日制と定時制の両課程が併存することは可能であるし、別個独立のものとして取り扱うほど業務内容が全く異なっているとはいえない。

そのため、岐阜市立看護専門学校及び岐阜市立第二看護専門学校の二校が同時に存在する今の状況につき、疑問が生じる。少子高齢化社会に伴い、今後の将来において看護師の需要の増加が見込まれることは疑いがなく、その設置目

的は現在においてもあてはまる。しかしながら、看護専門学校の運営という同種の業務を遂行する以上、岐阜市内部においてその業務が重複してしまう等、非効率的になっている部分も存在すると推測される。そのため、少子高齢化及び景気の低迷による税収の減少が見込まれる将来を見据えたうえで、岐阜市における看護師の養成という目的をより効率的に遂行するため、両施設が併存する現状につき検討が必要であると考えられる。

第 13 サンライフ岐阜他

1 施設の概要

公の施設の名称	サンライフ岐阜
目的	勤労者の福祉向上、心身の健康保持及び体力増強並びに市民の文化及び教養の向上を図ること
所在地	岐阜市長良 1029 番地 3
所管部署	商工観光部産業拠点運営課 (平成 21 年度：経営雇用対策課)
開館（竣工）年月	昭和 59 年 11 月
延床面積	1,369.72 m ²
公有財産台帳価額	236,753 千円
固定資産台帳価額	184,912 千円
施設の内容	鉄筋コンクリート造 2 階建 ホール 研修室（3 室） 会議室（2 室） 談話室 和室（2 室） トレーニングルーム
類似施設の状況	ホール及び会議室をもつ設備内容は、他の市保有施設と共通性が見られる。



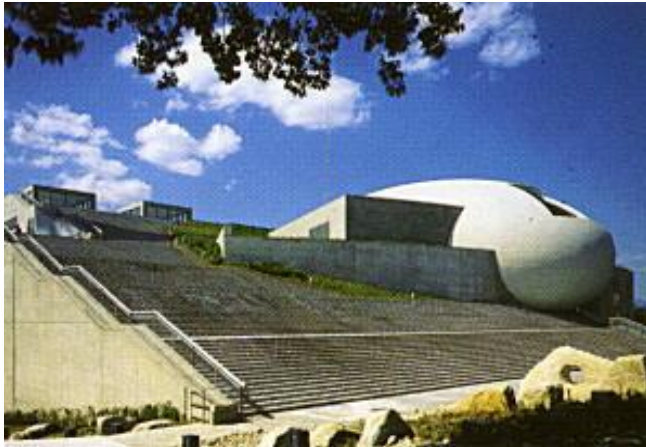
サンライフ岐阜ホームページより

公の施設の名称	じゅうろくプラザ(岐阜市文化産業交流センター)
目的	新しい文化産業の交流の拠点 岐阜市文化産業交流センターがネーミングライツによりじゅうろくプラザと命名されている。
所在地	岐阜市橋本町1丁目10-11
所管部署	商工観光部産業拠点運営課 (平成21年度：観光コンベンション課)
開館（竣工）年月	平成13年7月 (ぱ・る・るプラザ岐阜として開業。平成18年11月に閉鎖された同施設を岐阜市が購入。)
延床面積	10,214 m ²
公有財産台帳価額	349,125 千円
固定資産台帳価額	349,125 千円
施設の内容	会議室 (6 室) 研修室 (6 室) 楽屋 (5 室) スタジオ (2 室) ホール 展示ギャラリー
類似施設の状況	ホール及び会議室をもつ設備内容は、他の市保有施設と共通性が見られる。



岐阜市ホームページより

公の施設の名称	長良川国際会議場
目的	岐阜市が国際コンベンション都市を目指して日本各地や世界の国々から、人、物、情報が集まり、それらが活発に交流してにぎわうまちづくりを推進するための総合交流拠点
所在地	岐阜市長良福光 2695-2
所管部署	商工観光部産業拠点運営課 (平成 21 年度：観光コンベンション課)
開館（竣工）年月	平成 7 年 7 月
延床面積	19,264.52 m ²
公有財産台帳価額	13,345,298 千円
固定資産台帳価額	13,569,032 千円
施設の内容	ホール 市民ギャラリー 練習室 国際会議室 会議室（6 室）
類似施設の状況	ホール及び会議室をもつ設備内容は、他の市保有施設と共通性が見られる。



長良川国際会議場ホームページより

公の施設の名称	岐阜市勤労会館
目的	勤労者の福祉施設として設置したもので、勤労者はもとより、広く一般市民の福祉増進と教養文化の向上の場としてご利用すること
所在地	岐阜市曙町 4 丁目 19 番地 1
所管部署	商工観光部産業拠点運営課 (平成 21 年度：経営雇用対策課)
開館（竣工）年月	昭和 58 年 3 月
延床面積	383.27 m ²
公有財産台帳価額	67,380 千円
固定資産台帳価額	51,741 千円
施設の内容	多目的ホール 貸室
類似施設の状況	ホールをもつ設備内容は、他の市保有施設と共通性が見られる。



岐阜市勤労会館パンフレットより

公の施設の名称	岐阜産業会館
目的	地域産業の発展と地域社会の文化の向上に寄与するため、市制 80 周年記念行事の一環として、県と共同で設置された。
所在地	岐阜県岐阜市六条南 2 丁目 11-1
所管部署	商工観光部産業振興課 (平成 21 年度：産業振興課)
開館（竣工）年月	昭和 45 年 8 月
延床面積	12,643 m ²
公有財産台帳価額	1,053,726 千円
固定資産台帳価額	1,621,231 千円
施設の内容	展示場 会議室（2 室） ホール（現在設備老朽化のため使用休止中）
類似施設の状況	ホール及び会議室をもつ設備内容は、他の市保有施設と共通性が見られる。



岐阜産業会館ホームページより

2 監査手続

監査の対象とした施設に関する関係帳票の閲覧、担当課に対する質問等を行った。

3 監査の意見

複数施設を同一の部門の所管とする手法の有効性について（意見）

上記、施設の概要に記載した施設は商工観光部が所管する施設である。

商工観光部では平成 22 年度に所管施設のより効率的、効果的な運営を目的として、産業拠点運営課を新規に組織化した。従来は商工観光部内の複数の課により所管されていた各施設を産業拠点運営課の所管に移している。

岐阜市では行財政改革を継続的に推進しており、平成 15 年 2 月に岐阜市行財政改革推進会議において提言された『行政と民間の役割分担のあり方』について」意見書の中では、「かつての右肩上がりの経済成長を背景に『公共サービス＝行政サービス』を前提として拡大してきた行政が担う領域を、『あれも、これも』から『あれか、これか』の取捨選択の発想に立ち抜本的に見直すことにより、行政の簡素化・効率化を図ることが必要です。」との総括的意見が示されている。商工観光部産業拠点運営課組織化の試みは、当意見に対する非常に有効な対応策と見ることができる。取捨選択を行うにあたって選択肢の範囲が広い方がより有効な選択が可能となるからである。

複数の施設の運営、管理を同一の部門が行うことのメリットとして、同一の管理手法の適用が可能であること、施設運営、管理ナレッジの横展開が可能であることがあげられる。

施設の管理、運営にあたって施設の稼働率は重要な指標である。しかし、産業拠点運営課の組織化以前は、この稼働率の測定も施設によりまちまちの方法により行われており、比較が困難な状況にあった。施設により利用時間帯の設定がさまざまであることがその一因であり、稼働率の算出において、ある施設では例えば午前中のみの利用があった場合、その日の稼働率を 100%として算出する場合と、30%などの部分的な利用として算出する場合とが混在していた。産業拠点運営課ではこのような状況を改善し、1 日フルに稼働した場合の利用料金を 100%として、実績の徴収利用料金の割合で稼働率を算出する方法をすべての施設について統一的に適用した。この改善により、会議室のような利用形態の設備については同一の尺度感をもって稼働率を用いることができるようになっていく。

また、産業拠点運営課では、所管の各施設の設備等の更新について、複数の補強工事や設備更新の候補の中から課内での検討により判断される優先順位に応じて計画的に実行している。こういった優先順位の判断や有効な施設管理については、一つの施設の事例が他の施設にも準用される事項が多くあり、より

多くの事例を受け持つことによって、担当部門にナレッジが蓄積され、全体の施設運営の効率化にプラスの影響を与えるものと思われる。

このような側面においても複数の施設の運営、管理を同一の部門が行うことの有効性を見てとることができる。

さて、商工観光部の所管する施設のうち、唯一岐阜産業会館のみが産業拠点運営課ではなく、産業振興課の所管となっている。これは岐阜産業会館が岐阜県と市との共同管理施設であることが理由で所管部門を移すことが困難と判断されたものだが、施設が県との共同管理であったとしても上記に述べたメリットは失われるものではない。商工観光部のすべての施設を産業拠点運営課の所管とするものの可能性について検討されたい。

また、複数施設を同一部門の所管とするとの商工観光部における産業拠点運営課組織化の試みは非常に効果的に機能していることから、全市庁のレベルで実施することの可能性についても検討されたい。例えば商工観光部が所管する施設が提供する会議室という設備自体は特別な機能を持つわけではない。他の部門が所管する施設にも同様の機能を有するものがあることは十分に予想される。全市庁のレベルでこれら施設を所管する組織が存在すれば、取捨選択の対象となる施設の範囲をより広げることができ、より実効的な、または柔軟な取り組みが可能となるように思われる。

第 14 岐阜競輪場

1 施設の概要

市有建築物の名称	岐阜競輪場
目的	競輪を開催し、その収益をもって自転車その他機械工業の振興、体育、社会福祉など公益の増進、地方財政の健全化を図る。
所在地	岐阜市東栄町 5 丁目 16 番地 1
所管部署	行政部競輪事業課
開館（竣工）年	昭和 24 年
延床面積	29,669 m ²
公有財産台帳価額	4,985,322 千円
固定資産台帳価額	7,744,184 千円
施設の内容	正面スタンド、西スタンド、バックスタンド、東スタンド（閉鎖） サイクルプラザ、選手宿舎、バンク、駐車場等
類似施設の状況	－

(1) 施設の内容

岐阜競輪場の主な施設である、正面スタンドは、平成 5 年にリニューアルされ、1 階は大型マルチビジョンを備えたスカイホール、2 階はオープNSTAND の一般席、3 階は特別観覧席（有料）、レストランとなっており、各階に投票所、払戻所が設置されている。西スタンドは、平成 2 年に完成し、1 階に投票所・払戻所、売店、2 階に有料の前面ガラス張り客席（有料）となっている。

バックスタンドは、リニューアルはされていないものの耐震工事が完了している。平成 22 年度に設置されたサイクルプラザは、1 階は多数の映像機器、自動発売機、自動払戻機、有人発売窓口が設置されたドリームホール、2 階は多目的ホール（3 室）、和室、会議室から成る地域交流センターが設置されており、地域活性化の拠点として市民に開放されている。なお、東スタンドは、耐震性がないため閉鎖されている。公表されている収容人数は 15 千人であるが、実際の入場者は特別競輪では 5 千人程度で、通常の競輪では 2 千人程度である。

岐阜競輪場では、岐阜競輪場で開催される競技（本場開催）は年間 58 日、他の競輪場の車券を売る場外発売が 220 日前後である。なお、バンクは競技開催日以外に、選手の練習や、岐阜県の自転車連盟に加入する大学、高校の練習に使用されている。

(2) 更新計画について

正面スタンド、西スタンド、バンクの改築、改修は完了しており、利用を廃

止した東スタンドを除き、耐震工事も終っており、建築物等に関しては今後 10 年から 15 年は補修で対応し、大規模な改築、改装は行うことは想定されていないとのことである。ただし、数年内に車券券売機の更新が必要となり、正確な見積もりはなされていないが、数億円の支出が必要になるとのことである。



バンク



正面スタンド

2 監査手続

「岐阜市自転車競走実施条例」、同規則及び関係帳票等の閲覧及び担当者への質問を行い、競輪場の現場視察を実施した。

3 監査の意見

建築物等の更新について（意見）

(1) 競輪事業の目的

競輪事業は、「自転車競技法」に基づき、自転車その他機械工業の振興、体育、社会福祉など公益の増進、地方財政の健全化を目的として、地方公共団体が実施するものであり（同法第1条）、競輪施行者は競輪の収益を持って、自転車その他の機械の改良及び機械工業の合理化並びに社会福祉の増進、医療の普及、教育文化の発展、体育の振興その他住民の福祉の増進を図るための施策を行うのに必要な経費の財源に充てるよう努めるものとする（同法第22条）とされる。

すなわち、競輪事業の目的を達成するためには、競輪事業で収益を上げることが必要であり、収益をあげることができなくなった場合、競輪事業を継続する意義も失われると考えられる。

そのため、競輪事業において、建築物等の更新を行っても、収益を上げられることが建築物等の更新を行う条件となる。

(2) 競輪事業の状況について

① 競輪事業全体の状況

競輪事業全体の売上は、平成3年度の1兆9553億円をピークに減少を続け、平成23年度には6,229億円と20年間で68%の減少となっている。これは、産業構造審議会車輛競技分科会「競輪事業のあり方検討小委員会」報告書（以下「報告書」という。）によれば、来場者数及び一人当たり購入額のいずれも大幅に減少している結果であり、その原因として車券購入者の固定化、高齢化が挙げられている。競輪事業の振興法人であるJKAの調査によると平成3年度の競輪場への来場者の平均年齢は49.8歳であったのに対して平成21年度には57.0歳となっているとのことである。

競輪事業全体の過去5年の総合収支は次の通りである。

競輪施行者合 競輪施行者合 総合収支													(単位：百万円)		
年度 \ 項目	車券売上高	営業活動（競輪事業）による資金収支						投資活動による資金収支			財務活動による資金収支				
		開催収入【a】	開催支出【b】	開催収支【a】－【b】	開催外収入【c】	開催外支出【d】	開催外収支【c】－【d】	営業活動収支（開催収支＋開催外収支）【e】	資金収入【e】	資金支出【f】	資金収支【e】－【f】	資金収入【g】	資金支出【h】	資金収支【g】－【h】	
		(A)	(B)	(C)											
H 19 年度	840,077	845,853	859,142	▲ 13,289	42,379	7,869	34,510	21,221	383	4,973	▲ 4,591	2,459	19,750	▲ 17,291	
H 20 年度	791,346	796,889	804,512	▲ 7,623	39,022	7,310	31,712	24,089	303	8,087	▲ 7,784	500	22,231	▲ 21,731	
H 21 年度	727,582	732,085	742,020	▲ 9,935	30,185	9,649	20,536	10,601	443	4,361	▲ 3,918	696	17,705	▲ 17,009	
H 22 年度	634,988	639,325	648,943	▲ 9,618	25,449	8,398	17,051	7,433	237	4,371	▲ 4,134	1,386	19,623	▲ 18,238	
H 23 年度	622,937	627,285	631,382	▲ 4,097	24,164	7,901	16,263	12,166	156	3,757	▲ 3,601	1,340	17,062	▲ 15,722	

年度 \ 項目	資金収支合計 (A) + (B) + (C)	損失処理					利益処分					資金の年度初残高	当該年度資金増減額	資金の年度末残高
		一般会計繰入金	繰入充用金	基金等取崩収入	計	一般会計繰出金	収益分配金	基金等積立金支出	協賛競輪協賛金支出等	計				
		(D)												
H 19 年度	▲ 661	750	14,665	2,779	18,194	5,444	210	8,570	195	14,418	18,378	3,310	21,688	
H 20 年度	▲ 5,426	935	14,379	5,013	20,327	8,955	210	8,871	106	18,036	21,601	▲ 3,136	18,466	
H 21 年度	▲ 10,327	0	15,493	3,644	19,137	5,680	430	5,562	0	11,672	18,241	▲ 2,862	15,379	
H 22 年度	▲ 14,939	2,787	13,894	4,926	21,607	3,868	210	4,533	0	8,612	15,382	▲ 1,944	13,438	
H 23 年度	▲ 7,157	0	13,361	3,530	16,891	3,028	210	4,044	0	7,281	13,394	2,453	15,847	

開催収入は、各競輪場で開催される競技（本場開催）による車券の売上等であり、年々減少しており、本場開催に伴う支出である開催支出を控除した開催収支は継続的に赤字となっている。一方、他の競輪場開催の車券を開催していない競輪場で発売（場外開催）する際の施設・設備貸付料等である開催外収入も、年々減少しているが、これに要する支出である開催外支出を控除した開催外収支は黒字を保っている。その結果、両者の差額である営業活動による資金収支は継続的に黒字となっている。

これは、本場開催は、車券売上の75%が払戻金となり、残り25%でJKA（競輪の振興法人）交付金、選手賞金、職員人件費、開催経費等を賄うことになるが、車券売上の減少により、固定的な支出を賄うことができなくなり、経常的に赤字となったものである。一方、場外開催は、収入額は車券売上と比較すると少額であるが、場外開催に伴う経費の多くは貸付先の負担となり、場外開催で負担する経費は少額であるため、黒字となっているものである。

国内47の競輪事業の施行者のうち、平成23年度では開催収支の赤字は32施行者で、開催外収支は全ての施行者が黒字となっている。開催収支に開催外収支を加えた営業活動収支も赤字となっているのは7施行者となっている。

競輪事業は、営業活動による収支の黒字分で、競輪事業の維持に必要となる施設の整備や将来の施設の整備のための積立を行い、一般会計への繰出及び収益金の分配を行うことが予定されているが、繰出等が行われたのは26施行者であり、残りの21施行者では繰出が行われていない。このような厳しい環境の中で、平成3年以降、6競輪場が廃止され、現在も各施行者で競輪事業の継続について検討がなされている状況にある。

② 岐阜競輪の状況について

岐阜競輪事業の過去5年間の総合収支は次の通りである。

岐阜市 競輪施行者総合収支														(単位：百万円)		
年度 項目	車券売上高	営業活動（競輪事業）による資金収支						投資活動による資金収支			財務活動による資金収支					
		開催収入 【a】	開催支出 【b】	開催収支 【a】－ 【b】	開催外収入 【c】	開催外支出 【d】	開催外収支 【c】－ 【d】	営業活動 収支 （開催収 支＋開催 外収支） 【a】－ 【b】＋ 【c】－ 【d】 （A）	資金収入 【e】	資金支出 【f】	資金収支 【e】－ 【f】 （B）	資金収入 【g】	資金支出 【h】	資金収支 【g】－ 【h】 （C）		
H 19 年度	14,388	14,492	14,947	▲ 455	949	24	925	470	0	43	▲ 43	0	0	0		
H 20 年度	14,556	14,642	14,828	▲ 186	1,004	23	981	796	0	43	▲ 43	0	0	0		
H 21 年度	12,370	12,448	12,799	▲ 351	789	17	772	421	0	494	▲ 494	3	0	3		
H 22 年度	10,762	10,829	11,224	▲ 396	699	17	682	286	0	309	▲ 309	1	0	1		
H 23 年度	16,669	16,759	16,989	▲ 229	676	21	654	425	0	172	▲ 172	38	0	38		

年度 項目	資金収支合計 （A）＋（B）＋（C）	損処理				利益処分				資金の年度 初残高	当該年度 資金増減 額	資金の年度 末残高	
	（D）	一般会計繰入金 金	繰入充用金	基金等取崩収 入	計	一般会計繰出金	収益分配金	基金等積立 金支出	協賛競輪協 賛金支出等				計
H 19 年度	426	0	0	0	0	100	0	502	0	602	▲ 176	2,149	
H 20 年度	752	0	0	0	0	100	0	695	0	795	2,149	▲ 43	2,106
H 21 年度	▲ 70	0	0	457	457	100	0	300	0	400	2,106	▲ 14	2,093
H 22 年度	▲ 21	0	0	320	320	200	0	300	0	500	2,093	▲ 201	1,892
H 23 年度	291	0	0	88	88	300	0	300	0	600	1,892	▲ 221	1,671

開催収入は、平成23年度には、車券売上が大幅に増加したが、これはオールスター競輪が開催されたためであり、一時的な売上増と考えられ、競輪事業全

体と同じく、車券売上は継続的に減少していると考えられる。収支の状況も、他の多くの施行者と同様に開催収支は継続的に赤字となっており、これを開催外収支の黒字により、営業活動による収支の黒字を維持している状況である。

営業活動による収支の黒字は継続しており、毎年度、競輪場施設整備基金への積立を行うとともに、一般会計への繰出を1億円から3億円行っており、平成24年度も2億円が予定されている。車券売上に対する営業活動収支の比率でみると、47施行者のうち13番目となっており、比較的良好な収支の状況といえる。

競輪事業の資金等については、資金の残高1,671百万円に加えて、競輪場施設整備基金が1,944百万積み立てられており、計3,615百万円の資金を有している。なお、これらの資金は、更新投資の原資となると共に、事業を廃止した場合には、事業廃止に伴う支出の原資となることが想定されている

(3) 今後の競輪事業について

① 競輪事業全体について

経済産業省の試算によると、これまでの売上推移に今後の活性化を加味した売上見通しでは、平成30年度には競輪全体で4,500億円を切る売上規模になり、これまでと同等のコスト削減を継続した場合、平成25年には8割以上の競輪場が赤字に陥るとのことである。その他、レース数比例経費を5割削減しても、6割以上の競輪施行者が赤字になることや、レース比例経費と競輪場比例経費の両コストを3割程度削減した場合は、競輪施行者の半数は黒字が維持できるが、売上の減少がさらに進めば、赤字となる競輪施行者が半数を超えること等が試算されているなど、競輪事業全体はかなり厳しい状況にあるといえる。

② 岐阜市競輪事業について

岐阜市の競輪事業においても、他の競輪場と同様に車券購入者の高齢化が進んでおり、視察を行った際の、来場者のほとんどが高齢者であり、競輪事業全体と同様に車券購入者が固定化、高齢化していることから、今後も売上が減少していくことが確実である。これまでも、設備の改修を行い快適な環境を作ることにより車券購入者の維持に努め、一方では駐車場の賃借契約の一部解約を予定しているなど経費削減に努めてはいるものの、売上が減少していく以上、いずれ事業が赤字となり事業の廃止を検討することが必要となる。

将来的に事業を継続するために必要な施設の更新、改修を行うかどうかの判断は、岐阜市にとって最も有利になるように、競輪事業が継続することにより得られる営業活動による収支の額が、施設の更新等に要する支出を超過するかどうかで決定することが適切である。ただし、競輪事業を廃止することは、競

輪事業従事者の雇用や、競輪場周辺の地域経済に影響を与えることになるため、猶予期間を設けて廃止することが必要と考える。

事業の廃止を考慮した上で、更新投資等の要否を検討するためには、事業の損益予測を行うことが必要である。そこで、次のように上記の競輪施行者総合収支を基に営業活動収支について損益予測を行った。

損益予測の方法は、平成 19 年度から平成 22 年の営業活動の収支より、開催収入と開催外収入に分けて、収入の増減に対する支出の増減の比率から、収入に対する変動費率と固定費を算定した。開催収入に対する開催外収入の比率はこの 4 年間の平均である 6.56%と仮定した。なお、平成 23 年度はオールスターレースが開催され、開催収入が著しく増加し通常ではないため除外し、損益予測の計算からは除外した。

その結果、算定された開催収入、開催外収入に対する変動費率、固定費は次の通りである。

開催収入に対する変動費率	98.18%
開催収入に対する固定費	584 百万円
開催外収入に対する変動費率	2.82%
開催外収入に対する固定費	7 百万円

これらの数値を利用し、営業活動収支の損益分岐点は、以下の式で算定される。

$$S(\text{開催収入}) \times (100\% - 98.18\%) - 584 \text{ 百万円} \\ + S \times 6.56\% \times (100\% - 2.82\%) - 7 \text{ 百万円} = 0$$

その結果、営業活動収支が均衡する開催収入は 7,227 百万円（平成 22 年度比 25.8%減）算定された。この開催収入以下となる年度以降は営業活動収支が赤字となると試算されたが、岐阜競輪場の開催収入は、平成 23 年度のオールスター競輪ほどではないにしろ、開催されるレースにより大きく増減するため、岐阜競輪場の開催収入の趨勢から予測が困難である。そのため、競輪事業全体の開催収入の推移を利用すると、平成 19 年度から平成 23 年度の 4 年間の開催収入の減少率は 25.8%であり、年平均 6.45%減少している。これを岐阜競輪場の損益分岐となる開催収入の減少率に当てはめると、平成 22 年度の 4 年後の平成 26 年度に営業活動収支が均衡することになる。

この試算は、支出の固定、変動の分解を過去の実績に基づいて計算式で算定し実際の支出の態様で分けていないこと、開催収入の見込みが過去の競輪事業全体のすう勢を基に算定している等、必ずしも精度は高いとはいえないが、現状のまま、収入の減少が継続し、支出の削減が大幅に進まない場合、数年後には営業活動収支が赤字となることが予想される。

ただし、岐阜競輪場は、一宮競輪場、大垣競輪場と近接し競合していると考えられるが、両競輪場の状況は岐阜競輪場と比較して芳しくなく将来は不透明な状況にあり、状況によっては岐阜競輪場の収入が大幅に増加することも想定される。また、競輪事業の払戻金の比率を 75%から 70%に下げることにより、収益性の改善を図ることも検討されている。収支に関して不確定な部分があり、これらに留意した上で、収支予測を綿密に行い、更新投資の適否を検討されたい。

第 15 耐震化について

1 概要

(1) 市有建築物の耐震化について

平成 7 年 1 月に発生した阪神淡路大震災により多数の建築物が倒壊したことにより、地震に対する建築物の安全性の向上を図ることを目的に、平成 7 年 10 月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」という。）が制定され、昭和 56 年以前の耐震基準により建築された建築物について、積極的に耐震診断や改修を進めることとされた。その後、新潟中越地震、福岡県西方沖地震等の大規模な地震が頻発し、東海地震、東南海・南海地震、首都直下型地震等の切迫性から、平成 17 年 11 月に「耐震改修促進法」が改正され、計画的な耐震化の推進、指導の強化、支援措置の拡充、「耐震改修促進法」に基づく特定建築物の範囲の拡充がなされた。

これらを受けて、岐阜市では、平成 7 年～18 年にかけて、特定建築物等を対象に耐震診断を実施し、順次、耐震化工事を行ってきた。平成 19 年度には学識経験者、専門家、関係部局員で構成する「岐阜市建築物の耐震化等推進検討委員会」を設置し、その提言等に基づき、平成 20 年度に「岐阜市有建築物耐震化整備計画」が策定され、この計画に基づき市有建築物の耐震化が行われている。

なお、同委員会の報告書において耐震化された建築物に対する考え方として、耐震補強しても、耐用年数が延びることを意味するものではないとされている。

(2) 耐震化の対象とする建築物

耐震化の対象となるのは、昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された市有建築物のうち、次の①、②の要件に当てはまるものを対象に耐震診断を実施し、その結果、耐震化が必要と診断された市有建築物である。

① 建築物の用途及び規模

建築物の用途	建築物の規模
防災活動拠点等重要な建築物 (庁舎、消防庁舎、避難所施設等)	居室等のある建築物全て (倉庫、自転車置場等除く)
小中学校等	
幼稚園	
保育所 (社会福祉施設含む)	
高等学校	
市営住宅	階数 3 以上かつ延べ面積 1,000 m ² 以上 (耐震改修促進法に定める特定建築物の規模要件)
その他の施設	

② 建築物の構造

非木造を原則とするが、一部木造を含む。

③ 耐震化の判定について

耐震診断の結果、建築物の耐震性能を数値化（建物の強さ、粘り、形状、経年状況から決定）したものである構造耐震指標（**Is**値）が算定される。耐震化の対象となる**Is**値は、原則として**0.6**未満であるが、幼稚園、小中学校等の学校施設は**0.7**未満となっている。

これは一般の建築物を対象とする「耐震改修促進法」等では、**Is**値 ≥ 0.6 は「地震の震動及び衝撃に対し倒壊し、又は崩壊する危険性が低い」とされ、**Is**値**0.6**以上が求められるのに対して、文部科学省は、地震時の児童生徒等の安全を確保することや避難所となることを考慮して、学校施設の**Is**値をより高い**0.7**以上としているためである（文部科学省の公立学校施設に係る大規模地震対策関係法令及び地震防災対策関係法令の運用細目 昭和55年7月23日 文管助第217号）。

参考 Is値の目安（国土交通省基準）

$I s < 0.3$	地震に対して倒壊または崩壊する危険性が高い
$0.3 \leq I s < 0.6$	地震に対して倒壊または崩壊する危険性がある
$0.6 \leq I s$	地震に対して倒壊または崩壊する危険性が低い

④ 耐震化の優先順位

多数の市有建築物に対して耐震化を行うことが必要となるが、耐震化の対象となる全ての市有建築物について、耐震化を同時に行うことは予算的に困難であるため、耐震化の必要性の高いものから耐震化を行うため、優先順位をつけている。

岐阜市では、耐震診断結果、原則として算定された I_s 値の範囲により、優先度を A から D で判定することになっている。ただし、 I_s 値以外の要素を加味すべき建築物については、他の要素を加味して AB 判定を行っている。

また、学校施設については、 I_s 値の他に、立地する地域の東海地震の想定震度、施設の重要度、経過年数、人の利用度などを考慮して総合的に算出した値により優先順位を決定する総合順位判定方式によっている。なお、同一の施設内に I_s 値の低い施設と高い施設が混在する場合は、耐震補強工事の効率性の観点から、学校全体として I_s 値の低い建築物の耐震補強工事と併せて、 I_s 値の高い建築物についても同時期に耐震化を図ることとされる。

岐阜市では、耐震診断結果を I_s 値の範囲と AB 判定の関係は次の表の通りである。

I_s 値と判定の関係	判定
$0.7 > I_s \text{ 値} \geq 0.6$	A
$0.6 > I_s \text{ 値} \geq 0.42$	B
$0.42 > I_s \text{ 値} \geq 0.18$	C
$0.18 > I_s \text{ 値}$	D

(3) 耐震化の現状

平成 23 年度末現在で、耐震診断を実施した建物は 498 棟であり、その結果、耐震性のある建物が 198 棟、耐震化が完了した建物が 180 棟、耐震化未実施の建築物が 120 棟（内木造 11 棟）である。

平成 23 年度末現在で、木造建築を除く耐震化未実施の建築物の耐震化整備計画は、次の表のようにになっている。平成 23 年度末現在、最も危険が高いとされる D 判定の建築物については、既に耐震化が終了しており、全体として優先順位の高いものから順次、耐震化が実施、計画されているといえる。

平成23年度末現在の耐震化計画

(棟)

区分	判定	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度以降	検討中	合計
小中学校施設	A	5	4	16				25
	B	1	19	7				27
	C	4	2					6
幼稚園	A			1				1
	B			1				1
	C			1				1
保育所	A	1		2				3
	B							0
	C		1				1	2
高等学校	A							0
	B	1						1
	C							0
市営住宅	B		3	3	2			8
	C	2						2
その他の施設	B	2	6	4	6	5	1	24
	C	7					1	8
合計	A	6	4	19	0	0	0	29
	B	4	28	15	8	5	1	61
	C	13	3	1	0	0	2	19
総合計		23	35	35	8	5	3	109

2 監査手続

耐震化に関連する法令、報告書、計画書を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、視察及び質問等）を実施することにより、耐震化にかかる合規性等を検証した。

3 監査の指摘及び意見

(1) 耐震診断の結果の公表について（指摘）

前述したように、岐阜市では498棟の耐震診断を実施している。そのうち、学校施設については、岐阜市のホームページ上で、耐震診断の結果及び耐震診断を受けて実施した耐震補強工事及び今後の予定が公開されている。

これは、公立小中学校等施設については、このたび改正された「地震防災対策特別措置法」により、その設置者である地方公共団体に、耐震診断の実施及びその結果の公表が義務付けられていることによるものである。

その他の建築物については、耐震性が十分でない市有建築物を公表することは、これを利用する市民の混乱を招くおそれがあるとして、市では耐震診断の結果等について、市では特に公表していない。

これに対し、平成18年1月に、「耐震改修促進法」第4条第1項の規定に基づき、「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」が国土交通省告示（第184号）により規定されている。

この基本的な方針の 一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項 2 公共建築物の耐震化の促進 において「公共建築物については～国及び地方公共団体は、各施設の耐震診断を速やかに行い、耐震性に係るリストを作成及び公表するとともに、整備目標及び整備プログラムの策定等を行い、計画的かつ重点的な耐震化の促進に積極的に取り組むべきである（一部抜粋）」とされる。この基本方針では、公共建築物について、耐震診断の結果に関するリストを作成、公表することを明確に求めている。

市有建築物を利用する立場から考えてみても、利用する市有建築物に耐震性の有無は、地震が起こった際に、建物内は安全と考えて内部に留まるか、倒壊の危険があるため一刻も早く屋外に出るべきかの重要な判断に影響を与えるものである。そのため、建築物の利用者が、建築物の耐震性を把握することは、地震が発生した際の被害を減らしうるものであり公表すべきものとする。

国土交通省告示及び地震による被害を減らすためにも、学校施設以外の耐震診断の結果について公表すべきである。

(2) 耐震診断対象の明示について（意見）

市の耐震診断の対象は、1 概要（2）耐震化の対象 に記載されている通りである。耐震診断の対象が、このように定められていることは、市有建築物を利用する市民の多くが理解しているか疑問である。市民が耐震診断の対象か否かを理解することは、（1）と同様に、地震時の行動に影響があるため重要と考えられる。そのため、耐震診断の結果を公表する際に、耐震診断された建築物以外には耐震診断が行われていないことを強調しておくことが適切と考える。

(3) 耐震診断の対象について（意見）

市の耐震診断の対象は、学校施設に関しては、文部科学省の基準である2階建以上かつ200㎡以上の要件よりも、対象範囲を広げているといえる。一方、その他の市有建築物については、防災活動拠点等重要な建築物を除き、耐震改修促進法に定める特定建築物の規模要件である階数3以上かつ延べ面積1,000㎡以上の国土交通省の基準に従ったものであり、合規性については特に問題がないといえる。

しかしながら、耐震改修促進法に定める特定建築物の規模要件を満たさないような階数が2以下もしくは延べ面積が1,000㎡未満の建築物については対象となっていない。これらの建築物についても、市有建築物として利用されている以上、耐震化及び耐震診断の対象とすることが望ましいが、当該建築物の耐震化は、国の補助制度の対象外となることもあり、限られた財政の中での実施は困難であることから、現在の重要性の高い建築物から対応していくことは合

理的なものと考えられる。

そのため、現在の耐震化計画終了後に、規模要件を満たさない市有建築物について、耐震化すべき重要なものはないか検討されたい。

第 16 公有財産等に関わる台帳について

1 概要

第 2 岐阜市の財政状況と公有財産等の更新投資について 4 更新投資のシミュレーションの方法について (1) 更新投資の基礎資料 参照

2 監査手続

公有財産台帳システムのデータ及び新地方公会計システムの固定資産台帳のデータを入手し、データの内容を査閲し、担当課に対して質問した。

3 監査の指摘及び意見

(1) システムの統合について（意見）

岐阜市の公有財産等に関する主な台帳として、「公有財産台帳」と新地方公会計の「固定資産台帳」がある。

今回、更新投資額を試算するにあたり、普通会計に属するものについては建物を除き、「固定資産台帳」を利用した。その理由は、「固定資産台帳」が全ての固定資産を対象としていること、金額情報・耐用年数が含まれていることにより、公有財産等の更新時期や更新投資額の算定が容易であるためである。一方、建物について、「公有財産台帳」を利用したのは、金額情報以外の面積、構造等の情報が詳細に記載されており、再調達価額を設定できる建物については、これらの情報を利用し、更新投資額を算定することが正確であると考えたためである。

二つの台帳は、ともに公有財産等に係る情報を処理する台帳であるため、単一のシステムに、「固定資産台帳」、「公有財産台帳」に必要なデータを保持し、各台帳の利用者はそれぞれ必要なデータをシステムから出力することが合理的であると考えられる。

資産管理に必要な情報である、「固定資産台帳」に記録される取得価額、帳簿価額、公有財産等の価値を高めるような改修工事の記録である資本的支出の記録、耐用年数等や、「公有財産台帳」のみに記録されている詳細な構造や取得要因等の情報が同一のシステムに登録されているのであれば、実際に公有財産等

を所管し管理する部署にとっても、市全体の公有財産等の状況を把握する部署にとっても有益なものとなるはずである。

「公有財産台帳」は平成 24 年度、「固定資産台帳」は平成 20 年度から稼働を始めていずれも取得から時間が経過していないことから、当面、両者を併用することになると思われるが、それぞれ所管する管財課と財政課が協力し、将来的には両者を統合したシステムとすることが望まれる。

(2) 公有財産台帳について

① 公有財産台帳の金額情報について（指摘）

「公有財産規則」第 54 条において、購入に係るものは購入価格等、金額を登録すべき価格について定めがあるが、実際の市の公有財産台帳システムから建物を抽出したデータを閲覧したが、2,536 件のうち 1,962 件が金額未入力であった。公有財産の金額情報は重要であるため、規則に従い、もれなく金額情報を記載すべきである。

② 公有財産台帳の機能について（指摘）

「公有財産台帳」を作成する目的は、単に面積等を集計するだけではなく、資産管理に有益な情報を提供することである。

現在、使用されている公有財産台帳システムでは、部署別に公有財産ごとのデータを閲覧、出力することは可能であるが、通常、可能と考えられる部署別の公有財産の一覧を閲覧、出力することができない。これは、各部署が資産管理に「公有財産台帳」を使用するに際して、有益性を著しく損なうものと思われる。今後、システムの改良等を行うのであれば、部署別に管理する資産を一覧できる機能を付加すべきである。